

14. 5-799



1200501218687

14.5

799

世界年鑑

昭和十七年



始





14.5-799



1203501218687

14.5

799

# 世界年鑑

昭和十七年版



# 戦ひ抜かう大東亞戦

貯蓄報國



## 住友銀行

大阪市東區北濱五丁目

# 商標の選擇



同じ明るさで電力二割節約できる

マツダランプは五十年の歴史と最高技術の結晶です……

# マツダ ランプ

◀電球お求めの節は必ず廢電球を御持参下さい▶

東京芝浦電氣株式会社



# 海運報國



## 日本郵船株式會社

明治十八年創業

資本金一億六百二十五萬圓

廣	北	事	昭	香	營	臺	神	東	本
東	京	務	南	港	口	北	戶	京	店
サイ	南	所	馬	バ	天	基	門	横	
パン	京		尼	ラ	津	隆	司	濱	
	大		刺	オ	青	高	函	名	
	治		蘭	西	島	雄	館	古	
	漢		貢	貢	上	大	小	屋	
	口		盤	盤	海	連	樽	阪	
			谷	谷					

東京市麴町區丸ノ内二丁目二〇番地

内外支店 出張所

**帝國國生**

保險は

戰費であり

貯蓄である！

社 本

内ノ丸・京東



明 け行く東亞  
受繼ぐ僕等！



富國徴兵

コドモのホケン



三和銀行

資本金 壹億七百貳拾萬圓  
預金總額 參拾五億四千四百萬圓

本店 大阪市東區今橋三丁目  
支店出張所 全國二百二十餘ヶ所





日本電力株式會社 改稱

# 日電興業株式會社

資本金 壹億壹仟壹百萬圓

社長 高津啓一

本社 大阪市北區宗是町壹番地  
東京事務所 東京市麴町區內幸町二ノ一、三  
富山事務所 富山市總曲輪二一三

株式會社  
日本電解製鐵所  
日本マグネシウム株式會社  
國產輕銀工業株式會社  
富士飛行機株式會社  
三陸開發株式會社  
日本輕銀工業株式會社



## 三井信託株式會社

資本金三千萬圓  
信託財產總額  
八億餘萬圓

本店 東京市日本橋區室町二丁目一番地一  
支店 東京 大阪 名古屋 福岡  
出張所 京都 橫濱



## 三井生命保險株式會社

東京市日本橋區室町二ノ一  
電話日本橋代三二四一(5)

### 支店支所所在地

東京、小樽、仙台、新潟、  
金澤、名古屋、京都、大阪、  
神戶、高松、廣島、福岡、  
奉天、  
品川、日本橋、豊原、旭川、  
札幌、秋田、山形、福島、  
宇都宮、高崎、千葉、橫濱、  
甲府、松本、富山、靜岡、  
熱田、岐阜、津、奈良、  
大阪東、大阪西、和歌山、松江、  
岡山、高知、下關、門司、  
長崎、熊本、京城、釜山、  
台北、新京、天津、上海



NISSEN



適應症  
中耳炎・扁桃腺炎  
蓄膿症・齒槽膿漏  
其他各科化膿性疾患

包 裝  
六錠 二〇〇錠

品質を誇る「日染」醫藥

○醫界の定説  
化膿菌に對する化學療法にニ基スルホン  
アミド劑が卓効を有する事は既に醫界の  
定説なり。

○治療の重點  
近時各種組成のズルホンアミド劑が簇出  
してゐる際如何なる組成のズルホンアミ  
ド劑を撰定するかは治療上重大なる問題  
である。  
同時に其撰定に當つては化學的純度高  
きものを採ることが治療の要諦であるこ  
申すべきである。

○ホレオン「日染」  
ホレオン「日染」は周到なる注意の  
下に精密なる技術と完備せる装置と  
を以て原料から製品へ一貫せる工程  
に依り完成せしめたる純正を誇るニ  
基スルホンアミド劑である。

純正化學療法劑

ニオレポ

錠 日染

元買取手一 店商畑稻社會式株  
元買發造製 社會式株造製料染本日  
日丁二町愛瀬區南市阪大 町出日春區花此市阪大

祖開の險保災火



東京火災海上保險株式會社

火災保險 傷害保險 森林保險  
海上保險 信用保險 利益保險  
航空保險 盜難保險  
運送保險 硝子保險  
自動車保險 風水害保險 戰爭保險

本店 東京市麴町區大手町一丁目  
電話丸ノ内(23)一三〇一五・四一三五十九

支店 大阪・京都・横濱・神戸・名古屋・仙臺  
福岡・札幌・京城・新京・上海



開業 明治十二年八月  
 資本金 七千五百萬圓  
 諸準備金 壹億四千六百餘萬圓

# 東京海上火災保險株式會社

本店 東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地

## 營業種目

海上 運送 火災 森林 利益  
 自動車 竊盜 傷航 風水  
 子車 難害 空害

戰爭保險

## 支店出張所

大 阪 神 戶  
 橫 濱 名 古 屋  
 福 岡 新 京  
 京 都 天 津  
 上 海

硫安・石灰窒素  
 工業藥品・アルミ  
 ニウム・鐵合金  
 研削材・電極類

# 昭和電工株式會社

東京市京橋區寶町一丁目七番地

實費の保險



# 千代田生命

相互組織 本社・東京・京橋





# 明治火災

開業 明治二十四年二月二日  
 資本金 壹千萬円  
 總資産 七千壹百万円  
 現在契約高 五拾五億餘万円

本店 東京市麴町區丸ノ内一丁目六

營業種目	支店	營業所
火災保險	大阪	札幌
海上保險	京都	仙台
運送保險	名古屋	廣島
自動車保險	福岡	小倉
傷害保險	金澤	長崎
盜難保險	橫濱	熊本
航空保險	新京城	北
戰爭保險		臺



貯蓄  
報國

## 三井銀行

本店 東京市日本橋區室町



建築土木請負

株式會社  
清水組

社長 清水康雄

東京市京橋區寶町二ノ一  
 電話京橋 四一八一—四一九〇  
 五一八一—五一九〇

文化元年創業



# 兵尖の戰道報界吉



日本の声を全吉界へ  
吉界の動きを全吉界へ



同盟通信社 法人團

園公谷比日區町麴市京東



會株式

日本晝夜銀行

營業時間  
自午前九時  
至午後八時



會株式

安田貯蓄銀行



會株式

安田銀行



帝國海上火災保險株式會社



東京火災海上保險株式會社



安田生命保險株式會社



創立 明治五年  
資本金 三億 円

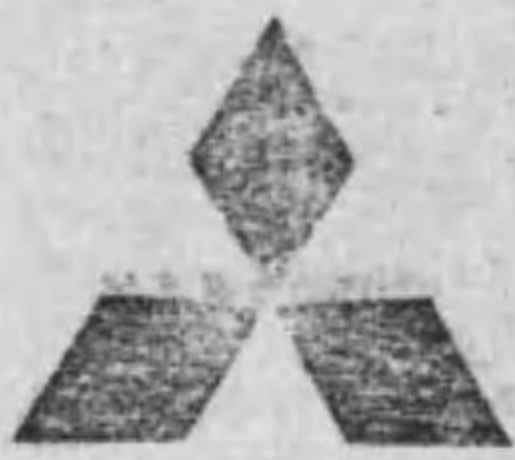
# 王子製紙株式會社

社長 高島 菊次郎

本社 東京市王子區王子町  
營業所 東京市麴町區有樂町三信ビルディング内

資本金 金五百万 円 (全額拂込済)  
諸積立金 金五千九百余万 円

本店 東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地



## 三菱海上火災保險株式會社

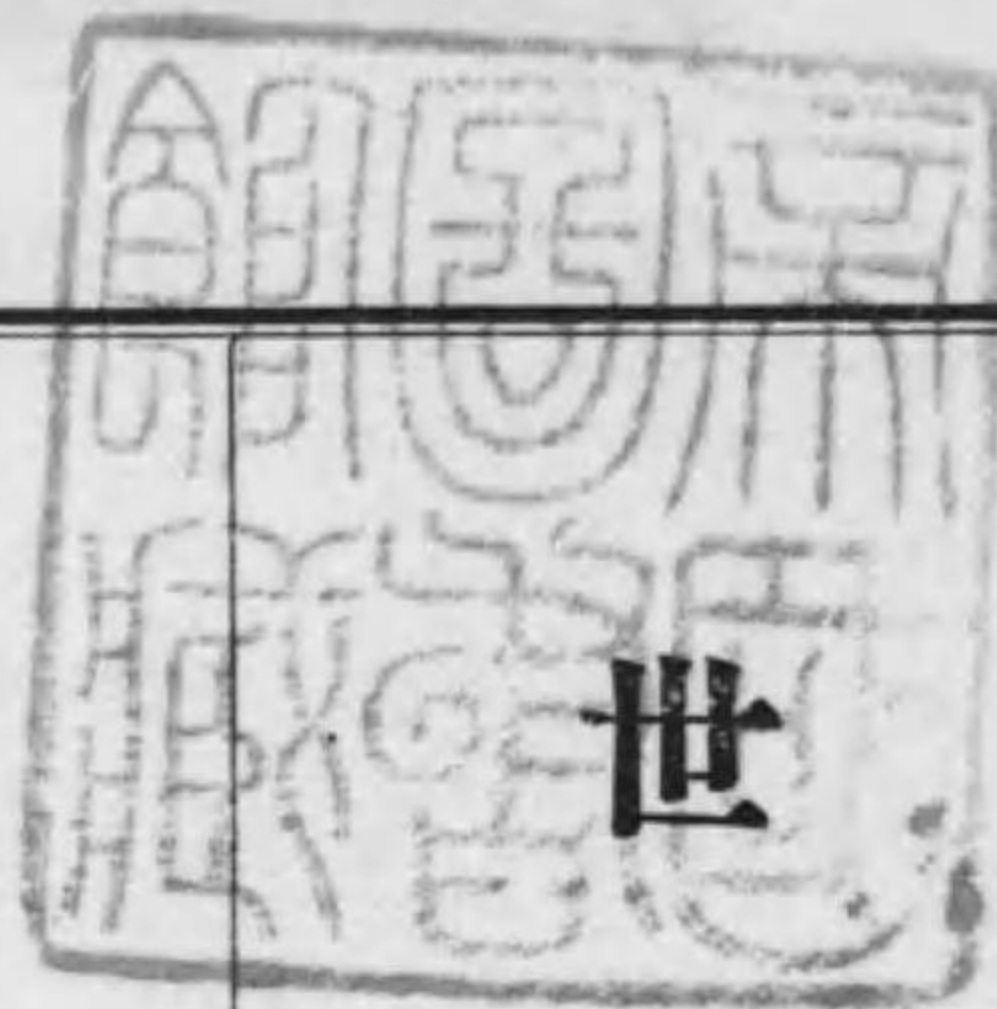
營業科目

海上、火災、運送  
自動車、傷害、盜難  
航空、硝子、風水害  
戰爭保險

支店 大阪、神戸、名古屋、福岡

新京、京城、天津





# 世界年鑑

昭和十七年版

日本國際問題調查會



## 傳統と嚴正なる科學の統制下に 研究完成せる三共のビタミン劑

我社は1910年所謂ビタミンの先驅たるオリザニンを生に發表して以來研鑽努力の結果、現由は下記ビタミン劑を生産しつゝあり、何れも純國産にして其品質效力共に優れ斯界の絶頂を得してゐる。

東京市日本橋區室町 三共株式会社

### ビタミン

A+D

三共ビタミン膠球

一個中A約4500單位D約300單位を含有す  
(20球・50球・100球・500球)

A+D+B

三共ビタミン錠

一錠中A約1500、D約100單位及オリザニンを含有す  
(50錠入・100錠入)

B

複合體

オリザニン (内服用各種)

每製品生物學的に力價を測定し效力常に一定確實  
(米・麥・波・エキス)

B<sub>1</sub>

結晶

オリザニン注射液

標より抽出せるオリザニン結晶を溶解せるもの力價強大  
(10倍品・20倍品・40倍品)

B<sub>1</sub>+C

オリザビトン

オリザニン結晶及びビトン結晶の適量を配伍す  
(注射液・内服用錠)

B<sub>2</sub>

結晶

ビオフラビン

一膠球2錠中ラクトフラビン結晶0.5粒を含む  
(注 5錠入・10錠入)

C

ビトン

純國産合成dアラボ・アスコルビン酸  
(米・麥・注射液)

D

ヘリオール

一錠中20000國際單位を保有する油劑  
(10錠入・50錠入)

E

ベツト

一錠中2.5白鼠單位のビタミンEを含有す  
(50錠入・100錠入)



詔書

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勳精職務ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ億兆一心國家ノ總力ヲ舉ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ至顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト變端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ビ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ斷ニ相圖クヲ悛メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス剩ハ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與ヘ途ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日



序 文

感激の日十二月八日以来日とともに、月とともに擴大して行く戦果を眺めて感激を新にする我々は益々大東亞建設を使命とする光榮を憶ふと同時に、之に依つて全世界人類の向上進歩に貢献しなければならぬといふ義務感を更に更に深める。

戦ふに當つては言ふに及ばず、建設するに當つても、要は先づその對照に關する明確な認識を持つことである。而も、「果して支那を知るや、東亞を知るや、世界を知るや」を反省しつゝ、支那の、東亞の、世界の事情を調査し、研究する程に益々知ることの妙きを変へるのである。一億の日本人が心を一にして右大使命の完遂に邁進する今日、茲に「世界年鑑」第四年版を世に送ることを欣快とする我々調査會一同の眞意は、更めて説く要もあるまい。わが讀者諸賢が皇國の力強い伸展飛躍に指導的役割を果されるに當つて、幸ひに此の一卷が些かなりとも寄與し得れば、我々の欣快至極とするところである。たゞ我々の微力非才、未だその意圖を果すに遠く、今後一層諸賢の御叱正、御教示に俟つところ多きを痛感する次第である。

本書の編纂、上梓に際し、幾多の支援を賜つた諸先輩、友人諸氏の御厚志に對し衷心より感謝の意を表しつゝ。

昭和十七年十一月

日本國際問題調査會

推薦の辭

公 爵 近 衛 文 麿

日本國際問題調査會が、先に「世界年鑑」を創刊し、こゝにその第四年版を世に問ふに至つたことは、余の衷心欣快に堪へぬところである。

今や、世界の情勢は歴史未曾有の變革期に際會せることを示し、この間に處して、わが日本民族がその光榮ある傳統と使命とを不朽に擁護顯現せんが爲には、何よりも國民が偏狹固陋の風を一掃して廣く世界の現實を的確に把握するの明がなければならぬ。

殊に今日の日本は困難なる支那事變完遂の過程を通じて、東亞に新秩序を創造建設せんとしつゝあるのであつて、かゝる大業は雄渾なる民族の睿智を俟つて初めて成就せられるのである。世界を究めるの途は、即ち東亞を究め、日本自らを究めるの途と言ふべきであらう。

その意味において、本書の如く多數専門家の眞摯なる協力に成る、秀れたる世界現勢の鳥瞰圖は、國民の眼光をして歴史の新しい動きに展かしめ、その一人一人をして、進取敢爲な國運の開拓者たらしむる好個の資料と信ずる。

余はかゝる國家的事業が、今後廣く江湖の支持を得て、その貴重なる使命を果すに遺憾なからむことを切に希望してやまぬ者である。これ重ねて本書を推薦する所以である。

昭和十七年十一月

14.5  
799



## 凡 例

一、世界年鑑昭和十七年版は、獨ソ戰の開始、大東亞戰爭の勃發といふ歴史的二大事件によつて、世界が樞軸國對民主主義國の二大陣營に區別せられるに至り、東西、海陸各々その戰域を異にしながらも、國を擧げての死闘に、長期戰體制の確立を目指して、新しき時代と新しき世界の建設といふ唯一の目的に進みつゝある時期をその内容とする。従つて編輯方針も兩陣營に於ける各國戰時體制の検討を中心とし、且ついふところの歴史的轉換期が齎すべき世界的變革の諸相とその動向とを、政治、經濟、社會、文化全般の領域に互つて一見混沌たる世界の現實を通じ、明かならしめるに必要な材料の提供に努めた。

一、特に戰線が全世界に擴大せられたので、僻陬の一小國、一島嶼といへども甚だ重要な地位を占めるに至つてゐる。このため、あらゆる困難を排してこれら地域を包含することにとつとめ、本年度版の形式は前年度版のごとき形をとらず、從來の特色を復活して全世界の獨立國、植民地、屬領等一七五の國ないし地方を收録してゐる。

一、戰爭による領土あるひは主權の變化が甚だしく且つ複雑なので、これらの取扱は一定してゐない。今主要な變化について見れば、ヨロッパにおいてはエストニア、オランダ、デンマーク、ノルウェー、ハンガリー、ベルギー、ラトヴィア及びリトアニアはドイツの中に包含して扱ひ、更に別個に國別の概観が行はれて

ゐる。ユーゴスラヴィアは解體し、クロアチア、セルビア、モンテネグロに分れたためこれらは別個に扱はれた。東亞においては大東亞戰爭の結果、英領マレー、英領ボルネオ、蘭領東印度が消滅し、これらはマレー、舊英領ボルネオ、舊蘭領東印度として扱ひ、このほかフィリピン、香港、ビルマ、葡領チモール、ニュー・ギニアは従來通りの呼稱を繼續してゐるが、以上の内容は殘念ながら主として大東亞戰爭勃發當時までに止めざるを得なかつた。そしてその後の主要な變化については序篇にこれを收録した。その他キレナイカ、トリポリを合してリビアとし、西領ギニア灣諸島は西領ギニアに統一された。

一、各國別の内容項目も亦、本年度版編輯方針に従つて若干の修正が行はれた。その基本的ものは政治の部における「戰時體制」、經濟の部における「戰時經濟」、ないしは「統制經濟」の追加である。主要國の項目は次の通りであるが、小國はその頁數によつて省略されてゐる部分がある。

### I 歴史概観

II 元首——日本のみ 皇室、A 皇帝(日本のみ) 天皇)、B 皇族、C 皇統、D 皇位繼承法、E 宮内府

III 政治——A 總論(政治史、戰時體制、統治機構、憲法、首都)、B 行政(内閣制度、現内閣)、C 立法(議會制度、現議會)、D 司法(司法制度、裁判所、犯罪)、E 地方行政、F 植民地行政、G 政黨(概観、政黨現勢)、H 外交(概観、國際關係、對日外交、駐在各國外交使節一覽表)、I 軍備(概観、陸軍、海軍、空

軍、戰爭經過)、J 政治の動靜。

IV 經濟——A 總論(經濟史、統制經濟)、B 財政(概観、豫算制度、新年度豫算、稅制、國債、地方財政、植



民地財政、財政政策)、C幣制(概観、本位貨幣、補助貨幣)、D外國爲替(概観、對英相場、對米相場、對日平價ならびに相場)、E金融(概観、銀行、保險、信託、郵便貯金、その他の金融機關、金利、金融政策)、F資本(概観、計畫資本、資本輸出、資本輸入)、G企業形態(概観、企業統制)、H生産(概観、工業、礦業、農業、林業、畜産業、水産業)、I物價(概観、卸賣物價指數、小賣物價指數)、J國內商業(市場、配給機構)、K外國貿易(概観、輸出入現況、主要輸出入品、國別貿易、對日貿易、貿易政策)、L國際收支、M交通運輸(概観、道路、鐵道、船舶、航空、自動車)、N度量衡、O經濟の動靜。

V社會—A總論、B社會構成(身分關係、職業關係、民族關係)、C勞働(概観、勞働條件、生計費指數、失業、勞働政策)、D勞働組合(勞働組合、農民組合、勞働爭議、小作爭議)、E協同組合(生組産合、消費組合) F民族運動(國民運動、少數民族運動)、G社會運動、H社會施設(社會保險、衛生施設)、I社會政策、J社會の動靜。

VI文化—A總論、B神社、C科學(哲學、自然科學、社會科學)、D藝術、E宗教(概観、各宗派現勢)、F教育、G言語、H新聞、I通信(郵便、無電、ラジオ)、J書籍・雜誌、K文化施設

VII自然—A總論、B地勢、C地質、D氣候、E面積、F人口、G植民地、H都市。

参考文献

一、前年度より各國別(當該國末尾)に参考文献が掲げられることとなつた。これは未だ完全なものではないが、逐年修補する豫定である。このほか、一國のみの文献でなく世界全體に通ずる左の如き一般的資料は、

一括して次に掲げておく。しかしここに掲げる文献は、主要参考文献ともいふべきものであつて各國政府刊行物その他については、當該國を参照して頂きたい。

略記號	書名	著者
A.	The Annalist.	I.T.C.R.M. International Trade in Certain Raw Materials (L.N.)
A.I.	Annuaire Interparlementaire.	I.T.S. International Trade Statistics.
A.G.	Almanach de Gotha.	I.Y.B.A.S. International Year Book of Agricultural Statistics.
A.R.	Annual Register.	J.T.A. Japan Times & Advertiser.
A.Y.B.	Arnaments Year Book (L.N.)	M.B. Money and Banking. (L.N.)
B.I.N.	The Bulletin of International News (R.I.I.A.)	M.B.S. Monthly Bulletin of Statistics (L.N.)
B.P.	Balance of Payments (L.N.)	M.R. Monetary Review (L.N.)
C.E.I.	Chronologie Economique Internationale.	M.Y.B. Mineral Year Book.
D.I.A.	Documents of International Affairs (R.I.I.A.)	N.I.Y.B. New International Year Book.
E.	The Economist (London)	N.T. The New York Times.
E.R.F.C.	Economic Review of Foreign Countries (U.S.A.)	N.T. The New York Times.
F.P.R.	Foreign Policy Reports (F.P.A.)	P.H.W. Political Handbook of the World.
F.Z.	Frankfurter Zeitung.	P.Y.R. The People's Year-Book.
H.G.E.E.	Handbook of Central & East Europe.	Q.M.H.S. Quint's Metal Handbook and Statistics.
I.J.S.	Internationales Jahrbuch der Sozialpolitik.	R.W.T. Review of World Trade (L.N.)
I.L.O.Y.B.	International Labour Office Year-Book (L.N.)	S. The Statist.
I.L.R.	International Labour Review (L.N.)	S.H.W. Statistisches Handbuch des Welthandels.



S.I.A.	Survey of International Affairs (C.I.I.A.)	Y.B.A.C.	Year-Book of Agricultural Co-operation.
S.J.D.R.	Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich	Y.B.L.S.	Year-Book of Labour Statistics (L.N.)
S.Y.B.	The Statesman's Year Book.	(邦文)	朝日新聞外各新聞 エコノミスト 海外經濟事情(外務省通商局) 國際經濟研究 國際經濟週報(同盟通信社) 國際知識及評論 大日本帝國統計年鑑 國勢グラフ 東洋經濟新報 統計月報(東洋經濟新報社) 同盟旬報
S.Y.B.L.N.	Statistical Year-Book of the League of Nations.		
F.	The Times.		
Ip.	Le Temps.		
T.F.	Taschenbuch für Energiewirtschaft.		
W.	Wirtschaftslexikon		
W.A.	World Almanac.		
Wh.A.	Whitaker's Almanack.		
W.Ar.	Weltwirtschaftliches Archiv.		
W.E.S.	World Economic Survey (L.N.)		
W.P.P.	World Production and Prices (L.N.)		
W.T.A.P.	World Trade in Agricultural Products.		
Y.B.B.M.S.	Year Book of American Bureau of Metal Statistics.		

一、地圖に就いては本年版に於て特に明細を期したが、一七五國(地方)の中廣州灣、シベリア、澳門、セーシェル諸島、セント・ヘレナ、英領太平洋諸島、西部サモア、ナウル島、佛領太平洋諸島、佛領西インド諸島、ヴァージン群島、アンドラ、ヴァチカン市國、クロアチア、サン・マリノ、ジブラルタル、セルビア、マルタ、モナコ、モンテネグロ二國(地方)のみこれを省略した。

一、本版執筆者は次のごとくである(五十音順)。

新井 克	荒川 雄二	池田 好藏	磯部 秀見
岩屋 博	大久保 正治	大島 清	大橋 宜二
越壽 雄	小山 豊三	坂根 哲夫	坂本章 邦
重信 常喜	沈 雄 亞	吹田 周造	菅間 正朝
高須 忠彦	高見 玄一郎	寺内 英男	戸田 英雄
中山 貢	西 和 夫	野村 武秀	原 誠 吾
平井 四郎	冬木 六郎	前山 信三	宮内 確二
八田 龜二郎	山川 敏夫		
佐藤 重雄	野村 敏雄		



世界年鑑目次



序篇 世界政治の展望

第一章 獨ソ開戦とその影響	一
(一) 戦争の新たなる展開	一
(二) 戦略體制の検討	九
第二章 米國の世界政策	三三
(一) 戦争とアメリカ經濟	三五
(二) アメリカの世界政策	三三
第三章 大東亞戦争	六六
第四章 大東亞共榮圏の成生と構造	六六
(一) 大東亞共榮圏の成生	六六
(二) 大東亞共榮圏の構造	七五
<b>第一篇 日本篇</b>	
1 日本	一
2 朝鮮	一七
3 臺灣	三三

第二篇 アジア篇

3 樺太	三五
5 關東州	三五
6 南洋群島	三七
7 アデン(英領)	三八
8 アフガニスタン	三八
9 アラビア諸國	三九
10 イラク	三九
11 イラン	三九
12 印度(英領)	三九
13 舊英領ボルネオ(日本占領地)	三七
14 舊蘭領東印度(日本占領地)	三八
15 廣州灣(佛租借地)	三九
16 サイプレス島(英領)	四〇
17 サガレン(ソ領)	四〇
18 シベリア(ソ領)	四一



51	エジプト	七三
52	カナリア諸島(西領)	七二
53	ガムビア(英領)	七三
54	カメルーン(英委任)	七五
55	カメルーン(佛委任)	七七
56	北ローデシア(英領)	七九
57	ケープ・ヴェルデ諸島(葡領)	七九
58	ゴールド・コースト(英領)	七九
59	ザンジバル(英保護領)	七九
60	サン・トメ島IIプリンシプ島(葡領)	七九
61	シエラ・レオーネ(英領)	七九
62	スワジランド(英領)	八〇
63	西南アフリカ(南阿委任)	八三
64	西領ギニア	八四
65	セーシェル諸島(英領)	八六
66	セント・ヘレナ(英領)	八七
67	タンガニーカ地方(英委任)	八八

68	チュニス(佛領)	八〇
69	トーゴ(佛委任)	八四
70	トーゴランド(英委任)	八六
71	ニヤサランド(英保護領)	八七
72	ニジェリア(英領)	八九
73	白領コンゴ	八三
74	バスターランド(英領)	八四
75	佛領赤道アフリカ	八六
76	佛領ソマリランド	八六
77	佛領西アフリカ	八三
78	ベチニアナランド(英保護領)	八三
79	葡領ギニア	八三
80	マダガスカル(佛領)	八四
81	マリヤス(英領)	八四
82	南アフリカ聯邦(英領)	八四
83	南ローデシア(英領)	八五
84	モザンビック(葡領)	八五

19	シリア・レバノン(佛委任)	四六
20	新疆(中華外領)	四三
21	セイロン(英領)	四七
22	ソ領中央アジア	四一
23	ソ領トランス・コーカシア	四六
24	タイ	四三
25	西藏(中華外領)	四七
26	中華民國	四四
27	トウワ人民共和国	五六
28	トランスヨルダン(英委任)	五八
29	トルコ	五九
30	ネパール	六〇
31	パレスタイン(英委任)	六三
32	パールン諸島(英保護領)	六八
33	ビルマ(日本占領地)	六〇
34	フィリピン(日本占領地)	六五
35	ブータン	六九

36	佛領印度支那	四一
37	佛領印度諸領	四八
38	葡領印度諸領	六〇
39	葡領チモール	六三
40	澳門(葡領)	六五
41	マレー(日本占領地)	六六
42	滿洲國	六九
43	蒙古人民共和国	七四

**第三篇 アフリカ篇**

44	アルジェリア(佛領)	七〇
45	アングロ・エジプト・スダン(英領)	七五
46	アンゴラ(葡領)	七九
47	伊領東アフリカ	八一
48	ウガンダ(英保護領)	七七
49	英領ケニア	七九
50	英領ソマリランド	七一



129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115
エクスアドル	英領ギアナ	ウルグアイ	ヴェネズエラ	アルゼンティン	メキシコ	ホンデユラス	ベルムダ群島(英領)	ヴァージン群島	佛領西インド諸島	プエルトリコ島(米領)	パナマ運河地帯(米領)	バナマ	ハイチ	ニューファウンドランド・ラブラドル(英領)
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
114	111	109	104	104	104	105	104	104	104	105	105	105	105	105

第六篇 南アメリカ篇

144	143	142	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130
伊領エーゲ海諸島	イタリヤ	イギリス	アンドラ	アルバニア(伊領)	アイスランド	蘭領ギアナ	ボリヴィア	ペル	ブラジル	佛領ギアナ	フォークランド諸島(英領)	パラグアイ	チリ	コロムビア
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
138	138	138	139	139	139	139	140	140	140	140	140	140	140	140

第七篇 ヨーロッパ篇

99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85
フィジー群島(英領)	ハワイ群島(米領)	ニュー・ジラント(英領)	ニュー・ギニア(濠委仕)	ニュー・カレドニア島(佛領)	ナウル島(英委任)	西部サモア(新西蘭委任)	グアム島(日本占領地)	オーストラリア聯邦(英領)	英領太平洋諸島	レユニオン(佛領)	リベリア(立憲共和国)	リビア	リオ・デ・オロ(西領)	モロッコ
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
103	106	108	105	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103

第四篇 オセアニア篇

114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100
ニカラグア	ドミニカ	サン・ピエール・ミクロン群島(佛領)	サルヴァドル	コスタ・リカ	グアテマラ	キュラソオ(蘭領)	キューバ	カナダ(英領)	英領ホンデユラス	英領西インド諸島	アラスカ(米領)	アメリカ合衆國	米領サモア	佛領太平洋諸島
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105

第五 北アメリカ篇



序 篇 世界政治の展望

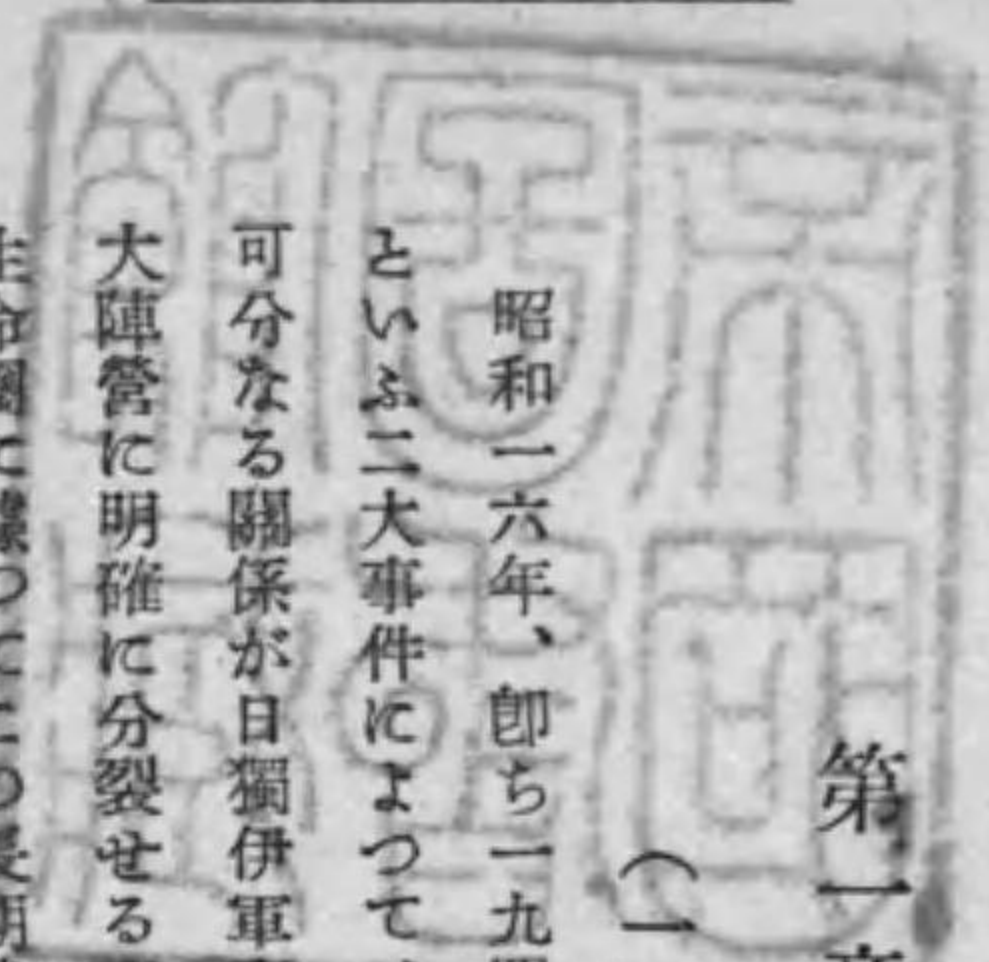
161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145
ノルウェー(獨占領地)	ドイツ	デンマーク(獨占領地)	ソヴェート聯邦	セルビア(獨占領地)	スペイン	スエーデン	スイス	ジブラルタル(英領)	サン・マリノ	クロアチア	ギリシア	北アイルランド(英領)	オランダ(獨占領地)	エストニア(獨占領地)	エーデル	ヴァアティカン市國(法皇領)
一四七二	一三七九	一三七六	一三九九	一三三八	一三七七	一三七七	一三〇三	一三〇一	一三〇一	一三〇〇	一三〇六	一三〇四	一三〇二	一三〇九	一三〇四	一三〇三

175	174	173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162
ルーマニア	ルクセンブルグ(獨占領地)	リーヒテンシュタイン	リビア(獨占領地)	ラトヴィア(獨占領地)	モンテネグロ	モナコ	マルタ島(英領)	ポルトガル	ベルギー(獨占領地)	ブルガリア	フランス	フィンランド	ハンガリー
一五三九	一五三八	一五三六	一五三四	一五三三	一五三一	一五三〇	一五二九	一五二五	一五二三	一五二七	一四八三	一四七九	一四七五

附 録

各種單位換算表	國名地名項目索引
一四八	卷末





# 序篇 世界政治の展望

## 第一章 獨ソ開戦とその影響

### (一) 戦争の新たな展開

昭和一六年、即ち一九四一年の世界政局は、獨ソ戦の開始(六月二二日)、大東亞戦争の勃發(一二月八日)といふ二大事件によつて、極めて重要な轉換を遂げた。これは第一に支那事變とヨーロッパにおける戦争の不可分なる關係が日獨伊軍事同盟の成立により一層具體的に提示せられ、世界が樞軸國對民主主義諸國といふ二大陣營に明確に分裂せる事實を表すものである。第二に戦争の長期化が豫想されるに至り、列強が各々自己の生命圏に據つてこの長期戦を戦ひ抜かんとし、數個のブロック乃至廣域經濟圏がほゞ確立したることである。

ヨーロッパの完全なる制覇を企圖するドイツにとつて、もとゞ兩立し得べからざるソ聯との妥協は、英本土上陸戦の遂行不可能なることによつて、またドイツのヨーロッパ制覇の上に最も困難なるものの問題の一として提出された食料の問題の解決を計る上に於て、その矛盾を暴露するに至つたと見らるべく、背後における赤軍の脅威を除き、併せて不足する軍需資源を確保するといふことが、本作戦の主要目標と想像されるが、現

## 序 篇 世界政治の展望

### 第一章 獨ソ開戦とその影響

- (一) 戦争の新たな展開……………一
- (二) 戰略體制の検討……………九

### 第二章 米國の世界政策

- (一) 戦争とアメリカ經濟……………三五
- (二) アメリカの世界政策……………三三

### 第三章 大東亞戦争……………三六

### 第四章 大東亞共榮圏の成生と構造

- (一) 大東亞共榮圏の成立……………三六
- (二) 大東亞共榮圏の構造……………三九



實の事態には更に複雑なる要素が強く作用してゐるのである。

獨ソ開戦に先立つ數ヶ月は、ドイツのバルカン半島地中海作戦、北阿作戦の進展によつて特徴づけられる。一九四〇年八月以降のドイツ空軍の英本土大爆撃は、英本土上陸作戦の前提と想像されてゐたが、英空軍の普戦と英國海軍力の嚴存がドイツ軍の上陸企圖を延期せしめ、ドイツは鋭鋒を南に向け、外交的にはバルカン、西亞諸國の樞軸接近を實現せしめ、軍事的には苦戦してゐたイタリアを援助することによつて、地中海の覇權を握らんとした。同年一〇月四日の第二次ブレンネル會談はこの轉機をなすものであり、以後ドイツ軍のルーマニア進駐、ハンガリー、ルーマニア、スロヴァキアの三國同盟加入が見られるに至り、同方面ではギリシアとトルコを除き悉く樞軸側に立つに至つた。

「バルカン—それは中歐の後門であり、吾々が此の扉を破壊した時、初めて戦争の終りが見えたのである。」とロイド・ジョージは前大戦を回顧しつゝ述べたのであるが、バルカンは聯合國の對獨包圍工作の一環として極めて重要な意義を有して居た。戦前において英國は、その金融力を利用してポーランド、ルーマニア、ギリシアおよびトルコに多額のクレジットを供與し、一九三九年四月ルーマニアおよびギリシアには侵略に對する保障を與へたのである。第二次大戦の勃發におよんで、イギリスは、イギリス通商會社を設立してバルカン貿易の獨占を計ると共に、通商條約の締結によつてユーゴスラヴィア、ギリシア、トルコの對獨貿易を遮斷せんと試みた。それのみではない。イギリスがバルカンに於て新たな戦線の結成を意圖して居たことは、三九年一二月獨ソの壓力下のルーマニアに救援を與へる交換條件として動員を要求したことや、ギリシアに對し

屢々海空軍基地の利用を強要したことに依つても明らかである。しかし斯かる努力が未だ成功を見ない間に西部戦線におけるドイツの決定的な勝利は、バルカンにおける英國の相對的地位を著しく低下せしめた。それと同時に、これを契機とする東方に對するドイツ勢力の増大を見越して行はれたソ聯のベッサラヴィア進駐はヴェルサイユ體制下のバルカンに内在して居た矛盾を表面化して洪勃兩國の國境改訂要求となり、四〇年八月二九日のウィーン會談で獨伊の調停下に一應の解決がなされるや、動と反動の波に乗つて羅、勃三國に對するドイツの勢力は着々増大し、對羅獨軍進駐に依つてイギリスは一〇月一六日ルーマニアとの通商關係斷絶の餘儀なきに至つたのである。斯様なバルカンにおけるイギリス勢力後退の時期に、伊希戦端は開かれたのである（一〇月二八日）。前年四月の獨立保障條約に基き、英軍はクレタ島に上陸、英艦隊はアドリア海に出入して希軍の進撃を援助し、一月六日五〇〇萬ポンドの軍事借款が與へられた。イギリスがバルカンの紛糾を望んで居たと同じ程度に、ドイツはそれを望まなかつた。原料資源を確保する爲にドイツはバルカンの平和と安定とを欲したのである。ルーマニアに増強した兵力を以てブルガリアおよびユーゴスラヴィアを通過して一舉ギリシアを衝くかと思はれたドイツは、バルカン諸國の複雑な國內的および國際的利害の錯綜の上で、無言の壓力によつて一月一九日にはハンガリー、二二日にはルーマニア、二四日にはスロヴァキアを三國同盟の傘下に獲得、四一年に入つて一月鐵衛團の暴動を契機として獨軍のルーマニア支配を確立し、三月一日ブルガリアの三國同盟加入を實現すると共に、大舉してブルガリア進駐を行つた。こゝにおいてイギリスは、二月一五日を期してルーマニアと、三月五日にはブルガリアと國交を斷絶、敵國占領地域と見做して戰時禁制品取締法を



適用するに至つたのである。しかるに三月一五日ユーゴの三國同盟加入實現に依つてバルカンにおける勝利を宣するかに見えたドイツ平和外交の意圖は、イギリスの阻害工作を背景として、ベルグラードに勃發した三月二七日のクー・デターに依つて蹶跌し、四月六日遂に獨逸兩國は開戦におよんだ。イギリスは即日ユーゴに對し無制限援助を宣言、七日北阿速征軍はギリシアに援軍として上陸したが、獨逸兩軍攻撃下にユーゴは一七日無條件降伏を行ひ、ギリシア軍主力また二三日に投降、それに續くクレタ作戦が獨逸軍の壓倒的勝利に終るや、中歐の後門を破壊せんとするイギリスの意圖は武力によつて斥けられ去つたのである。

六月二二日におけるドイツ軍の對ソ進撃開始は、バルカン作戦におけると同様、ドイツのヨーロッパにおける長期戦體制確立を目的としてゐるものであつて、ヒットラー總統の宣戰布告文の中にも「ソ聯のルーマニアに對する要求」(ベッサラビアの割讓)を、ギリシアの對英連携とともに「新らしい廣大な地域を戦火に捲込む危険を増大させた」と見做し、且つソ聯のブルガリアに對する保障意向、ダーダネルス、ボスフォラス兩海峡に對する關心、なかんづくトルコとの友好條約の締結を以て「セルビア族の反獨精神を刺戟する」ためであつたと述べてゐる。これにも増してドイツ側を刺戟したものは、英國のクリップス駐ソ大使派遣後における英ソ關係好轉の徴であつて、宣戰布告の當日英ソ兩國政府より發表せられたところより推察しても、事前に兩國間に諒解の成立せることは事實であらう。ソ聯側も恐らくある程度ドイツの攻撃を豫期してゐたので、各種情報に綜合するに、バルト海諸國では既に三月頃から赤軍の數を増し、將校や政治委員は戦争の近いことを宣傳して戦争準備を促してゐた。たとへばリガ大學の一教授は學生に對し次の如く述べた。

「獨逸の英本土上陸作戦なるものは不可能であり、もしこれを強行すれば必ず失敗する。しかしドイツ軍と國力の不均衡は、現状のまま配合した長期戦に耐へ得るものではない。獨逸とも疲勞困憊の途を辿るであらう。赤軍が本來の使命より武器を執つて立つのはその秋であり、しかもその機は目前に迫つてゐる。」

戦争はフィンランド國境、獨逸國境、ルーマニア國境の三方面から開始されたが、ソ聯側必死の抵抗にも拘らず、慘憺たる敗北を蒙つた。この緒戦における敗北は、赤軍參謀部の責任に歸せねばならぬところであつて、スターリンも開戦直後「赤軍には獨逸軍の進撃に對應する準備が十分でなかつた」と告白し、一九三九年九月以後赤軍のドイツ研究は極めて旺に行はれてゐたにも拘らず、ドイツのソ聯攻撃は英獨戦争中には起り得ないといふ「理論的歸結」とその後にはけるドイツの軍事能力の評価を誤つた結果に歸せられるであらう。

ドイツ軍の進撃は、ポーランド作戦に見られたやうに先づ龐大な空軍を以てする戦略的目的物爆撃により始められた。モスクワを始め歐露の全飛行場、要塞、兵營

No. 1 開戦當時の兩軍兵力  
(1941年6月末現在)

	ドイツ軍	ソ聯軍
師團數		
1) ソ芬正面	23 (a)	25
2) 獨ソ正面	180	130
3) ルーマニア正面	45 (b)	20
計	248	175
航空機	15,000	8,000-12,000
戦車	16,000	10,000

備考：—(a)フィンランド軍20個師を含む。(b)ルーマニア軍20個師を含む。ソ聯航空機12,000臺には民間機にて動員可能のもの約3,000臺を含むものであつて、動員兵力は兩軍とも總兵力の70%ないし80%に達するものである。——「朝日新聞」(16年7月10日)に據る。



軍港、鐵道、橋梁が爆碎されたが、なかんづくソ聯空軍は致命的打撃を蒙つた。かくて優勢な地上部隊（第一表参照）が國境を越えて雪崩れ込み、各所に敵を捕捉してこれを殲滅した。

註 \* 開戦第一日にしてドイツ軍に撃破されたソ聯機は六〇〇機、第二日五〇〇機で、二日間にソ聯は第一線機の二〇%を喪つた。また別の報道によれば開戦第一日目のソ聯空軍の被害は一、一〇〇機、第二日七〇〇機で、これは第一線機の三分の一に相當する。

ドイツ軍作戦の中心は、恐らく有名なナポレオン街道を進撃して、直接モスクワを衝き、比較的短期間に戦鬪を終了せしめるにあつたと想像される。同方面の進撃は特に顯著な進展を見せ、七月初には舊ポーランド國境の要衝ミンスクを陥し八月上旬にはモレンスクが陥落した。しかるにモレンスク以東における赤軍の猛反撃を受けてブリヤンスク、ウヤジマ方面で獨軍との間に激戦に續く激戦が繰返された。北部においても、獨芬聯合軍はレニングラードに迫つたが、九月中旬以降此處でも戦線が膠着しはじめ、ただ南方のウクライナ方面のみはドニエプル河以西の地域をほとんど確保し、オデッサ、キエフ等の諸都市が果敢な抵抗を續けてゐた。一〇月上旬に入つて、ドイツ軍はレニングラード地區を除く全戦線に總攻撃を開始し、特にモスクワへの進撃はイルメン湖より東方に向ふ兵團と、モレンスク東南のロスラヴルから北東上する兵團とによつて進められ、頑強な抵抗を見せてゐたウヤジマ、ブリヤンスクも一八日獨軍より作戦完了が發表され、同月一六日にはソ聯首都はクイブィシエフに遷された。しかしドイツの機械化兵團の威力もアジア人の頑強なる抵抗と廣大なる戦線の展開によつて次第にその速度を鈍らされ、一月に入ると初冬の悪天候が機械化兵團の作戦を意の如

くならしめず、兩軍はカリーニン、ヴォロコラムスク、モジャイスク、マロヤロスラウヰツ、ツィラを結ぶ線に對峙して一進一退を續け、全く戦線は膠着するに至り、遂に二月七日獨軍司令部の東部作戦休止聲明となつたのである。當時南部ではハリコフ、ロストフで激戦が行はれてをり、オデッサは一〇月中旬陥落したが、ベレコプ地峽を挟んでクリミヤ半島に據る赤軍と、ウクライナを攻略せる獨軍とが相對峙してゐた。

一九四一年一二月から四二年四月に至る間は、冬季戦として特徴づけられるが、この間ドイツ軍は戦線整理のため若干後退し、再攻勢にそなへて兵員の休養、裝備の改編修理を行ひ、數百萬に達する新徵集兵の動員が行はれる一方、軍需工業は一〇〇%に運轉されてゐた。ソ聯も同様に軍需工業の奥地移轉、新兵團の整備を行ひ且つ若干の攻勢を示したが、獨軍に局部的打撃を與へたのみで、大局から見れば戦線は膠着を示してゐた。

冬季間に獨ソ兩國が來るべき夏の戦鬪にそなへて、幾何の兵器を蓄積したかといふことは、戦局の動向を判定する上から重要な参考資料となるものであるが、勿論正確な數字は判明しない。各種情報を綜合するに、ドイツは飛行機、戦車の生産に特に力を入れた模様で、このためフランス、ベルギー、ルクセンブルグ等の重工業が動員せられ、飛行機年生産能力四―五萬臺を基礎にして考へると、冬季間の蓄積高は一五、〇〇〇臺見當となり、戦車も同數の一五、〇〇〇臺位の動員能力を持つに至つたやうである。ソ聯においては、開戦勢頭航空部隊の主力が致命的打撃を受けたため、航空機は約五、〇〇〇臺くらゐの準備しかなく、戦車は約七、〇〇〇臺と見積られてゐる。一九四一年冬以來四二年春までに建直つた軍需生産能力は、大略戦前の五〇%で、四二年秋までには七〇%に達する見込である。但し、ソ聯は米英から授け兵器を受取つてをり、ハリコフ戦に使



用されたソ聯戦車の二〇％は英國製であつたと報ぜられてゐる。

世界の注目を集めてゐたドイツの春季攻勢は、一九四二年五月八日のクリミア、ケルチ攻略戦となつてあらはれ、これは頑強な抵抗を示してゐたセバストポリの陥落（七月一日）を以て終りを告げた。この戦闘の初期において、赤軍はドイツの南方作戦を牽制し、併せてドネツの要衝ハリコフを奪回せんものとチモシエンコ麾下の三個軍團三十數個師が南方より迂回したが、忽ちドイツ軍のため包圍せられ、半徑五軒の小圓の中で、赤軍第六、第九、第五七軍三十個師團は「火薬と鐵片の嵐の中に」叩きこまれ、殲滅されたのである。

クリミア半島の完全制壓によつて、黒海の支配権を握つたドイツ軍は、新たにコーカサス攻撃の足場を得たわけであるが、ロストフ（七月二四日陥落）とスターリングラードを結ぶドン河の線が、コーカサスの關門として重要意義を有するに至り、スターリングラードの攻略によるヴォルガ河以南のコーカサス制壓によりバク、其他の石油資源を獲得せんとして七月一日總攻撃が開始された。ドン河強行渡河作戦の目的は最後に残された廣大な小麥及び石炭の生産地を奪取、これを確保し、また出來得る限り速かに油田を占據することであつて一〇月末に至り再び獨ソ戦線に冬が訪れかけたが、スターリングラードに於けるソ聯軍の頑強な抵抗は、尙市の北部の赤色十月工場地帯を死守せしめてゐる。

以上のごとく一九四二年夏以後の獨ソ戦を特徴づけるものは前年に見られたやうなバルチック海より黒海に至る尨大な戦線に一齊に攻撃を加へるといふのではなくて、専ら主戦場が南方に限られたことである。同時に作戦の主要目標が、赤軍を一舉に殲滅して戦争を短期間に終了するといふことよりも、むしろソ聯生産力の中

樞を奪ひ、以て赤軍軍事力の培養源を遮断するといふ長期作戦に轉化したことである。このことは同時に北アフリカ戦線および大東亞戦争との連繋の含みを持つものであり、スターリングラードの攻略は、「ドイツ國民にとつて最も苛酷な年であつた一九四二年」の對ソ戦に於ける最後の山と見られてゐる。已にドイツ並にその同盟軍は一六〇萬平方軒の廣大なソ聯地域を占領し、ヨーロッパ・ロシア人口の半分をその權下におき、戦傷死なしい俘虜を加へる時は「ソ聯はヨーロッパ・ロシアの人口の三分の二たる一億の人口を失つた」のである。またソ聯は穀物及び肉類生産地の三分の二をドイツ軍により占領され、鐵、石炭の六〇％ないし七〇％も同様にして喪失したのであり、スターリングラードを失ひ、コーカサスとの連絡を遮断されれば、その石油生産量の九〇％近いものを失ふことになる。

### (二) 戦略體制の検討

既述の如く、昭和一六年（一九四一）に於て世界は樞軸國と民主主義國とに二分せられたのであり、換言すれば各々がその好むと好まざるとに拘らず行くべき地點に到達したのである。已に日獨伊は昭和一五年九月二七日三國同盟條約を結んで、世界新秩序建設に對する協力を約束してゐたが、大東亞戦争勃發するや、一月一日ベルリンにおいて對米英戰共同遂行、單獨媾和及び新秩序建設協力を關する日獨伊三國協定を締結し、さらに一七年一月一八日には右協定に基く軍事協定が結ばれ、三國共通の敵に對する三國協同の作戦指導の要綱が決定された。一月一一日協定の内容は次のごとくである。



一、日獨伊三國は米英によつて強制せられた戦争を、その執り得る一切の強力手段をもつて勝利獲得まで遂行する。

一、三國は相互の完全な諒解なしに單獨休戦又は媾和をなさざること。

一、戦争が勝利をもつて終結した後には於ても、一九四〇年九月二十七日の三國條約の意義に於ける公正なる新秩序建設のため密接に協力する。

一、本協定は署名と同時に實施され、且つ一九四〇年の三國條約と同一期間有効とす。

「作戦指導上」の、更に詳細な内容は判明しないが、恐らくこれは米英の所謂大西洋憲章<sup>\*</sup>に對する樞軸側の世界政策を基礎とするものであつて、米英の軍事力を撃碎する一方、長期戦體制樹立の上から、東亞ならびにヨーロッパにおける新秩序建設といふことが當面の問題となるであらう。いまかゝる見地から交戦國の戰略體制を検討することとする。

註 \* 一九四一年八月一四日發表された「ルーズヴェルト、チャーチル會議において決定された一般的戦争目的に對する八項目の共同宣言」の内容は次のごとくである。

一、英米兩國は領土その他の擴張を認めず。

一、英米兩國は關係諸國の自由意志に合致せざる領土的變更の生ずることを欲せず。

一、英米兩國は凡ての國民がその生存の政治形態を選擇する自由なる權利を尊重し、暴力を以て奪はれたるその主權及び自治權が回復されることを欲す。

一、英米兩國は凡ての國民がその經濟的繁榮のため必要とする貿易及び原料を、均等の條件をもつて獲得することの保證を與へることを當然の義務として努力する。

一、英米兩國は凡ての國家がその經濟的利益と個人的並びに社會的安全を保障する目的をもつて完全なる經濟的協力を實行することを要する。

一、ナチス・ドイツの暴政打倒の後、英米兩國は凡ゆる國に自國の領土内で安全に生活し得る方途を併與し、同時に凡ゆる國土の人民が恐怖と缺乏なく自由に生活し得る保障を與へ得るが如き平和を樹立することを希望する。

一、かゝる平和は凡ゆる國民をして公海と大洋とを何等の干渉なく航海し得るものなるべきを要す。

一、英米兩國は世界の凡ゆる國が現實的且つ精神的理由により暴力の使用を放棄すべきものなることを確信する。陸海空の軍備が自國の國境外に脅威を與へ、乃至は與へる恐れあるが如き國家によりて使用せらるる限り將來の平和は維持し得ざるにつき、英米兩國は一般安全保障の廣汎且つ恒久的制度の確立まで、かゝる國家の軍備撤廢は不可缺であると思ふ。英米兩國は軍備の壓倒的重荷を平和を愛する國民から軽減すべき實際的手段を援助、助成せんとするのである。

ドイツは既にヨーロッパ大陸を制壓し（ヨーロッパ篇「ドイツ」参照）、獨ソ戦開始以來四一年上半期までにソ聯領土一五〇萬平方千米を占領し、ウクライナの穀倉、ドネツの工業地帯をその手に收め、さらにヴォルガの要衝スターリングラード攻略を以てコーカサス一帯の制壓を目ざしてゐる。かくて今日ドイツが戦争目的完遂を行はんとするに當つて最も重大な問題は、作戦を如何にして成功裡に終結せしめるかといふこと、並びに複雑な民族關係を有するヨーロッパ諸國を如何にして廣域經濟的ドイツ戦時經濟の延長へ動員するかといふことである。勿論兩者は密接な有機的關係を有するものであるが、今次大戰の経過ならびに今日のドイツの事態から考慮すれば、後者の解決が長期戦の根本問題として残つてゐることは自ら明かであらう。

今日に至るまでに、ドイツの戦時經濟は三つの段階を經過した。第一の段階は一九四〇年六月フランスの降



伏に終る西部戦線の一段落までの時期である。この時期は戦争が過去に蓄積された兵器と原料とを以て戦はれた期間であつて、電撃戦の打続く勝利の結果特に問題とすべきものはなかつた。第二段階はフランス降伏より獨逸戦の開始に至る期間であつて、この時期は英本土上陸作戦の困難が明かとなり、専ら占領地ならびにヨーロッパ全域を包含するドイツ勢力圏確立の努力がなされた。大陸における戦時経済が浸透し、東欧および南東欧の農産資源と、ドイツならびにフランス、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダの工業生産を調整せんとする努力が現はれた(本年鑑昭和十六年度版参照)。この中心的課題はドイツ戦時計畫經濟のヨーロッパ全域に對する最大の支配であつて、ヨーロッパ主要工業のドイツ工業との結合、金融的支配の強化、中央清算制度に立脚する貿易體系の確立、そして當然豫想されるインフレーション抑止策としての各地における通貨ならびに物價の統券が行はれてゐる。しかもこれらの目的は専ら軍需工業生産力の擴充に置かれたのである。たとへば舊ポーランド領シレジアの石炭および鐵工業はドイツ領シレジアの諸工業と結合せしめられた。同様にアルザス・ロトレンの重要な鐵工業は、直ちに西部ドイツの工業地帯、特にザールと結びつけられた。チェコスロヴァキアの有名な兵器工場たるスコダ及びブルーエナー・ワッフェンは、外國の他の主要企業と同様ヘルマン・ゲーリング・A・G・とリンクせられ、大陸石油會社はルーマニアの石油企業を支配せんとしてゐる。かくのごとき過程は、民主主義諸國がドイツの工業戰略と呼ぶところのものであるが、平和産業すなはち主として消費財生産部門はこの「戰略」から除外されてをり、各地において放置せられてゐたのである。

註 \* The Statist, 1941. 8. 30. 参照せられ度し。同誌はこのためたとへドイツが軍事的に敗北を蒙つても、ドイツ經濟

のヨーロッパ支配は容易に消滅し得ざるに至るであらうと述べてゐる。

バルカンII地中海作戦ならびにこれに引續く獨逸戦の開始は、以上の如き第二段階の完成を目的とするものであるが、これより以後のドイツ戦時經濟の新たな變化は、(一)ウクライナの確保によるヨーロッパ廣域經濟の再調整、(二)ドイツ自體における生産機構が急速に變化をはじめ、當然のことながらヨーロッパ全體の「經濟再編成」が必要とされるに至つたことである。このうち前者は主として東南歐の農業とウクライナの穀物とを調整すること、ならびにウクライナ開發の諸問題に盡きるのであつて、四一年一月二五日のベルリン會議、これに續いて開かれたウィーン經濟會議はこの問題を扱つたものである。後者については、若干説明を要するであらう。

先づ獨逸戦の開始によつて、ドイツが本格的な消耗戦に入つたことが特に指摘されねばならない。これ以前の段階にあつては、過去に蓄積された龐大な兵器を驅使し、十分の餘裕をもつて作戦を遂行し得たのである。たとへば獨逸戦開始當時のごとき、バルチック海より黒海に至る龐大な戦線において一齊に攻撃を開始するといふ如きことも可能であつた。しかるに赤軍の守備が意外に固く、ドイツ軍の消耗も相當烈しいうへ短期間における赤軍主力の殲滅が困難であることが分つたので、ドイツは何を措いてもこの消耗戦に備へる必要に迫られたのである。而も既に當時工業生産力は一〇〇%に活動し、勞働力も亦飽和状態に達してゐた。故にここに戦時經濟の再編成が必要となり、恐らく平和産業の整理統合といふやうな事態も益々急速に行はれなければならなくなつたものと思はれる。たとへば四二年に入つて衣料割當の二〇%減が行はれた等はこの間の事



情の反映であらう。かゝる再編成の進行は、ドイツ戦時経済に二つの重要な問題を提起するものである。すなはち第一は生産財生産と消費財生産の乖離の問題、同時は戦費ならびに新規事業設立、あるひは企業擴張にもなふ國家び金造出の問題、これを要するにドイツ内部におけるインフレーション進行の問題である。第二はかゝるインフレーションの進行がヨーロッパ廣域経済にもたらすところの重要な問題である。この兩者に關しては何れも具體的な数字は得られないが、理論的見地からすれば、ヨーロッパの戦時経済が益々擴大された信用の基礎確立の上に打ち樹てられねばならないことが注目されるべきである。たとへばヨーロッパに於ける企業や金融機關の設立、擴張は信用通貨たるライヒスマルク、あるひはライヒスマルクを準備とするライヒヒス信用金庫券によつて行はれる。またヨーロッパ各地に課せられた戦費の分擔は、各國の對獨輸出超過をもつて行はれ、この支拂はライヒスマルクを以て行はれるが、各國はドイツから通貨を受取るのみで、物資の上での反對給付は將來に俟たなければならぬ等々、この故にドイツは苟しくもかゝる信用の基礎に動搖を與ふるときは絶対に避けねばならぬのであつて、特に軍事上の勝利とナチス政權の權威とが絶對的要素である。

以上のごとき事態に立脚して、ドイツは獨ソ戦を遂行する傍ら、ノルウェー等を基地とする對英逆封鎖の實施イタリヤと協力する北アフリカにおける戦争の遂行が當面の軍事的目標となつてゐるのである。このヨーロッパ廣域圏の周邊に戦はれてゐる三方面の戦闘は、どれ一つとして必勝を期さねばならぬ重要なものであり、一方面における蹉跌は直ちに全局に影響するものである。

ソヴェート聯邦は獨ソ戦において多大の傷手を蒙つたが、國土の尨大さ、人的資源の豊富さとならんで國內

の思想統一が可なりに成功してゐるため、未だ容易に崩壊すべくも思はれず、今後のゲリラ戦も可能である。獨ソ戦開始當時ソ聯は未だ充分に戦時經濟動員を遂行してをらず、若干部門では閉鎖や減退が現はれたが、今日では既に遅れ走せながら經濟動員は一應完了した。特にドイツの急進撃によつて、一九四一—四二年冬には軍需工業生産力は戦前の五〇%に低下したといはれるが、これは全部ドイツ軍によつて破壊せられたものでなく、工場、奥地移轉等のための一時的生産力の低下を含むものであつて、四二年秋までには七〇%に恢復する豫定と報ぜられてゐる。工場の奥地移轉は第二次五ヶ年計畫以來重工業重點の東方移轉が計畫されてゐたし、一九三八年以降東方に植ゑつけられた内密の工業生産力は決して輕視出来ぬものである。たとへば中央アジアのカザクスタン共和国には目下多數の巨大企業が建設中であるが、學士院長コマロフを中心とする經濟調査團の建設計畫はカザクスタンを世界第一流の工業地帯たらしめんとするものである。獨ソ開戦後、歐露諸企業の移轉がはじまつたが、大規模に行はれるやうになつたのはスターリン線攻防戦が終りに近づいた八月に入つてからであつて、移動先は最後まで兵站基地として残す計畫のもとにあるレニングラードやモスクワのごときは例外として、大體ヴォルガ流域よりウラル地方(チカロフ、スヴェルドロフスク、チェリヤピンスク市等)を中心とし、シベリヤおよび中央アジアであり、東方はイルクーツク附近をその限界としてゐる。これは恐らく日ソ關係と原料關係を考慮したものであつて、バイカル湖以東に對する移動は見られなかつた。この移轉に際しては新舊工場を計畫的に統合して新綜合企業を建設し、また遠路輸送は特に別の場合に限られた。しかしながら、敗戦に際しての引揚であるため、平時の如き計畫性は望むべくも無く、旅行者等の報告より見ても、鐵道



沿線の任意の地點に移轉工場が再建せられてゐる模様である。移轉に伴ふ技術、勞力の不足は蔽ひ難き事實であつて、勞力不足を補ふため「妻も息子も娘も工場へ！」なるスローガンが掲げられてゐる。

工場移轉と共に諸企業の軍事工場への轉換は徹底的に行はれてゐる。たとへば移轉工場を再開する場合、民需品生産には原則として原料が支給せられない。かくのごとくして食料品工場の如きも航空機の部分品や、爆薬の生産に轉じてゐる模様である。この結果、他の國と同様に消費物資の生産が縮少し、なかんづく食糧はウクライナの喪失によつて多大の不足を來したものと見なければならぬが、カザツク共和國等に開發計畫が強行されてゐる。

以上のごとき事態のもとにおいて、米英よりの兵器ならびに物資の援助は不可欠である。この點に關し確實な數字は得られないが、たとへばムルマンスクを経てソ聯に搬入された戦車は數個部隊を編成するに足るものと見られてゐるから、相當量の援助がなされてゐるものと見なければならぬ。

次に第二戦線問題であるが、これは米英兩國とソ聯側間に多くの意見の相違が見られる。最近の米英側意見は、政府要路者や新聞紙等の言説から見て、ソ聯の抗戦力を相當に高く評價することによつて、今後に於て最悪の事態に面してもなほソ聯が若干の年月持ちこたへ得る以上、早急に無理なヨーロッパ第二戦線の結成をしなくともよいといふ極めて都合のいい結論に傾きつゝあつた。四二年五月末の英ソ協定の結果、本年中に歐洲に第二戦線を結成すべきことに意見が一致したと發表され、また例へば八月一九日北フランスのチュブ市附近に米、カナダ、ド・ゴール軍等を含む約二個師團を上陸せしめんと企圖したがドイツ軍により完全に撃

退された。從來英國は四一年一月以來屢々フランス海岸に小規模の上陸作戦を行ひ何れも失敗してゐるが、今回の如き比較的大部隊の作戦は初めてであるが、これはソ聯の第二戦線に對する要望に對する一の答解の役割を有つたに過ぎなかつた。チュブ上陸作戦の失敗と北アフリカ戦線における戦況不利とが、さしあたつて米英の關心を東部地中海に集中し、ソ聯も亦先年のイラン進駐以來この方面に關心を寄せてゐるが、米英とソ聯との結合が單なる「政治的妥協」の問題に過ぎないとすれば、ソ聯としては、東においてわが國との中立條約を維持し、あくまで原則的には獨力で戦ふより他はないのである。

註 \* 新英ソ協約は四一年の英ソ軍事協定を確認し、併せて戦後の平和機構確立、經濟秩序回復に對する兩國の協力を約束したものであり、英國が傳統的な大陸における「勢力均衡政策」から脱して、自らの覇權を歐大陸に確立せんと企圖せる點は特に注目せらるべきである。またソ聯の英米に對する役割が増大し、ソ聯の對日中立を確認する等興味ある政策が窺はれる。條約全文は次の通りである。

第一條 英聯合王國とソ聯との間に成立せる同盟により、兩締約國はドイツ並に歐洲にあつてドイツの侵略行爲に協力せる總べての國々に對する戦争において相互に軍事その他凡ゆる種類の援助並に支持をなすべし。

第二條 兩締約國はナチス政府並に明確に一切の侵略的意圖を放棄せざる獨側の如何なる政府とも一切交渉に入ることを企圖せず、且つ相互の同意無き限りドイツ並に歐洲における侵略行爲にドイツと協力せる他の如何なる國とも休戦ないし和平條約を協議ないし締結せざるべし。

第三條 締約國は戦後の時期において平和を維持し、侵略に對抗するため、同志諸國と協同動作に關する提案採擇のため協力すべき希望を有することを宣言す。かゝる提案の採擇により締約國は戦争終熄後はドイツおよび歐洲において侵略行爲に参加せる如何なる國とも侵略ならびに平和破壊行爲の反復を不可能ならしむるためあらゆる處置を講ずべし。



第四條 万一締約國の一方が戦後の時期において、ドイツないし第三條第二項に述べたる諸國と締約國の一方に對する攻撃により戦争行爲に捲き込まれたる場合には、他方の締約國は戦争行爲を賅して、あらゆる軍事的その他種々の援助を與ふべし。

本條項は締約國が第三條第一項に擧げたる提案採擇によつて代位せられたりと認められたる時まで、ないしは上記提案不採擇の場合には二〇年間有効とし、その後は第八條に規定せる如く締約國のいづれかがこれを廢棄するまで有効とす。

第五條 締約國は相互に相手國の利益ならびに安全保障を尊重し平和再建後は歐洲における安全保障組織および經濟的繁榮のため緊密かつ友好的に協力すべきことに同意す。兩締約國はこれ等の問題につき聯合國の利益を考慮し締約國自身の領土不擴張および他國の内政不干渉の原則に従つて行動すべきものとす。

第六條 締約國は戦時において相互に能ふ限りの經濟的援助を與ふべし。

第七條 兩締約國の一方は他方を對象とする如何なる同盟をも締結せず、また如何なる聯合にも参加せざるものとす。

第八條 本條約は能ふ限り早急に批准されるを必要とし、批准交換は出来る限り速かにモスクワにおいて行はるべきものとす。本條約は批准交換と同時に效力を發生し、同時に一九四一年七月二日ソ聯政府と英政府との間に締結された協定に代るものとす。第一條第一項及第二條は締約國とドイツ及び歐洲においてドイツの侵略行爲に協力せる諸國との間に媾和の成立するまで有効とす。本條約第三條第二項より第七條までは二〇年間有効とす。その後上記二〇年經過後一二箇月の豫告を以て條約廢棄を通告せざる限り更に一二箇月間有効とす。

かかる事態は一九四二年一〇月四日のスターリンの所謂爆彈聲明によつて、ソ聯の米英に對する憤懣が明かにされるに及んで、三國を廻る微妙なる外交關係は、その持つ影響の深く且つ廣いことにより、國際間の複雑性と「三國の政治的妥協」の正體を一層露呈せしむるに至つた。即ちスターリンによれば、(一)第二戰線の可能性はソ聯の抗戦にとつて第一位とも云ふべき極めて重要な地位を占め、(二)米英による従來の對ソ援助は、

ソ聯のドイツ軍との戦争による米英への援助に比べれば、殆んど無効果であり、(三)當然米英はその條約等によるその義務を十分に履行すべきである、といふのであつた。

かかる折柄空路歸米の途についた駐ソ米大使スタンドレーも亦この事實を認めて居り、その歸國の目的もアメリカの對ソ物資供給を強化、促進するにあると見られたが、狼狽した米英兩國はその軍事生産關係首腦部を會してロンドンに共同會議を開き、アメリカよりは戦時生産局長ネルソンを特派せしめ、現在までソ聯が喪失した重工業地域を六〇%と推定することによつて新たな計畫を樹立中と傳へられるが、一方米英兩國政府當事者はこの問題に關して一切の沈黙を守り、第二戰線問題に就いては全くこれに觸れることを避ける方針に出で、イギリス下院に於ける労働黨議員による一齊攻撃に對しても、チャーチルは單に政府の決定を支持するよう要請したのに止まつたが、米英の苦惱は蔽ひ難きものがあり、西アフリカを通ずるアメリカ軍需資材の輸送の活性化は、所謂第二戰線がヨーロッパ大陸よりは寧ろアフリカ大陸にあることを示唆すると見られる。

英國の當面の問題は樞軸國との戦争における敗退を如何にして立直すかといふことにある。獨ソ戦の開始によつて、直接的にドイツが企圖するかと思はれた英本土上陸作戦ならびに大空襲の強行は一應延期されたかに見えたが、それにも拘らずドイツ側がノルウェーやフランス海岸線の占領によつて得た戰略的地點は、前大戦以上の逆封鎖の脅威を與へ、あまつさへ東部地中海、なかならずスエズの危機と、東亞におけるシンガポールの喪失、印度の反英運動等重大問題が續出し、前大戦における如きバルカンを足掛りとする作戦の展開も、ポンド・スターリングの威力も、また海軍力の絶對的優位も、最早當分望み得なくなつた。こゝにおいて對米依



存による英帝國の確保と、英本國に對する兵器、食料等の輸送を如何にして完全に遂行するかといふことが二大問題として提起されるのである。空爆後の國民のモラルも比較的完全であり、國民の戰鬥意識も未だ憂ふるに足りぬとすれば、戰略上の問題は右の二點に集中されるであらう。

第一の問題は、既に一九三〇年代の末から持越されてゐる對米依存を益々強化することによつて成し遂げられる。たとへば米加協同防衛委員會の設立に見られたやうな英國の積極的行動、濠洲に對する米海軍力の配備その他英帝國内の到る所で合衆國の進出が見られ、第一次大戦後、世界の基本的な二大對立國と云はれた米英關係は、此處に全くイギリスの屈服といふ形で再生産せられたのである。そしてこれは三八年の英米通商協定に見られたやうな經濟上の問題ばかりでなく、直接軍事的に見ても英本國やアイスランド、エジプト方面に對する米軍派遣、航空機その他の對米依存となつて現はれ、輸送船團の編成や護送に關しても米國の援助なくしてはこれを行ひ得ない状態となつた。

對ソ援助は既に述べた如くであるが、北アフリカ、東部地中海における戦線は、四二年五月二六日より六月一〇日に至るロメル軍第一次攻撃によつて、リビアにおける第一線を突破せられ、ロメル軍は七月上旬における小攻勢の後一八日の總攻撃を開始し、トブルクの陥落に引續いて英軍はエジプト國境内に敗走した。獨伊軍はこれを追つて直にカイロ、スエズ方面の要衝に迫るかと思へたが、獨ソ戦激戦の繼續によるドイツ軍の援助不充分と、東地中海の強固な英陣地に迫るにつれ、兵站線が長くなり、一方英國は米軍の援助を得て漸く攻撃を喰止めてゐる。大東亞戦争の勃發後、英勢力はシンガポールから印度、濠洲、アフリカに後退し、印度ル

トが危険に曝されたばかりでなく、東アフリカも亦安泰とは云ひ得なくなつた。このため、印度洋の西部に有力な根據地を得べく、數次にわたつて佛領マダガスカル攻撃を行ひ、伊領東アフリカにおける成功の後こゝに親英ハイレ・セラシエ政權を復活し、イラン進駐に見られるやうに西阿における兵力増強、東アフリカ、アラビアの確保を以て戦争遂行の足場とせんとしてゐるが、印度を始めとするアラビア諸國の動搖は至大の不安を形成するものである。

纏つて英本國に對する輸送路の確保、なかなしく米大陸よりの輸送とこれに對するドイツの攻撃を検討すれば、第一次大戦當時辛うじて切抜けた海上輸送の危機が、今回も亦擴大された形で迫つてゐるのである。これは第三次英米會談において「船舶問題が最も憂慮さるべきものであることは事實である」との聲明が發せられた點からしても明かであり、今次大戦勃發以來三ヶ年の通商破壊戦の結果、樞軸側は既に前大戦四年間の總撃沈噸數を三〇〇萬噸も凌駕した。かくて四二年六月末にはドイツ側發表によれば民主主義諸國は一、九六四萬噸を喪失し、英國側の發表によればこの數字は一、一二六萬噸であるが、兩者の平均をとれば一、五四五萬噸これに大東亞戦争の戦果を加へると一、七三三萬噸となり、専門家の意見によれば英米側の損失は約一、八〇〇萬噸前後といふに一致してゐる。このうちタンカーが四〇〇萬噸に達する。四二年六月末當時英米側が使用し得る船舶は一、三〇〇萬噸前後と見られ、うち英國七二〇萬噸、米國五八〇萬噸、またタンカーと貨物船とは前者五五〇萬噸、後者が七五〇萬噸と推定された。これに對して英國の絶對所要船腹は七二〇萬噸前後で英國は漸く最低船腹を保有するに過ぎない。このため米英船腹プール制が行はれてゐる。これに對して造船能



力は如何といふに英米合して月三〇萬噸内外であり、これを四五萬噸にすることは容易でないであらう。これに對する樞軸側の月撃沈噸数は約四〇萬噸平均であつたが、最近では五〇萬噸を突破するに至り、米英にとつて極めて重大な問題と化してゐる。

さらに注目すべきは英國における調達物資の減少、調達ルートの変化である。戦前英國の物資は北歐、中南歐、バルカンより二五・三%、印度太平洋地域より二二・一%、アフリカ、エジプト、西亞より九・七%で、これらのものは今日全く封鎖されてゐるか、或は絶大な脅威に曝されてゐる。このため米大陸よりの輸入は戦前の三倍となつたが、ゴム、タングステン等のものは調達地域を容易に変更し得るものであり、米國が亦西南太平洋よりの輸入（全輸入量の一五・四%）を失つたので、合衆國の物資不足とともに、やがて重大な問題となるであらう。

アメリカ合衆國は從來太平洋と大西洋によつて、アジアからもヨーロッパからも隔離されてをり、列國の享受し得ない國防上の安全性を有するとされてゐた。しかし今日の事態はこれと若干異なるものである。すなはち合衆國は民主主義諸國の兵器廠としてのみならず、大戰に参加することによつて大西洋の彼岸から濠洲、支那に至る間に戦線を擴大した。すなはち現在米國軍は英本國、アイスランド、西亞方面、赤道アフリカ、白領コング、濠洲に派遣されてゐるのであつて、この戦線の急速な擴大に對應する軍備が整つてゐないため、至るところに戰略的脆弱性を露呈し、國防力を遠隔の地域において消耗する危険性を生じてゐる。そして大東亞戦争による太平洋艦隊の全滅は海軍力の重大な低下（主力艦は約四〇%減）を示してゐるのであつて、この間隙は

連な軍備の充實によつて埋められなければならない。そしてこの合衆國の軍備擴充こそ民主主義諸國の頼みの綱である以上、これに對して若干の検討を試みる必要があらう。

合衆國が本格的軍備計畫實行を始めたのは一九四〇年六月以降であつて、軍事費豫算は四〇—四一年度六五億、四一—四二年度一〇八億、四二—四三年度五三〇億ドルと飛躍的に増加し（何れも追加豫算を含まず）、歳出總額に對する百分比は、それぞれ四九%、六二%、九〇%である。これは主として兵器生産計畫の實行に當てらるべきものであつて、具體的にどれだけの生産計畫が實行されてゐるか詳細は判明しないが、航空機を例にとれば、既に四一年一月までには諸工場の動員を完了し、同年八月には年産一八、〇〇〇臺に達した。そして生産擴充計畫は四二年初までに年産三六、〇〇〇臺、四二年中に六〇、〇〇〇臺といふ數字に達してゐる。これに對して生産実績は計畫の六〇%、すなはち三六、〇〇〇ないし三七、〇〇〇臺と推定されてゐる。軍艦の建造は航空機ほど簡單に行かないのであつて、航空機工業に對する自動車工業の如く容易に造船に轉化し得る部門を有せず、且つ限られた船臺と勞力、資材の不足があるうへ商船建造の必要が相剋的狀態にあるため、スタート案を擴充した現在の建造案（アメリカ篇「アメリカ合衆國、軍備」の項参照）の實現は容易でないであらう。しかしながらなほ且つ合衆國の生産力が甚だ尠大であつて、航空機の生産等、ヨーロッパ諸國においては到底實現不可能な生産擴充が行はれてゐることは注目すべきである。

さて以上のごとき生産擴充計畫に伴ふインフレーションの問題が一應調べられねばならない。戦費の調達は増税にも依存するが、増税は生産力を阻害する危険があるため、主要部分が公債に依存してゐる。そして公債



發行の問題は結局信用擴充の限度の問題となるのであるが、この點に關しては一九四一年一月のニュー・ヨーク州法銀行協會冬期總會席上、J・H・ウィリアムズが次のごとき注目すべき言葉を發してゐる。

「アメリカにおけるインフレーションは、恐らく公債増發からは起り得ないであらうし、金流出や通貨逃避といふことも考へられない。また金融機關の資金不足が生産力の擴充を阻礙するといふが如き事態も當分起り得ないであらう。最も重大な問題は熟練労働、施設、ないしは資材の不足、物價政策の缺陷から起り得る。」

これは一面の眞を含む言葉であつて、戦前合衆國に對する金流入が尨大な數字に達し（アメリカ篇合衆國經濟參照）、且つ銀行における過剰準備が存在したため、この程度の信用の擴張は、ドイツその他の例に見られるごとく、現代的統制經濟の下にあつては比較的容易に行ひ得るのである。ただ勞働力、資材の不足が今日の最も重要な問題をなしてゐる。

以上のごとくして合衆國は大量の兵器を生産しこれを民主主義諸國に賣付ける一方、米洲諸國や英帝國、なにかんづく太平洋水域に對する進出を行つてゐるが、戰略目的達成に對する兵力の不足が大なる缺陷となつてゐる。

## 第二章 米國の世界政策

### (一) 戦争とアメリカ經濟

一九三九年九月第二次ヨーロッパ戦争勃發の報をいれて、アメリカの工業界は俄に活況を呈した。企業家は注文の激増を見越して原料の買附に狂奔し、貿易業者は獨占的に世界市場を濶歩する機會に備へて緊張した。商品價格は騰貴し、株式もいつせいに向上した。慢性的不況に悩まされ続けてゐた農業者も、農産物需要の増大を豫想して愁眉を開いた。事實農産物價格は一舉に一〇%もはね上つたのである。一九二九年以來の大恐慌によつて深刻な打撃を受け、慘澹たる苦闘によつて漸く恐慌の底から拔出したと思へば、たちまち第二次の恐慌に襲はれ（一九三七年秋）、爾來軍擴による註文の人為的擴大を杖に僅に生氣を保ちつゝあつたアメリカ經濟が、第二次ヨーロッパ戦争勃發に際し、「戦争こそは最大の利潤の機會であつた」前大戰時の經驗を思ひ出して昂奮したのは無理からぬことであつた。しかし、戦争は彼等が期待したやうには進行しなかつた。ポーランドが屈服してから後には、戦闘らしい戦闘は行はれなかつた。交戦諸國は戦闘よりも經濟にいつそう關心してゐる如くであつた。特にイギリスが金の自由市場を閉鎖し、爲替の全面的統制を組織し、英帝國資源の動員と統制とによつて戦争を遂行し、能ふ限り外國依存を回避の方策を採つたことは、アメリカの實業家を失望させた。戦争開始二ヶ月後にはアメリカの工業ブームは消失してしまつた。工業家たちは今更のやうに彼等が買入れた貯藏原料に目を移し、不安の念をもつてヨーロッパの空を眺めた。戦争は妥協によつて急速に終了するかも知れ



ないと彼等は疑惧したのである、一九四〇年の一月に最高點に達した全工業生産指數は、その後は一路下向線を通つた。政府は軍需生産の擴大を要望し續けてゐたが、資本家は容易にこれに呼應しなかつた。「突然の平和」といふ觀念が彼等を逡巡せしめたのである。アメリカの國務次官が交戦諸國を歴訪して戦争遂行の首腦者たちと會談を試みたのは、アメリカの實業家の疑惑が正當であるかどうかを測定するためであつた。

四〇年の四月にドイツ軍はデンマークとノルウェーに侵入することによつて、更にオランダ、ベルギー、フランスを席卷することによつて、アメリカの實業家の不安を拂ひのけた。今や戦争の擴大は不可避的であつた。再びアメリカ經濟には活況が歸つて來た。同年五月の工業生産指數は四月の一一一に對し一一五、六月には一二一を示したのである（一九三五—三九年平均一〇〇）しかし六月のフランスの屈服は、アメリカの不安を蘇らしめた。こんどは妥協によつてではなく、イギリスの屈服によつて戦争が終了することをアメリカ人は恐れたのである。イギリスが屈服すれば、ただに利潤の機會が過ぎ去つてしまふのみではない。勝利を占めた全體主義の攻勢の前に、アメリカは國防的に、經濟的に、異常に困難な立場に陥ることは明らかであつた。イギリスをして戦争を繼續させることは是非とも必要であつた。大統領は五〇隻の驅逐艦を讓渡して——その代りにアメリカは年久しく垂涎してゐた西印度の英領諸島の幾つかを手に入れた——イギリスを激勵した。九月にはイギリスが戦争を繼續することが全く明瞭となつた。その時以來アメリカ經濟は異常な活況を享受し續けてゐる。イギリス及び聯合國からの莫大な軍需注文、アメリカの熱病的な軍備擴張計畫によつて、アメリカの實業家は彼等が期待してゐた戦時超過利潤を満喫するに至つたのである。一九三九年にはアメリカの輸出入總額は

五五億ドル、出超は八億六千萬ドルであつたが、翌年には輸出入總額は六六億ドル、出超額は實に一四億ドルに激増した。また代表的製鋼會社ユー・エス・スチールの純益は、一九三九年上半年の一七七萬ドルから一九四〇年上半年の三千六百餘萬ドルへ躍進したのである。

第二次ヨーロッパ戦争の最初の一年間にアメリカの資本家が示した反應は、以上の如くであつた。それによつて、彼等はアメリカが久しく戦争を待望してゐたし、戦争が起つてから後には、戦争の長期化を切望してゐることを、明らかにしたのである。アメリカ政府の諸政策も亦この線に沿つて動いてゐる。

アメリカ政府はヨーロッパ戦争勃發直後中立を宣言し、アメリカの戦争参加の防止を目的として一九三五年に制定せられた中立法を發動した。それ以來一九四一年一二月、日、獨、伊三國がアメリカに宣戦するまで、二年數ヶ月の間アメリカは中立國の立場を採つてゐた。しかし、國際法的には中立國といふ立場に立ちつつ、アメリカは事實に於いては甚だ積極的に聯合國側を援助した。中立法の發動そのものさへ、客觀的には英佛援助の手段であつた。中立法は交戦國がアメリカで軍需品を買入れる場合には、自國船現金主義によるべきことを定めてゐる。ところで、一九三九年八月末にイギリスは直接投資をも含めて四二億ドル、フランスは三六億ドル、カナダは一六億ドル、其他の英領、佛領諸國は五億四千萬ドルの在米資産を持つてゐた。英佛側の在米資産は合計八四億四千萬ドルに達したのである。更に英佛領土に於ける金産額は年に七億五千萬ドルに達する。聯合國側はアメリカで軍需品を購入するに必要な「現金」を容易に調達することが出来るのである。然るに他方ドイツの在米資産は一億六千萬ドルに過ぎなかつたし、年産金額はゼロであつた。ドイツはアメリカから軍



需品を買ふに必要な金、外貨、外國證券を豊富には持つてゐなかつたのである。のみならず、自國船主義もドイツにとつて不利であつた。イギリス海軍が世界の海を封鎖してゐる限り、ドイツの船舶がアメリカの武器と軍需資源とを積んでドイツへ歸つて來る望はないのである。アメリカの豊富な戰爭資源は、かくて、アメリカの中立によつて、聯合國に對しては解放せられ、ドイツに對しては閉鎖せられた。アメリカの大統領が中立の宣言によつて期待したところは、正にかゝる結果であつたのである。

しかし、一九四〇年六月ドイツが、西部戦線で歴史的勝利を占めるまでは、アメリカの聯合國援助はそれほど積極的ではなかつた。アメリカは全體主義の敗北を希望してゐたといへ、英佛兩國が無造作に勝利を占めることを望んでゐたのではなかつた。一九二〇年代を通じて、英米兩國は世界市場の至る處で激しい抗争を續けた。二九年以來の經濟恐慌はイギリスよりはアメリカにより大なる打撃を與へた。尨大な植民地をブロックに編成することによつて、イギリスは比較的容易に恐慌から拔出し、新たな精力をもつてアメリカに對して攻勢を採つた。かかる記憶はアメリカにとつて快いものではなかつた。第二次大戰にイギリスが容易に勝利を獲得し、その威力がいつそう増大するとすれば、民主主義の勝利もアメリカの讚嘆には値ひしないのである。四〇年二月ヨーロッパの情勢に關し大統領に報告するため派遣せられた國務次官ウエルズが英佛伊各國を訪問し、世界經濟の再建に就いてアメリカの一般の方針を傳達しつつ、民主主義の援助に就いては全く發言しなかつたのは、甚だ暗示的と云はねばならない。しかし、ドイツが白蘭を屈服させ、パリを占領し、英軍を大陸から驅逐するに及んで、アメリカの態度は決定的となつた。ドイツの勝利はイギリスの勝利よりも十倍も怖るべきものであ

つた。アメリカはドイツの勝利を阻止するために、民主主義援助の強化を決意した。一方では國防計畫を飛躍的に擴充させつつ、一方ではアメリカは公然と民主主義の援助を呼號しはじめた。六月一四日大統領ルーズヴェルトは、對獨屈服か抗戰繼續かの危機に立つてアメリカの援助を求めたフランス首相レイノーに答へて、「聯合國が抗戰を繼續する限り、アメリカ政府はあらゆる種類の飛行機、大砲、彈藥を送つてこれを援助すること」を保證した。それにも拘らずフランスが屈服した後では、アメリカは對英援助に全力を傾けた。アメリカは驅逐艦五〇隻をイギリスに讓渡し、對英武器輸送を強化し、米洲所在の佛領土の米洲諸國以外の國への讓渡を認めない旨ドイツに傳達した。イギリスが慘澹たる敗北にもかかわらず、ドイツに對し最後の決戦を挑む決意を固めたのは、アメリカのかくの如き物的、精神的援助に負ふところが大きかつた。その後の戰爭の發展に於いても、アメリカは著大な役割を演じた。ギリシア、ユーゴスラヴィア等がドイツの大勝利の後にも樞軸陣營に入らず、かへつてイギリスの側に立つたのは、イギリスの背後にあるアメリカの巨大な潜在的戰力を勘定に入れたからであつた。アメリカの壓力は樞軸側に參加してゐるスペインや敗戦フランスや中立國トルコにも及びこれらの諸國が密接にドイツと協力することを阻止した。もしもアメリカの對英援助がなかつたとすれば、ヒットラー總統が宣言したやうに、ドイツは一九四〇年中に戰爭を終結させることに成功し得たであらう。

一九四〇年秋の選舉で三度大統領に選ばれたルーズヴェルトは、翌年一月六日議會に對する一般教書の中でアメリカの對戰方針を極めて明瞭に要約し、アメリカの國策は、第一に全力を擧げて米國國防の萬全を計り、第二に侵略に抵抗し、つある諸國民を全的に支持し、第三に獨裁者が強制し宥和主義者が提唱するいかなる平和



にも賛同しないことにある旨を明らかにした。二日後には彼は百四十萬常備軍の建設、世界最強艦隊建設の繼續、陸海軍航空勢力の増加、軍需生産の大擴充等を目標とする總額一七五億ドルに達する豫算を提出した。既にアメリカは前年五月國防委員會を設置し、フランス敗戦後には軍備の飛躍的増強を計畫し、九月の議會は總噸數三百萬トンを超える所謂兩洋艦隊の建設を決定してゐた。しかもなほ大統領は國防の萬全を期するに足らずとしてこの大豫算を提出し、「小規模の防衛を準備せんとすることは危険であり、全面的防衛を準備して始めて完全なのである」と強調したのである。「單に暫定的に過ぎない」(ルーズヴェルト)この豫算は、その後相次ぐ軍擴計畫により更に増大せられた。超えて一月一〇日には民主黨議員は大統領の意を受けて米國國防促進法案(所謂武器貸與法案)を提出した。本案の骨子とするところは、大統領が米國國防上その防衛を必要と認めたと外國政府のために、國防器材を生産し、これをその外國政府に賣却、讓渡、交換、貸與又はその他の方法で供給し得る點にあり、先に大統領が宣明した「侵略に抵抗しつつある諸國民支持」政策を具體化したものである。前大戰に當りアメリカは聯合國政府に對し莫大なクレデットを供與し、戦後その支拂ひを續つていはゆる戰債問題が紛糾を極め、現在もなほ解決に至つてゐないことは、人の知る如くである。然るに今や大統領は戰債に對する權利を豫め拋棄しつつ、聯合國に對する武器援助を強行せんとしつつあるのである。上下兩院は二月月に互る審議の後、本案及び七〇億ドルに上る武器貸與特別豫算を壓倒的多數をもつて可決した。先にジョンソン法を制定して(一九三四年)戰債不支拂國に報復したアメリカ議會は、ここでは「イギリス、ギリシア、支那の蔣政權等は民主主義のために、従つてまたアメリカのために戦ひつつあるのだ」といふ大統領の主張を

全面的に容認したのである。かくて全工業はアメリカの國防計畫と武器援助計畫を實現するために全面的に動員せられた。もはや資本家も躊躇すべき理由はなかつた。アメリカは、大統領が期した如く、民主主義の巨大な兵器廠となつた。同年四月バルカンに於ける戦争が激化し、六月下旬遂にソ聯が戦争に巻きこまれるに及んでアメリカの民主主義援助は一段と積極的となつた。四月下旬大統領は英海軍の授英武器輸送の負擔を軽減するために、無制限海洋哨戒制を實施し、中立法の規定にも拘らず、米艦の交戦水域立入許可を宣言した。五月二七日にはルーズヴェルトは無制限國家非常時の存在を宣言し、西半球防衛の急を説き、海洋自由主義擁護の方針を明らかにし、ヒットラー主義打倒のための米洲諸國の協力を主張した。七月七日には米海軍はアイスランド島に進駐して北大西洋の要地に布陣し、數隻の米船が潜水艦の襲撃を受けて沈没した九月の下旬には遂に政府は獨伊艦船に對する發砲命令を下した。樞軸國に對する經濟攻勢もますます強化された。一九三九年七月アメリカは日米通商航海條約の廢棄を通告し恰も日本と會談を試みつつあつたイギリスに側面からの援護を與へ、日本が北佛印に進駐して以來鐵・石油等の對日禁輸を強化し、四〇年九月三國同盟が成立した以後は、對日宥和政策を完全に清算した。日本が新國民黨政權を承認した日に、アメリカは對蔣一億ドル大借款を發表した。一九四一年六月にはアメリカは獨伊に對し資産凍結を行ひ、翌月南佛印進駐を敢行した日本に對しても同様の措置に出で、かくてアメリカは對樞軸經濟斷交を敢てしたのである。世界經濟に於けるアメリカ經濟の比重——アメリカ經濟は全資本主義經濟勢力の約五〇%を占めてゐる——を考へる時、アメリカの經濟斷交は最も重大な戦争行爲であるが、アメリカは單に自ら對樞軸經濟斷交を行つたのみではなかつた。蘭印や南米にも壓力



を加へて、一步一步これらの諸國をも對樞軸經濟斷交に進ましめたのである。かくてアメリカは單に民主主義を援助したのみでなく、また單に民主主義の兵器廠となつたのみでなく、民主主義陣營の組織者でもあつたのである。全世界が樞軸、反樞軸の兩陣營に分たれ、ヨーロッパの戦争とアジアの戦争とが結びつけられ、遂に第二次世界戦争となつて世界を掩ふに至つたのは、何よりもアメリカの政策の結果であつた。そしてかかるアメリカの政策は、前大戰以來アメリカが追求してきた世界政策の必然的な發展に外ならないのである。

### (二) アメリカの世界政策

第一次大戰に聯合國が勝利を占めた結果、一九二〇年代以後の世界は民主主義制覇の時代となつた。その後アメリカの世界政策の目標は、一貫して、第一に民主主義支配の維持、第二に支配する民主主義の中でのアメリカのヘゲモニーに置かれた。イギリスにとつては、民主主義支配の維持はアメリカと同様に望ましいことであつたが、支配する民主主義の中で覇權を握るものは依然としてイギリスであるべきであつた。かくて英米兩國は反民主主義勢力に對しては共同して闘争し、相互の間では激烈な争覇戰を繰返した。第一次世界戦争後の世界政治は、交錯する英米の協力と闘争とによつて特徴づけられてゐるのである。ワシントン會議に於いてアメリカはイギリスをして英米對等海軍案を承認せしめ、日本との同盟を斷絶せしめた。他方日本に對しては兩國は共同して五・五・三劣等海軍を押しつけた。支那の領土保全と門戶開放とを骨子とする九國條約は、日本の大陸進出を阻むための英米共同の闘争方式であつた。國策遂行手段としての武力の使用の禁止を約する不戰條

約(一九二八年)は、事實上民主主義支配の維持を目的としてゐた。列強角逐が武力によつてではなく、専ら經濟上の競争に限られるとすれば、最大の競争力を持つものは民主主義諸國、就中アメリカとイギリスとに違ひなかつたからである。しかし、民主主義の制覇が完了した後では、民主主義陣營内部の對立が前面に現はれざるを得なかつた。英米兩國は世界の至る處で鎬を削つた。かかる背景の下に、一九二九年アメリカの一著述家は「日に日に狹隘となりつつある現代の世界に於いては、イギリス、アメリカの如き、敵性的、掠奪的、二大帝國の共存する餘地はない。イギリスが自發的にアメリカのヘゲモニーを認めるか、さうでなければこのヘゲモニーが血の争鬪によつて確立されるか、いづれかである(デニー)と書いたほどである。同年秋恐慌がアメリカを襲ひ、ついで全世界が未曾有の經濟恐慌に沈淪するに至つて、民主主義の共同は全く空語となつた。イギリスはオッタワ會議を開催し、帝國內特惠關稅制度を設定して恐慌の打撃の緩和に成功した。その爲にアメリカの工業と貿易とはいつそ窮地に陥つたが、イギリスはもちろん意に介しなかつた。アメリカは出来る限りはヨーロッパ投資を引上げ、新投資を停止して——アメリカの投資はヨーロッパに於ける民主主義の制覇の重要な基礎であつた——、ヨーロッパに於ける民主主義勢力を困惑せしめた。ラテン・アメリカに於いてはイギリスとアメリカの抗争は激烈を極め、武力衝突を導いたほどであつた(ボリヴィア・パラグアイ戦争やブラジルの内亂は、事實上英米資本の闘争であつた)。三〇年代に入つて以後、反民主主義勢力は各地に擡頭した。併し互に激闘しつつあつた英米兩國の協力は容易に實現しなかつた。滿洲事變に當りアメリカは日本に強壓を加へようとしてイギリスに呼びかけたが、イギリスは素知らぬ顔をしてこれを見送つた。ナチスの擡頭に對して



も兩國の政策は一致しなかつた。イギリスではナチスを育成し、これをイギリスの手先としようとする計畫さへ行はれたが、アメリカはナチスに對し曾て好意を示さなかつた。イギリスがエチオピアを征服したイタリアに對して經濟制裁を組織した時には、アメリカの石油會社は高い値段でイタリアに石油を賣りつけた。一九三五年イギリスが支那の幣制改革に成功した時、アメリカがロンドンに於ける銀買上を突然停止したのも、イギリスに對する報復を意味してゐた。法幣の價値を維持するために銀を賣らなければならぬ支那は驚愕してニューヨークに駆けつけ、米支銀協定を締結し、法幣に對する支配權をアメリカにも分つたのである。かくして、この時期にあつては、「矛盾の最たるものは英米間のそれであり」、「鬭争は主として英米の間に行はれた。」

しかし、情勢は急激に變化した。一九三五年には獨伊樞軸が成立し、その翌年ドイツはラインランドに進駐し、スペインの内亂では獨伊は協力して民主主義勢力を押し潰した。日本とドイツの間には防共協定が成立し翌年イタリアがこれに加はつた。三七年夏支那事變が勃發して、イギリスの在支權益もアメリカの門戶解放政策も危殆に陥つた。翌年三月ドイツはオーストリアを合併し、九月にはチェコスロヴァキアを保護領たらしめた。ミュンヘンに赴いてドイツの總統と會談したイギリスの首相、チェンバレンは、ドイツの勢力がすでに民主主義の全勢力を壓倒するまでに成長してゐることを見出して、對獨妥協を餘儀なくされた。いまやイギリスにとつては、アメリカとの抗争を繼續する餘裕の残されてゐないことは明らかであつた。いつそう尖鋭な對立が東に於いても、西に於いても、イギリスを脅かしてゐた。イギリスは急遽政策を轉換して對米提携の途に進み入つた。イギリスは一方では再軍備計畫をスピード・アップしつゝ、他方ではアメリカをも含む民主主義、

反樞軸勢力の結集に力を盡した。一九三九年九月對獨宣戰を餘儀なくされて以來、特に翌年春大敗を喫して以來、イギリスにとつてはアメリカの支援を得ることは死活的な必要事となつた。イギリスはあらゆる讓歩の用意を整へつゝ、アメリカの援助を哀願した。

アメリカはこれを拒否すべき理由を持たなかつた。アメリカはドイツの全體主義とはとうてい和解することはできなかつた。アメリカ經濟は巨大な國內市場を有するにも拘らず、決定的に世界市場に依存してゐる。然るに全體主義の諸政策（爲替管理、貿易統制等）は、アメリカの市場を益々狹隘ならしめつつあつた。ドイツ流の貿易政策が一般的となるとすれば、工業品、農産物、資本のいづれもの輸出國であるアメリカの立場は破綻する外ないであらう。一九三二年に凡そ一八〇億ドルに上つたアメリカの對外投資の甚だ大なる部分（約五八億ドル）は、ヨーロッパ特にドイツに存在し、そこで集げついでしまつてゐた。アメリカの金保有量は一九四〇年七月には二〇〇億ドルを超えたが、この巨額の金も全體主義支配の下では無用の長物と化するであらう。事實ドイツの經濟相（フランク）は、アメリカの金を大西洋へ積出してドイツの大砲で打沈めても、世界經濟には影響はないと宣言したのである。斯て全體主義はアメリカにとつて言はば悪夢の如き存在であつた。アメリカが十五年間もその承認を拒んだソ聯邦すら、全體主義に比べれば遙にましであつた。ソ聯邦はその領域の中に閉ぢこもつてゐるだけであつたが、全體主義の工業は、ヨーロッパでも、南米でも、支那でも、アメリカ工業に對して大なる競争力を發揮してゐたからである。これを拂ひ除けることは、イギリスにとつてと同様、アメリカにとつても必要なのである。イギリスがドイツと死闘を試みるとすれば、それはまたアメリカのための闘



争でもある。殊にアメリカの國防が著しく立遅れてゐる事情の下では、イギリスの對獨抗争は米國防に甚大な寄與を爲すものであること、ルーズヴェルトの指摘する如くである。ギリシアや蔣政権やソ聯の抗争も同様の意義を有する。かくてアメリカの武器と資財とは、アメリカ自身の防衛のために、イギリスやソ聯や支那に送られなければならないのである。しかしアメリカの民主主義援助は、民主主義の世界支配を維持するためではあるが、イギリスの覇権を維持するためではない。アメリカはいま一つの目標——民主主義の支配體制に於けるアメリカのヘゲモニーの樹立——を決して抛棄してはゐない。アメリカがイギリスを援助するのは、それがアメリカの制覇を樹立すべき好個の手段だからである。嘗てはイギリスはアメリカと覇権を争ふ敵手であつた。戦争勃發後イギリスはアメリカの敵手たることを止め、「自發的にアメリカのヘゲモニーを承認した」。カナダやオーストラリアやニュージールランド等、イギリスの世界制覇の有力な支柱となつた英自治領は、ますますアメリカに近づいて來た。イギリスの遺産を相續し、かつてイギリスと分つてゐた世界覇権を獨占すべき好機は來たのである。そしてそのためには、イギリスの崩壊を阻止しなければならず、また阻止すれば足るのである。かくてアメリカの指導者等は米國國防促進法の名に於いて、大規模な援英を組織したのである。ルーズヴェルトは本法案の提出に際し「余はドルで貸してドルで返されるやうな借款供與を提出するものではない」と説明した。イギリスはドルで返す餘力を持つてゐないが、ドルで返すことが出來るとしても、アメリカの望みはそこにはないのである。アメリカが援英の代償として望んでゐるのは、イギリスが幾世紀に亙つて保持して來た世界覇権そのものなのである。

現在のところ第二次世界戦争の最終的な歸趨を豫測することは何人にも不可能である。アメリカがその宿望を達して世界覇者となり得ることを阻止するために我々は全力を盡さなければならない。しかもアメリカが世界の覇権を争ふに堪へる潜在的戦力を擁することは、十分に認めなければならない。日本の對米英開戦後僅に數ヶ月にしてアメリカもイギリスも決定的に大東亞から放逐されたとはいへ、米洲二十餘ヶ國をその傘下に收め、大西洋を通じてイギリスと連絡し、東南太平洋によつて濠洲、ニュージールランドに前進基地を進め、アフリカ・西南アジア及び北氷洋を経てソ聯と提携し、蔣介石の支那をもその前衛としてゐるアメリカの戦略體勢は、未だ樞軸陣營に譲らないのである。その擁する軍需資源は殆んど無盡藏であり——錫・ゴム等若干の不足物資に就いても莫大なストックや代替物資がさし當り急を救ふに足ると考へられる——工業の發達は周知の如く世界最高の水準に達してゐる。アメリカは天文學的ともいふべき大軍備計畫を樹立してゐるが、前大戰に於ける經驗に見るも、その七、八〇％は成就せられるものと豫期せねばならない。必然に長期化すべき第二次大戰に於いてアメリカの科學の演すべき役割も輕視することを許さない。アメリカの内部に於ける勞資の抗争や民族的分裂に多大の望みをかけることは、むしろ危険であるであらう。武力戦に於いてはアメリカは既に不敗の日本の敵でないことを證明したが、戦争が武力戦によつてのみ決定されるものでないことを思はねばならない。アメリカはいまだ侮ることを許さない敵なのである。しかし、これらの諸事實にも拘らず、アメリカが民主主義の世界支配を維持することは到底不可能であらう。元來第二次世界戦争の勃發そのものが英米民主主義支配の無能の表示に外ならない。第一次大戰以後世界史は疑ひもなく世界の統一化を日程に上せてゐた。



英米民主主義は世界を支配しつつ世界の統一化を推進することが出来なかつた。國際聯盟その他彼等が試みた若干の世界統一化の努力は、かへつて世界を分裂せしめた。一九二九年以來の諸事實は明白にこのことを示してゐる。かくて英米民主主義は退場を命ぜられてゐるのである。日獨伊諸國は、いはば歴史の命令の執行者として、驟起したのである。そして歴史の命令は遅かれ早かれ貫徹されざるを得ない。第二次大戦の戦場の運命はなほ幾多の紆餘曲折を辿るであらうが、英米の帝國主義的民主主義が完全に追放せられるまでは、戦争は終結し得ないと考へられるのである。

### 第三章 大東亞戦争

昭和一六年一月八日に始まる大東亞戦争は、一六世紀以來の歐米勢力のアジア進出にその淵源を見出すべく、殊に一九世紀中葉以降東亞に對して向けられた英米の爪牙は、支那の半植民地化に成功すると共に、全くこれに依存する蔣政権を操つて、ことごとくに我國に重壓を加へ、その誇る金權を以て我國をもその支配下に隸屬せしめんとしたに發する。我國が未だ東亞の一島國に過ぎなかつた時代に於て英米はその眞の目的が植民地化にあつたことは必定であるが必ずしも今日の如き敵意を現すものではなかつた。——日露戦争に際してイギリス世界帝國は、その二〇世紀に於ける對立國としてのロシアの勢力を打破する意圖に於て、我が國と同盟條約を結び、また經濟的援助を試みたが、我が國の勝利と共に却つて我を壓迫するの態度に出でたことは周知の

如くである。前ヨーロッパ大戦に際しては信義を重んずる我が國を利用し、しかもヴェルサイユ會議に當り直接ヨーロッパに關係せざるの表面的理由を以て最高會議より除外した。以後アメリカの世界的擡頭と共に相携した米英は、ワシントン會議以下の軍縮會議等を通じてあらゆる手段をつくして我が國を壓迫して來た。殊に東亞に於ける彼等の權益の擴大を希求して、支那の抗日運動の熾烈化に努め、滿洲事變以後支那事變に至る過程に於て、兩國は緊密なる對日敵性政策の統一を缺いたけれども、支那の我國に對する敵意を煽動する點に於て常に一致したのである。此して招來された「アジアの悲劇」が支那に於ける米英勢力の徹底的打倒なくして終幕することの困難なのは自明の理であり、この事實にも拘らず、尙そこに平和的手段による局面打開の可能性を信じたとすれば、それは寧ろ爲政者の不明に歸せらるべきであらう。平和への努力は尊貴せらるべきも、自らそこには限界がなければならぬ。また獨ソの提携に啞然とし、更にこれに續く獨ソの開戦に驚倒した政治家達は、世界史の必然性を理解することにより、單なる目先の事件に幻惑されることなく、深謀は常に果斷なる實行力によつて歴史の推進力たり得ることを知らなければならぬ。

大東亞戦争の勃發までには獨英開戦以來二年三ヶ月、一方我が國がドイツと防共協定を結んでより五年また日獨伊三國同盟の成立以來一年二ヶ月を経過してゐる。更に昭和一六年四月に成立した日ソ中立條約は、その後七〇日にして勃發せる獨ソの開戦によつて何等影響力を受けることなく二月八日に至り、引續き今日に及んでゐるのである。勿論二月八日以前に於ける我が國と米英との關係は、少くとも昭和一六年七月二五日の我が國在米英資産凍結ないし、同二六日の日英通商航海條約の廢棄（アメリカは已に昭和一五年七月二六日に於



て日米通商航海條約廢棄を行つた)或は八月一日の對日石油禁輸の強化によつて、軍事行動を伴はざる戰爭状態に入つたと見られ得るのであるが、兎も角表面的には非戰爭の状态にあつたのであり、一方その裏面に於て長時日に亙る日米交渉は、日本のアメリカに對する友好的諒解と兩國共同の努力による太平洋地域の平和確保を通しての世界平和の招來に貢献せんとする、その眞摯なる希望によつて続けられたのである。

かゝる状態により當然發生するものは、我が國に於ける政治、經濟、文化の各領域に亙る不統一、不明朗さであり、世界の平和を希望しつゝも我が國の貫徹をその絶對條件とする我が國にあつて、かゝる輿論の不統一は一般國民たる指導者たるを問はず、極めて憂慮すべきものがあり、その影響たるや五年に及ぶ支那事變によつて堅忍持久、一意國家の要請するところに邁進した國民に對し、一抹の不安を感じしめるものがあつたのである。

今次歐洲戰爭勃發當時、わが國政府が採つた「歐洲戰爭不介入方針」は、日米交渉の最後の段階まで東亞における事態の平和的解決への努力となつて現はれてゐるが、米國は帝國陸海軍の支那よりの全面的撤退、南京政府の否認、日獨伊三國條約の破棄といふが如き「現實に適用し得ざる」諸條項を強要し、且つ對日資産凍結軍需品の對日禁輸を行ふ一方、援蔣行爲を強化し、蘭印を使喚し、あるひは泰、佛印を脅威して對日包圍策を遂行しつゝあつた。

外務省發表になる日米交渉の經過は次のごとくである。

日米交渉經過 (昭和一六年二月八日發表)

一、日米間の交渉は本年春頃より華盛頓において開始せられ四月中旬米國政府より非公式試案の提示ありたるが右提案の内容は(一)兩國の抱懐する國際觀念及國家觀念、(二)歐洲戰爭に對する態度、(三)支那事變に對する態度、(四)日米兩國間の通商、(五)太平洋地域における經濟活動、(六)太平洋地域の政治的安定、(七)比律賓中立化等の項目を含み、これを太平洋全般の問題に關する一般的協定の基礎たらしめんとせるものなり。本案には日本政府において受諾し得ざる幾多の點あり、同案中米國政府は日獨伊三國同盟條約に關しては米國が自衛に名を藉りて歐洲戰爭に參入する場合、帝國が太平洋方面において米國の安全を脅威せざることを付保障を求め、又支那事變に關しては米國の容認する基礎條件を以て日支和平を仲介せんとせり。依て帝國政府は五月中旬三國條約に付ては我軍事援助義務は同條約規定の場合に發動する旨を明かにし、又支那事變に付ては米國は近衛三原則、日支基本條約及び日滿華共同宣言を了承し、我善隣友好政策に信頼して重慶に對し和平を勸告すべく、重慶に於て右勸告に聽從せざれば重慶援助中止を申入れあり度旨を要求する等の修正を加へたる對案を提出し、交渉を重ねたる處、六月下旬米國政府より前記四月案に比し米國の主張を更に具體的ならしめたる修正案の提示あり、爾後交渉は同案を繞り繼續せられたり。

二、然るに七月第三次近衛内閣成立後間もなく帝國が佛國との間に締結したる議定書に基き、佛領印度支那共同防衛の措置を講ずるや米國は帝國に對し資産凍結を行ひ經濟的壓迫を加へ來れるが、帝國は依然平和解決の希望に促され八月近衛首相より「ルーズヴェルト」大統領に對し「メツセージ」を以て帝國政府の平和的意圖を開陳すると共に、危局救済の爲には一刻も速に兩國首腦者會合の必要なる所以を申送りたり。之に對



し米國は主義上賛意を表したるも交渉中の懸案特に三國條約問題、在支日本軍隊駐留問題及び國際通商無差別待遇問題に關し先づ合意成立するに非ざれば之を實行に移し難しとの態度を固執し、且前記六月案を固持して譲歩せざりしに依り、我方は九月六日局面打開案を提示し、次で同二五日に至り之等我方の主張に前記米國側六月案を參酌せる新案を提出し交渉を重ねたるが一〇月二日米國は豫ねて其の國際關係の基準として固持し來れる四原則即ち(一)一切の國家の領土保全及主權尊重、(二)他國の内政不干渉、(三)通商上の無差別待遇、(四)和平手段に依るの外太平洋における現状の不變更、なる諸原則の適用に關する帝國の意圖、並に前記三問題に關し帝國政府の見解を更に明示せんことを要求し、交渉は之がため難澁に逢着するに至り、遂に停頓の儘一〇月中旬第三次近衛内閣は挂冠せり。

斯の如く兩國の見解對立を來したる所以のものは米國が國際關係處理に付獨善の見解に立脚せる架空の原則的理念を強硬に固執し、東亞の實情を顧みず之を其儘支那に適用せんことを主張し居ることに起因するものにして、米國にして右の態度を固持するにおいては本交渉の妥結は極めて困難なる状況にありたり。

三、現内閣においては太平洋の平和を顧念するため交渉を繼續することに決し、公正なる基礎において妥結を圖らんとする見地より當時交渉の主要問題たりし三事項につき(一)三國條約に關聯する自衛權問題については米國において自衛權の觀念を濫りに擴大せざる旨明確にすることを要求し、(二)通商上の無差別待遇原則に付ては右原則が全世界に適用せらるゝにおいては右が支那を含む全太平洋地域に適用せらるゝことに異議なきこととし、(三)撤兵問題に付ては支那事變の爲支那に派遣せられたる日本軍隊の一部は日支間平和成

立後一定地域に所要期間駐屯すべく、爾餘の軍隊は平和成立と同時に日支間協定に従ひ撤去を開始し、治安確立と共に撤去すべく、又佛印に派遣せられ居る軍隊は支那事變解決するか、又は公正なる東亞の平和確立するにおいては直に之を撤去すべしとの案を得右案により交渉を續行せり。此間政府は日米交渉成立の際は關係事項につき英國其他の諸國とも同時に諒解の成立方米國側において斡旋すべきことを要望し、尙本件交渉につき萬全の努力を拂はんが爲來栖大使を米國に急派し、野村大使を援助せしむることとせり。然るに米國側は日米協定成立せば帝國は三國條約を保持するの要なかるべく、右は消滅若は死文となることを希望する旨反復力説し、通商無差別原則は無條件に支那に適用することを主張し、列國共同の下に支那の經濟協同開發を行ふこと等を包含する經濟政策に關する日米共同宣言案を提出せり。よつて帝國政府は右に對し通商無差別原則に付ては帝國は同原則が全世界に適用せられることを希望し、右希望の實現に順應して支那に對しても同原則の適用を承認すとの趣旨を答ふると共に、右共同宣言案に付ては支那共同開發提案は支那國際管理の端緒となる處あるをもつて受諾し難きことを述べ、米國側に撤回を求めたり。

一月一七日以來野村大使は來栖大使と共に大統領及國務長官と會見を重ね、交渉急速妥結の要あることを力説せる處、大統領は支那問題に付ては日支間和平の「紹介者」たるの用意ありと述べ、又國務長官は帝國が獨逸と提携し居る限り日米交渉は至難なるを以て先づ此の根本的困難を除去する必要ある旨を強調し、兩三回に互り論議を重ねたるも難關は依然として、三國條約、國際通商無差別待遇問題及支那問題に在ること明かとなれるを以て帝國政府は兩國國交の破綻を回避する爲、最善の努力を竭さんとする考慮に基き、樞要



且緊急の問題に付公正なる妥結を圖る爲一月二〇日左の新提案を提出せり。

- (一) 日米兩國政府は孰れも佛印以外の南東亞細亞及南太平洋地域に武力的進出を行はざることを確約す
  - (二) 日米兩國政府は蘭領印度においてその必要とする物資の獲得が保障せらるゝ様相互に協力するものとす。
  - (三) 日米兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すべし米國政府は所要の石油の對日供給を約す。
  - (四) 米國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を與ふるが如き行動に出でざるべし。
  - (五) 日本政府は日支間和平成立するか又は太平洋地域における公正なる平和確立する上は、現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべき旨を約す。
- 日本政府は本了解成立せば現に南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍はこれを北部佛領印度支那に移駐するの用意あることを闡明す。

右に對し國務長官は、帝國が三國條約との關係を明かにし、平和政策採用を確言するに非ざれば右第四項を受諾し援蔣行爲を停止する事不可能なりといひ、又大統領のいはゆる日支間和平の「紹介者」たらんと提案も、日本の平和政策採用を前提とするものなる旨を述べ、第四項につき大なる難色を示したるを以て、我方は兩大使をして國務長官に對し大統領の紹介により日支直接交渉開始せらるる場合、和平の紹介者たる米國が依然援蔣行爲を繼續せんとするは平和成立を妨害するものにして、その態度に矛盾あることを指摘し米

國政府の反省を要請せしめたり。

五、然るにこの間米國政府は英濠蘭および重慶代表と協議する所あり、一月二二日國務長官は兩大使に對し南部佛印よりの撤兵のみにては南太平洋方面の急迫せる情勢を緩和するに足らずとする旨、ならびに大統領の所謂日支間の紹介は時機いまだ熟せずと思考する旨を述べたり。

米國政府はその後も前記諸代表と協議を重ねをりたるが、二六日國務長官は兩大使に對し二〇日の我提案については慎重研究を加へ關係國とも協議せるも遺憾ながら同意し難しとて、今後の交渉の基礎案として大要左の如き案を提出せり。即ち

- (一) 日米相互間において實際に適用すべき根本的原則として、政治關係においては前述の四原則を再述せるが、唯そのうち第四點を紛争の防止及び平和的解決、並に平和的方法及び手續に依る國際情勢改善の爲國際協力及び國際調停證據の原則と改め、經濟關係に於ては主として前記政治的原則の第三通商上の機會均等及び平等待遇の原則を敷衍し、
- (二) 日米兩國政府の採るべき措置として(イ)日米兩國政府は英、蘭、支、蘇、泰と共に多邊的不可侵條約の締結に努む。(ロ)日米兩國政府は日、米、英、支、蘭、泰國政府との間に佛印の領土主權を尊重し、佛印の領土主權が脅威さるる場合必要な措置に關し即時協議すべき協定の締結に努む。右協定締結は佛印に於ける貿易及び經濟關係に於て特惠待遇を排除し平等の原則確保に努む。(ハ)日本政府は支那および佛印より一切の軍隊(陸、海空および警察)を撤收すべし。(ニ)兩國政府は重慶政府を除く



如何なる政權をも軍事的、政治的、經濟的に支持せず。(ホ)兩國政府は支那に於ける治外法權(租界及び團匪議定書に基く權利を含む)を放棄し他國にも同様の措置を慫慂すべし。(ハ)兩國政府は互惠的惠國待遇及び通商障壁低減の主義に基く通商條約締結を商議すべし(生絲は自由品目に置く)。(ト)兩國政府は相互に資産凍結令を廢止す。(チ)圓佛爲替安定に付協定し兩國夫々半額宛資金を供給す。(リ)兩國政府は第三國と締結し居る如何なる協定も本協定の根本目的即ち太平洋全地域の平和確保に矛盾するが如く解釋せられざることに付同意す。(ヌ)以上の諸原則を他國にも慫慂すること、を提案せり。

右に付兩大使は其不當なるを指摘し、強硬なる應酬をなせるが、國務長官は讓歩の色を示さず、越えて二七日大統領は兩大使に對し今猶日米交渉の妥結を希望せざるに非ざるも、暫定的方法に依り局面打開を計るは兩國の根本主義方針が一致せざる限り結局無効と思考する旨を述べたり。依て帝國政府は米國に對し一月二〇日の我方提案は最も公正なる基礎において從來の彼我主張を十分考慮の上作成せられたるものなるにも拘らず、米國が之に同意するを得ずと爲し、東亞の現實を無視せる新案を提出し、殊に支那問題に關しその態度を豹變せるは米國の誠意を疑はしむるものなるに付、米國側において反省せんことを要求せるが、國務長官は從來の態度を固執するのみにて交渉の本質的問題につき更に商議を進めんとする色なく、越えて二月二日に至り「ウェルズ」次官は大統領の命なりとて、情報によれば最近佛印方面において日本軍隊の移動増強行はれ居りとして右に關する帝國の眞意を照會越したり。よつて帝國政府は右は最近佛印と支那との國境附近において支那軍が頻に蠢動し居るに鑑み、之に備へんがため北部佛印において一部兵力の増強を行ひ

たるものなる處、之と關聯して自然南部においても部隊の移動が行はれたるものなるむねを回答したるが、この間米國政府は對日包圍陣を急速に増強すると共に、輿論を指導し交渉決裂の場合の地固めをなすに至れり。

六、從て前記米國提案に對し帝國政府は一月七日附を以て別添「對米覺書」を以てその態度を明かにせり。

#### 對米覺書 (昭和一六年一月八日發表)

一、帝國政府は「アメリカ」合衆國政府との間に友好的諒解を遂げ兩國共同努力により太平洋地域における平和を確保し、以て世界平和の招來に貢献せんとする眞摯なる希望に促され、本年四月以來合衆國政府との間に國交の調整増進ならびに太平洋地域の安定に關し誠意を傾倒して交渉を繼續し來りたる處、過去八月にわたる交渉を通じ合衆國政府の固持せる主張ならびに此間合衆國及英帝國の帝國に對し執れる措置に付こゝに率直に其の所信を合衆國政府に開陳するの光榮を有す。

二、東亞の安定を確保し世界の平和に寄與し、もつて萬邦をして各その處を得しめんとするは帝國不動の國是なり。曩に中華民國は帝國の眞意を解せず、不幸にして支那事變の發生を見るに至れるも帝國は平和克復の方途を講ずると共に、戰禍の擴大を防止せんがため終始最善の努力を致し來れり。客年九月帝國が獨伊兩國との間に三國條約を締結したるも亦右目的を達成せんがために外ならず。

然るに合衆國及び英帝國は有らゆる手段を竭し、重慶政權を援助して日支全面和平の成立を妨害し、東亞の安定に對する帝國の建設的努力を牽制せるのみならず、或は佛領印度支那を牽制し、或は佛領印度支那を脅



威し、帝國と此等諸地域とが相携へて共榮の理想を實現せんとする企圖を阻害せり。殊に帝國が佛國との間に締結したる議定書に基き佛領印度支那共同防衛の措置を講ずるや、合衆國政府及び英國政府は之を以て自國領域に對する脅威なりと曲解し、和蘭國をも誘ひ資金凍結令を實施して帝國との經濟斷交を敢てし、明かに敵對的態度を示すと共に帝國に對する軍備を増強し帝國包圍の態勢を整へ以て帝國の存立を危殆ならしむるが如き情勢を誘致するに至れり。右に拘らず帝國總理大臣は本年八月事態の急速收拾のため合衆國大統領と會見し、兩國間に存在する太平洋全般にわたる重要問題を討議檢討せんことを提議せり。然るに合衆國政府は右申入に主義上賛同を與へながらこれが實行は兩國間重要問題に關し意見一致を見たる後とすべしと主張して譲らず。

三、よつて帝國政府は九月二五日從來の合衆國政府の主張をも十分考慮の上、米國案を基礎とし之に帝國政府の主張を取入れたる一案を提示し論議を重ねたるが、双方の見解は容易に一致せざりしを以て、現内閣に於ては從來交渉の主要難點たりし諸問題に付帝國政府の主張を更に緩和したる修正案を提示し交渉の妥結に努めたるも、合衆國政府は終始當初の原案を主張し協調的態度に出でず交渉は依然滯滞せり。こゝに於て一月二〇日に至り帝國政府は兩國國交の破綻を回避するため最善の努力を盡す趣旨を以て樞要且緊急の問題に付公正なる妥結を圖るため前記提案を簡單化し

- (一) 兩國政府に於て佛印以外の南東亞細亞及南太平洋地域に武力進出を行はざる旨を確約すること。
- (二) 兩國政府に於て蘭領印度に於て其の必要とする物資の獲得が保障せらるる様相互に協力すること。

(三) 兩國政府は相互に通商關係を資産凍結前の状態に復歸すること。合衆國政府は所要の石油の對日供給を約すること。

(四) 合衆國政府は日支兩國の和平に關する努力に支障を與ふるが如き行動に出でざること。

(五) 帝國政府は日支間和平成立するか、又は太平洋地域に於ける公正なる平和確立する上は現に佛領印度支那に派遣せられ居る日本軍隊を撤退すべく、また本了解成立せば南部佛領印度支那に駐屯中の日本軍はこれを北部佛領印度支那に移駐するの用意あること等を内容とする新提案を提示し、同時に支那問題については合衆國大統領がさきに言明したる通り日支間和平の紹介者となるに異議なきも、日支直接交渉開始の上は合衆國において日支和平を妨害せざる旨を約せんことを求めたるが、合衆國政府は右新提案を受諾するを得ずとなせるのみならず援蔣行爲を繼續する意思を表明し、次で更に前記の言明に拘らず大統領のいはゆる日支間和平の紹介を行ふの時機なほ熟せずとてこれを撤回し、遂に一月二六日に至り偏に合衆國政府が從來固執せる原則を強要するの態度を以て帝國政府の主張を無視せる提案を爲すに至りたるが、右は帝國政府の最も遺憾とする所なり。

四 抑々本件交渉開始以來帝國政府は終始専ら公正かつ謙抑なる態度をもつて鋭意妥結に努め、しばしば難きを忍びて能ふ限りの讓歩を敢てしたるが、交渉上重要事項たりし支那問題に關しても協調的態度を示し、合衆國政府の提唱せる國際通商上の無差別待遇原則遵守については、本原則の世界各國に行はれんことを希望し、かつその實現に順應してこれを支那をも含む太平洋地域に適用するやう努力すべき旨を表明し、尙支那



における第三國の公正なる經濟活動は何等これを排除するものにあらざることをも闡明せるがさらに佛領印度支那よりの撤兵についても情勢緩和に資するため前述のごとく南部佛領印度支那よりの即時撤兵を進んで提議する等極力妥協の精神を發揮せるは合衆國政府のつとに諒解する所なりと信す。

然るに合衆國は常に理論に拘泥し現實を無視し、その抱懐する非實際的原則を固執して何等讓歩せず、徒らに交渉を遷延せしめたるは帝國政府の諒解に苦しむ所なるが、特に左記諸點については合衆國政府の注意を喚起せざるを得ず。

(一) 合衆國政府は世界平和のためなりと稱して自己に都合なる諸原則を主張し、これが採擇を帝國政府に迫れるところ世界の平和は現實に立脚し、かつ相手國の立場に理解を持し、相互に受諾し得べき方途を發見することによりてのみ具現し得るものにして、現實を無視し一國の獨善的主張を相手國に強要するが如き態度は交渉の成立を促進する所以のものにあらず。

今般合衆國政府が日米協定の基礎として提議せる諸原則については、右の中には帝國政府として趣旨に於て賛同に吝ならざるものもあるも、合衆國政府が直にこれが採擇を要望するは世界の現状に鑑み架空の理念に驅らるゝものといふの外なし。

尙日、米、英、支、蘇、蘭、泰七國間に多邊的不可侵條約を締結するの案の如きも、徒らに集團的平和機構の舊構想を追ふの結果東亞の實情と遊離せるものといふの外なし。

(二) 合衆國政府今次の提案中に「兩國政府が第三國と締結し居る如何なる協定も本取極の根本目的たる太

平洋全域の平和確保に矛盾するが如く解釋せられざることに付合意す」とあるは、即ち合衆國が歐洲戰爭參入の場合における帝國の三國條約上の義務履行を牽制せんとする意圖を以て提案せるものと認めらるゝを以て、右は帝國政府の受諾し得ざる所なり。

由來合衆國政府はその自己の主張と理念とに眩惑せられ、自ら戰爭擴大を企圖しつつありといはざるを得ず、合衆國政府は一方太平洋地域の安定を策し、自國の背後を安固となしつつ他方英帝國を援け歐洲新秩序建設に邁進する獨伊兩國に對し自衛權の名の下に進んで攻撃を加へんとするものなるが、右は太平洋地域に平和的手段に依り安定の基礎を築かんとする幾多の原則的主張と全然矛盾背馳するものなり。

(三) 合衆國政府はその固執する主張において武力による國際關係處理を排撃しつつ一方英帝國等と共に經濟力による壓迫を加へつつある處、かゝる壓迫は場合によりては武力壓迫以上の非人道的行爲にして國際關係處理の手段として排撃せらるべきものなり。

(四) 合衆國政府の意圖は英帝國その他の諸國を誘引し、支那その他東亞の諸地域に對しその從來保持せる支配的地位を維持強化せんとするものと見るの外なき處、東亞諸國が過去百有餘年に互り米英の帝國主義的搾取政策の下に現状維持を強ひられ兩國繁榮の犠牲たるに甘んぜざるを得ざりし歴史的事實に鑑み、右は萬邦をして各其の所を得しめんとする帝國の根本國策と全然背馳するものにして帝國政府の斷じて容認する能はざる所なり。

合衆國政府は今次提案中佛領印度支那に關する規定は正に右態度の適例と稱すべく、佛領印度支那に關し



て佛國を除き日、米、英、蘭、支、泰六國間に同地域の領土主權の尊重並に貿易及び通商の均等待遇を約束せんとするは、同地域を六國政府の共同保障の下に立たしめんとするものにして、佛國の立場を全然無視せる點は暫く措くも、東亞の事態を紛糾に導きたる最大原因の一たる九國條約類似の體制を新に佛領印度支那に擴張せんとするものと觀るべきものにして、帝國政府として容認し得ざる所なり。

(五) 合衆國政府が支那問題に關し帝國に要望せる所は或は全面撤兵の要求と云ひ、或は通商無差別原則の無條件適用と云ひ、何れも支那の現實を無視し東亞の安定勢力たる帝國の地位を覆滅せんとするものなる處、合衆國政府が今次提案に於て重慶政權を除く如何なる政權をも軍事的政治的經濟的に支持せざることを要求し、南京政府を否認し去らんとする態度に出でたるは交渉の基礎を根柢より覆すものといふべく、右は前記援蔣行爲停止の拒否と共に合衆國政府が日支間に平常状態の復歸および東亞平和の回復を阻害するの意思あることを實證するものなり。

五 要之今次合衆國政府の提案中には通商條約締結、資産凍結令の相互解除、圓非爲替安定等の通商問題ないし支那における治外法權撤廢等本質的に不可ならざる條項なきにあらざるも、他方四年有余に互る支那事變の犠牲を無視し、帝國の生存を脅威し權威を冒瀆するものあり、従つて全體的に觀て帝國政府としては交渉の基礎として到底これを受諾するを得ざるを遺憾とす。

六 乃至帝國政府は交渉の急速成立を希望する見地より日米交渉妥結の際は英帝國その他の關係國との間にも同時調印方を提議し、合衆國政府も大體これに同意を表示せる次第なる所、合衆國政府は英、濠、蘭、重慶

等としば、協議せる結果、特に支那問題に關しては重慶側の意見に迎合し前記諸提案をなせるものと認められ右諸國は何れも合衆國と同じく帝國の立場を無視せんとするものと斷ぜざるを得ず。

七 惟ふに合衆國政府の意圖は英帝國その他と苟合策動して東亞における帝國の新秩序建設による平和確立の努力を妨害せんとするのみならず日支兩國を相闘はしめ以て英米の利益を擁護せんとするものなることは今次交渉を通じ明瞭となりたる所なり。かくて日米國交を調整し合衆國政府と相携へて太平洋の平和を維持確立せんとする帝國政府の希望は遂に失はれたり。

よつて帝國政府はこゝに合衆國政府の態度に鑑み今後交渉を繼續するも妥結に達するを得ずと認むるの外なき旨を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり。

こゝに於て遂に昭和一六年（皇紀二六〇一年）一月八日未明、西太平洋の廣大な水域において、戦闘が開

始せられ、同日長くも宣戰の大詔が渙發されたのである。  
わが陸海軍の作戦は、先づ緒戦において敵の戰略點を急襲し、一舉にして敵主力に致命的打撃を與へることにあつた。即ち八日未明のハワイ空襲、グアム、ミッドウェー、香港、フィリピン、マレーに對する攻撃、ダバオ、ウェークの空襲、上海租界の接收といふ雄渾な大作戦が、周到な計畫と精悍無比の攻撃精神を以て始められた。特に真珠灣空襲による米國太平洋艦隊主力の撃滅は、二月一〇日、マレー沖海戦におけるプリンス・オブ・ウェールズ、レパルスの撃沈と共に爾後の作戦をわが方にとつて決定的に有利ならしめたものである。これら地域に對するわが方の攻撃目標は先づ敵艦隊ならびに航空兵力を徹底的に撃破して制空權を確保するこ



No.3 南方作戦陸軍総合戦果  
(昭和16年12月8日—昭和17年5月31日)

I 交戦兵力並びに撃滅兵團數		
	交戦兵力	撃滅兵團數
香港	15,000 *	I * (1)
フィリピン	100,000 *	II (2)
マレー	120,000 *	6.5 * (3)
インド	120,000 *	4 * (4)
ボルネオ	150,000 *	13 * (5)
計	505,000 *	35.5 *

I 俘虜		
	俘虜數	備考
米英蘭重其	25,000 *	内カナダ兵 1,600 濠州兵 17,000
軍軍軍軍	64,000 *	
慶	24,000 *	内インドネシア兵100,000は既に解放す
軍軍軍軍	44,000 *	
他	185,000 *	
計	342,000 *	

II 鹵獲兵器その他		
火戰自飛重小車船	砲(門) 3,763 車(輛) 1,440 動行機 31,589 機(機) 240 機(挺) 11,548 銃(〃) 216,714 輛(輛) 12,200 船(隻) 48	{ 外に撃滅破せる飛行機 1,636機, うち不確實241  { 11.7萬噸, 外に撃滅破せる艦船60隻

備考：一昭和17年6月7日大本營發表による。\* 印概數。  
 (1) 英, 加, 印兵にしてローソン旅團, ウォリス旅團。  
 (2) 米第1師, 比島國防軍第 11, 21, 31, 41, 51, 61, 71, 81, 91, 101 師。  
 (3) 英第11師, 濠第8師, 印度第9, 11師, 12, 44, 45旅, マレー第 1, 2 旅。  
 (4) 蘭印第 1, 2 師, 獨立大隊約15, 米英濠軍1師。  
 (5) 英第7機械化旅團其他6大隊, 印度第17師, 13, 63旅團 重慶第 22, 96, 200, 49, 55, 93, 28, 29, 38 師, ビルマ第 1 師, 其他約1師團。

存在を全然豫知してゐなかつたもので、英軍はケダ州防衛の要衝として、機械化部隊を含む約一個師團を配備してゐたが、わが軍は二個中隊約四〇〇名を以てこれを遮二無二突破し(一二日)翌一三日にはアロルスタIを占領、こゝに佛印方面より有力な空軍の進駐を得て、コタバル占領とともに間髪を容れず同地に進駐した

とに置かれた。かくて今次の大東亞戦争において、皇軍が戦史にも稀な大戦果を挙げ得たのは、一に緒戦において制海制空権がわが手に歸した結果によるところ大であつて、マレー半島敵前上陸、フィリピン、ボルネオ、セレベスへの大部隊輸送に成功したのも、地上作戦を有利且つ急速に進展せしめ得たのも、また英國東洋艦隊ならびに米、蘭、濠の聯合艦隊が次々に撃滅されたのも、皆齊しく近代戦における制空権の重要性を物語るものである。マレーにおける戦闘は二月八日未明、コタバルおよびシンゴラ、パタニーの上陸戦からはじまる。この朝空軍其地を急襲し、徹底的打撃を與へ、軍司令官山下奉文中將以下二十數隻の輸送船に分乗した大兵團が一擧にシンゴラに上陸し、マレー國境に殺到したのである。わが方の輸送基地は三亞、これを掩護する空軍基地は既に一二月來佛印のフ・クオク島に急造されてゐた。そして作戦はシンゴラ上陸主力部隊を以てする西海岸進撃、コタバル上陸部隊を以てする東海岸進撃、ならびに中部のジャングル地帯を突破して敵の意表に出た中央進撃の大體三つの方向が定められたが、主要戦線は西海岸にあつた。この方面での最初の激戦はジットラ・ラインの戦闘である。この三段構への堅固な防禦線は、わが軍もその

No.2 陸軍部隊南方占領地域  
(單位平方尺及び萬人)

	面積	人口
香港	1,000	105
フィリピン	300,000	1,600
マレー	132,000	550
ボルネオ	670,000	1,500
ジャバ	132,000	4,171
スマトラ島	456,000	798
ボルネオ島*	830,510	644
計	2,521,510	9,368

備考：一昭和17年6月7日大本營發表による。\* 印はその他を含む。なほ東印度は海軍管理下にあるセレベスその他を含まぬもので、これを加算すると合計は約 3,007,000 平方尺となる。— Indish Verslag, 1941.



空軍と相俟つて、既にこの頃マレーの制空権は確保されてゐた。また一四日シンゴラ地方に上陸した部隊は北上してビルマ、泰國境の要衝ヴィクトリア港およびクラ地峽を占領して英軍の北方よりの進撃を防いだ。かくてマレー半島南下體制は開戦後數日にして確立したのである。以後ベナン（一九日）、イポー（二八日）、スリム（昭和一七年一月四日）、クアラルンプール（一日）、マラッカ（二五日）、ジョホールバル（三一日）をとり、上陸來五五日にして全マレー半島を席卷、踏破行程一、一〇〇軒、主力の交戦實に九二回に及んだのである。次いで二月四日シンガポール攻略を目指して砲門を開いた我軍は八日夜ジョホール水道渡河作戦を開始、紀元の佳節に當つてブキテマ高地を奪取すると共にシンガポール市街に突入二月一五日午後七時五〇分遂にこれを完全に陥落

No.4 支那方面戦果

(單位 1,000 人)

	交戦兵力	遺 屍	俘 虜	計
北 支	900	56.3	33	89.3
中 支	580	53.6	10	63.6
南 支	50	2.5	1	3.5
計	1,530	112.4	44	156.4

備考：一期間は前表（No.3）に同じ、数字は概數。

No.5 我方の損害

	損 害	備 考
戦 死	9,174	} 29,894
戦 傷	20,720	
飛 機	348	(約 16 萬噸)
船 隻	31	

備考：一期間同前。

せしめたのである。斯くの如くしてイギリスが東亞政策の據點と持み、日本の南進を牽制する一方、支那を威壓し、インド、ビルマ、オーストラリアの防衛に磐石の重みを託し、更に東印度諸島を重壓したシンガポール——一九二三年來築城計畫が進められ、總工費三千萬ポンドを要したと傳へられる——は陥落した。一方ビルマ作戦は、熱帯の峻険をついて二月一日南端ヴィクトリア・ポイントを攻略、タポイ（一月一九日）、モールメン（三一日）を占領、サルウィン河を渡つて（二月八——一〇日）、三月八日首都ラングーンを陥れ、以後マンダレー完全占領に至る期間に於て重慶軍一〇萬、英軍四萬を壊走せしめたのである。フィリピン方面に於ては二月一〇日比島北岸アバリ、西岸ヴィガンの敵前上陸に成功、更に南方レガスピ（二二日）、リンガエン灣（二二日）に上陸、昭和一七年一月二日に至つて早くも首都マニラを完全に占領

No.6 ビルマ作戦戦果

	第一期 <sup>(12.8)</sup> <sub>3.10</sub>	第二期 <sup>(3.11)</sup> <sub>5.31</sub>	合 計
遺棄死體	5,500	19,100	24,600
俘虜	1,986	2,302	4,288
鹵獲品：			
火 砲	139	281	420
銃 器	4,748	6,500	11,248
砲 彈	1,680	13,176	14,856
銃 彈	1,356,382	2,105,919	3,462,301
戦(装甲)車	101	311	412
車 輛	1,326	6,928	8,254
我 損 害：			
戦 死	438	851	1,289
戦 傷	826	2,330	3,156

備考：一昭和17年7月8日發表。



し、四月一日には天險を恃むバタン半島をも攻略、更に五月七日敵が最後の據點として「絶望的抵抗」を續けたコレヒドール島をも、五日夜の上陸より僅か三二時間にして全くこれを占領するに至つた。  
蘭印に對する作戦は一月一日蘭領ボルネオのタラカンに對する敵前上陸および海軍特別陸戦隊のセレベス島メナドに對する上陸に始まり、わが政府は翌一二月オランダ軍に對する戦闘開始の聲明を行つた。次いで二月一日にはスマトラ島パレンバンを落下傘部隊を以て奇襲占領し、三月一日にはわが軍はジャワ島東部、中部、西部より一齊に上陸し、五日夜にはバタヴィヤを占領、敵主力をスラバヤ及びバンドン附近に兩斷包圍したので、蘭印軍ならびに米英濠軍約一〇萬は三月九日無條件降伏を申出でた。

以上のほか香港の占領(二月二五日)、グアム島の占領(二月二一日)、ウェーキ島占領(二月二三日)、英領ボルネオのタワオ、ラハッドダツ占領(二月末)、チモール島上陸(二月二〇日)、ミンダナオ占領(五月一〇日)、アングマン列島占領(四月上旬)、アリューシャン列島のキスカ、アッツ兩島占領(六月上旬)、ニュージーニア敵前上陸(三月中旬)、ビスマルク群島の截定(五月上旬)およびソロモン群島の制壓によつて、大東亞戦争は一段階を劃し、この新たな地域を包含する大東亞共榮圈を樹立して米英との長期戦體制に入るのであるが、この赫々たる戦果の蔭に米英蘭濠の聯合艦隊を隨所に捕捉殲滅し、印度太平洋の制海權を完うした帝國海軍の功績は戦史に燦たるものがある。

既にハワイ海戦において米太平洋艦隊の主力を撃破したわが海軍は、マレー沖海戦において英東洋艦隊主力を撃沈し、次いで二月四日のジャワ沖海戦、同二〇日バリ島沖海戦、同二七日より三月一日に至るスラバヤ沖

及びバタヴィヤ沖海戦で米英蘭濠の殘存主力を破砕し四月九日にはセイロン島の英軍港ツリンコマリを強襲し航空母艦ハーミス以下多數を撃沈した。かくて大東亞海に蠢動を許されなくなつた敵海軍は、頽勢を挽回せんとして、サラトガ型ならびにヨークタウン型航空母艦都合二隻に戦艦、巡洋艦以下を配し堂々の進攻陣を張つて珊瑚海方面に現はれたが、帝國海軍は直ちにこれを捕捉、殲滅的打撃を與へた。更に我が帝國艦隊

No. 7 海軍綜合戦果

(昭和16年12月8日—昭和17年5月20日)

	敵側喪失數 (隻又は臺)	我方損害 (隻又は臺)
戰艦	13 (米10, 英 3)	—
空母	6 (米 5, 英 1)	1
巡洋艦	27 (米15, 英 7, 蘭 5)	1
驅逐艦	35 (米14, 英17, 蘭 4)	9
小艦艇	177	30
船	801 (1,339,000噸) (1)	17 (62,000噸)
飛行機	2,274 (2)	248

備考:一昭和17年5月26日大本營發表、わが方損害中航空母艦は小型のもの、巡洋艦は乙巡中破。

(1) うち拿捕 503 隻、220,000 噸。

(2) うち不確實 137 機。

No. 8 敵船舶撃沈破數

(昭和16. 12. 8—17. 7. 10)

	隻 數	噸 數
飛行機に依るもの	194	829,000
潜水艦に依るもの	99	724,000
艦艇等に依るもの	73	382,000
合計	366	1,935,000

備考:一昭和17年7月18日大本營發表。



は英軍に占領せられたマダガスカル島のラルゴ・スアレス急襲、アリューシャン作戦、ミッドウェイ攻撃等目覚ましい活動を続けてゐたが、八月二五日以後一〇月二五日に至る間、ソロモン群島方面に於て、米航空母艦ワスプ（一四、七〇〇トン）以下、巡洋艦三隻、驅逐艦五隻、潜水艦六隻、輸送船六隻、掃海艇一隻を撃沈し、更に戦艦一隻、航空母艦一隻、巡洋艦一隻、潜水艦一隻、輸送船二隻、掃海艇一隻を大破、航空母艦一隻を中破せしめると共に敵機五一九機を撃破せしめ、一〇月二六日黎明より夜間に互つては、サンタクルーズ諸島北方洋上に於いて敵有力艦隊と交戦、敵航空母艦四、戦艦一外一隻（艦型未詳）を撃沈、戦艦一、巡洋艦三、驅逐艦一を中破、敵機二百機以上を撃破せしめるに至つた（南太平洋海戦）。

#### 第四章 大東亞共榮圏の生成と構造

##### (一) 大東亞共榮圏の生成

大東亞共榮圏の生成の歴史的端緒は滿洲事變に求められなければならない。第一次大戦後の世界再建工作は一九二九年に始まる世界經濟恐慌によつて全く破綻し、此處に一九世紀的な自由貿易と國際的金本位制、またこれと關聯する國際資本移動は、専ら自國植民地ないしは勢力圏を中心とする經濟ブロックの形成に進み、植民地を有せざる諸國にあつては、新たな經濟圏設立の要望と、アウトルキーとが進展したのである。そして

第一次大戦後における「戦前の状態を復活せしめんとした」經濟再建運動の政治的表現たるヴェルサイユ體制の基礎は喪はれつゝあつた。滿洲事變はまさにこの戦後の集團主義、ヴェルサイユ體制の一環たる九ヶ國條約の打破、ヴェルサイユワシントン體制の破壊によつて、世界における新秩序建設の歴史的端緒をなしたものである。

滿洲事變を契機とするわが國と中華民國との對立は、支那に絶大な利益を有する米英との摩擦に轉化し、世界的ブロック經濟の風潮の中で建設された日滿ブロックの日滿支ブロックへの發展は、必然的に米英との對立抗爭を激化せしめずには措かなかつた。この歴史的過程は既にわれわれが本年鑑前年度版および前前年度版に記載した通りである。

一九三九年九月第二次歐洲大戦の勃發は、當初におけるわが國の「對歐不介入方針」にも拘らず、一九三六年日獨伊防共協定成立以來の東亞における國際對立、すなはち英米對日本といふ基本形態を更に明確ならしめるものであつた。既に一九三八年一二月、所謂「近衛三原則」によつて、わが國は(一)支那と滿洲國との國交恢復、(二)日支防共協定の締結、(三)日支平等の原則に立つ日支經濟提携——により日滿支相携へて「政治、經濟、文化等各般に互る互助連環關係」の樹立、特に日滿支存立の不可缺の條件としてブロック經濟の樹立を要望したのであるが、英米の對日政策は時として變化は見られたが、原則として九ヶ國條約に表現せられた米英の東亞市場確保を目的とするものであつて、わが國策と相容れざる性質のものであつた。そしてこの米英の對日壓迫は、特に三國同盟締結（三九年九月二七日）以後熾烈となり、わが國は支那における新政權運動



を支持し、同年一月三〇日の日支基本條約によつて日滿支の結合を強化し、且つ戰爭の發展はヨーロッパとの貿易杜絶状態を招來したため、益々東亞自給體制確立が企圖されねばならなかつたのである。

即ち昭和十五年（一九四〇）一月五日に至り、已に十四年八月一日平沼内閣當時の閣議に於て決定せる基本國策要綱中の「日滿支を一體としての經濟圈確立方策」の發展を見るに至つた。

第一 日滿支經濟建設要綱骨子

東亞の新秩序を建設し、世界永遠の平和を確保すべき皇國の使命を具體的に達成するためには、國內體制の革新の過程と生活圏の擴大編成の過程とを綜合一體的に前進せしむるを要す。従つて皇國の基本的經濟政策は次の三大過程の綜合計畫性の上に確立せられることを要す。

(一)、國民經濟の再編成の完成、(二)、日滿支經濟の編成強化、(三)、東亞共榮圈の擴大編成。

第二 基本方針

(一)、日滿支經濟建設の目標は概ね今後一〇ヶ年間に、三國を一還とする自給自足的經濟態勢を確立すると共に東亞共榮圈の建設を促進し、以て東亞の世界經濟に於ける地位を強化確立するにあり。

(二)、日滿支經濟建設に關する皇國の指導精神は八紘一字の大精神に基き、日滿支三國の一體的協同により共存共榮、全般の福利を増進するにあり。

(三)、皇國は日滿支經濟建設を推進するため國民の氣魄を昂揚し、國內態勢を革新し、國力の擴充に力め、滿支の經濟建設に對し援助育成を與ふ。これがため特に科學、技術の劃期的振興を圖り、また先驅工業の開拓に任す。

(四)、皇國と不可分關係による滿洲國は、重要基礎産業を急速に整備發展せしむることを期待す。

(五)、支那は日滿と協力し、資源を開發し、經濟を復興し、特に交通の發達、物資交易の圓滑、重要産業及び資源の開發をはかり、東亞共榮圈の確立に寄與せんことを期待す。

(六)、日滿支經濟の綜合建設計畫を調整促進するため、速かに日滿支經濟の綜合計畫の整備を圖る。

第三 具體的方針

日滿支三國は東亞共榮圈の基本的軀幹であるが故に、極めて緊密なる結合の上に經濟の關係を規整すべき義務を有する政府はかかる觀點から日滿支三國の産業分野、勞務、金融、貿易、交通の基本政策を決定した。

(一)産業分野 産業分野の決定に當つては、日滿支の立地條件とそれらの經濟發展段階を考慮し、眞の有機的一體として綜合的にこれを決定することが肝要である。皇國は今後高度の精密工業、機械工業の劃期的振興を圖り、重工業、化學工業及び鑛業等の基礎産業を大いに發展せしむることが必要である。滿洲國に於ては鑛業及び電氣事業の劃期的發展を期待すると共に、重工業及び化學工業の發展に對しても我國は必要なる援助を提供するものである。支那に於ては今後鑛業及び製鹽業を發展し、工業原料の大量生産を期待すると共に、立地的條件から見ても重工業、化學工業の發展の余地あり今後に期待するものである。

輕工業の大陸に於ける發展は、これを大いに助長する必要を認める。また將來皇國は輕工業就中織維工業及び雜工業を逐次整理し、これが大陸移動を考慮する要がある。

皇國の農業に關しては土地に關する諸制度を改善し、經營を刷新し農家の安定向上を圖り、國民主食を確保すると共に農村人口の定有を策せんとす。尙ほ水産業に關しては益々その發展を計り、また森林資源の合理的活用とその保護を圖らんとす。

滿洲の農業に關しては、日滿支の食料飼料補給の基地たるに鑑み、また世界に對する特殊農産物の供給資源たるに鑑み徹底的なる農産物の増産を期待するものであるが、尙ほ農業の開發に當つては皇國農業開拓民の入植を促進する。支那の農業に就いてはその國民主食の確保に努め、棉花及び特産物の増産を必要と考へる。

(二)勞務 世界の經濟に對して優位を確保するためには國民の勞務及び技術の地位が劃期的に重要性を増して來るのであるが、これがため皇國の勞務技術の體制に劃期的な改訂を加へる必要があり、また東亞共榮圈の世界經濟に對する優位性を維持するためにも、各國及び各地域がそれらの有する勞務力を全體の向上のために貢獻せしむることを考へなければならぬ。これがため皇國は勞務技術の新しい體制を整へ、勞務者心身の鍊成、科學教育の徹底、勞働生産性の高度化



技術者及び技能者の養成に努め、滿支經濟建設に對して所要の援助育成の目的を達成せんとする。即ち滿支に對して産業開發または經濟復興に必要な良き技術者及び技能者を提供するであらう。また兩國は勿論技術の重要性に鑑みて自らもこれが養成のため劃策が必要なのである。滿洲國は北支勞務者の計畫的入滿並に定着を計ると共に國內よりの充足方策を確立し、特に鑛工業生産に於ける勞務管理の刷新確立に努むべき要ありと考へられる。

(三)金融 國防經濟の建設を促進するためには金融の職能も自ら國家目的にそはなければならぬ。それは國家の必要とする物資の質及び量の確保を可能ならしめることにあるのである。日滿支を通ずる産業計畫の實施を可能ならしめるためには、計畫的に資金の配分を決定し、且つこれを實行し得る金融機構を有たねばならぬ。また今後技術の進歩、産業分野の設定等に伴ひ、企業施設の轉換に應じまた重要物資の貯蔵をなし得べき金融上の仕組を整備するの要ありと考へられる。日滿支の資金は三國の蓄積によるべきは勿論であつて、これがため日滿支三國は蓄積の増加及びその活用を計らねばならぬ。而して滿洲、支那に於ける重要産業の開發に所要の資金は皇國これを援助するのである。また日滿支三國の經濟關係の緊密化に伴ひ、國際決済上の三國の互助的關係を確立して行くべきである。

(四)交易 新しき世界經濟の秩序の中に於ける交易に關しては、從來の如き商業的貿易主義に相當の訂正を加へる要がある。即ちこれに代つて生産主義的な貿易即ち各國、各地域、各經濟圏より自らの計畫的生產に必要な物資を獲得するために、他の必要とする物資を供給し、日滿支三國は勿論共榮圏の中の各地域は相互一體的關係に貿易を規制して行くことが必要になるのであり、斯くするとき日滿支三國及び共榮圏内部に於ける物資交流の緊密化を助成するため、相互の間に特殊の支拂協定が必要となつて來るのである。

(五)交通 日滿支三國及び共榮圏内に於ける物資交流の緊密化に伴ひ、また共榮圏の安全を確保するために三國の交通關係は、綜合計畫的に整備運営せらるゝことを必要とし、これがため三國相互間の海陸運輸施設の連絡を促進し、船舶の飛躍的增加、航空の統制、連絡、電氣通信施設の整備擴充を計らねばならない。

これに對して米國は對蔣援助の二、五〇〇萬ドルと借款供與ならびに對日屑鐵輸出禁止(一〇月一六日以降)を行ひ、英米共同によるビルマ・ルートの再開、香港、マニラの軍備強化、蘭印、佛印に對する日本の接近阻

止案、泰國への軍事協定強要等となつて現れ、また一九四〇年一月には日米通商條約破棄、八月には航空機用ガソリンの對日禁輸を行ひ、さらに禁輸品目は續々と追加された。そして四一年七月にはわが國が佛印に派兵するや、英米はオランダを抱きこんで遂に資産凍結の擧に出たのである。この企圖するところは、明らかに經濟封鎖と對日包圍陣の形成であり、蔣介石政權援助の意義は、次第にこれを英米の最前線として日本と戦はせる目的を有するに至つた。しかしこの一面において、三國同盟による日ソ間の國交調整の可能性が現はれ、ノモンハン協定以來ソ聯當局が屢々言明してゐた「日ソ國交調整の用意あり」といふ言葉は、ヨーロッパにおける獨ソ關係の推移を勘考して、益々現實性を有するに至り、松岡外相訪歐の途上における日ソ中立條約の締結となつたのである。この間わが國は泰佛印の國境紛争を解決して東亞の平和に貢獻し、一方アメリカに對しては一九四二年春頃より事態の平和的解決を目的として數次の交渉を行つてゐたが、米國のわが實力評價における誤算は、遂にわが國をして決然對米英決戦に出ることを餘儀なくしたのである。この結果わが國は新たに泰佛印と軍事的協力關係を結び、マレー、東印度、フィリピン、香港その他をその手に收め(第三章參照)、こゝに南洋を包含する大東亞共榮圏が成立したのである。

## (二) 大東亞共榮圏の構造

南方をも含む東亞共榮圏の確立に就ては、既に昭和十六年二月一六日、第七八臨時議會の開會にあつて東條首相は「緒戦における赫々たる戦果を擴充すると共に、新に参加する南方諸地域を加へて各般に互る一大



建設を行ひ、以てこの長期戦に堪へ得る態勢を速かに整備せねばならないのであります」と述べ、次いで一七年一月二日の再開議會劈頭次のごとく東亞經綸の大綱を闡明した。

「抑々帝國の現に遂行しつゝある大東亞戰爭指導の要諦は、大東亞における戰略據點を確保すると共に、重要資源地域を我が管制下に收め、以て我が戦力を擴充しつゝ獨伊兩國と密に協力し互に呼應して益々積極的作戰を展開し米英兩國を屈服せしむる迄戦ひ抜くことである。(中略)しかして大東亞共榮團建設の根本方針は、實に肇國の大精神に淵源するものであつて、大東亞の各國家及び各民族をして、各々その所を得しめ、帝國を核心とする道義に基づく共存共榮の秩序を確立せんとするに在るのである。しかしてその建設は廣大なる地域に亘り、各種の民族と相倚り相携へて行はれるのである。(中略)この建設に當つては、大東亞防衛のため絶對必要な地域は、帝國自ら之を把握措置し、その他の地域に關しては各民族の傳統、文化等に應じ、戦局の進展に伴ひそれぞれ適當なる處置に出づる考へである。

今や帝國海軍は既に香港を占領し比島の大部分を確保し又マレー半島の大半を制壓し、更に最近に至つては蘭印の要衝を占據するに至つたのである。これら諸地域の内、香港及びマレー半島は多年英國の領土であり、且東亞禍亂の基地たりし事實に鑑み帝國は徹底的に禍根を爰除するのみならず、寧ろこれらをして、大東亞防衛の據點たらしめんとするものである。

H.島に關しては將來同島の民衆にして帝國の眞意を諒解し大東亞共榮團建設の一翼として協力し來る場合においては、帝國は欣然として彼等に獨立の榮譽を與へんとするものである。ビルマ等についても亦帝國の

企圖する所は比島と異なる所がないのである。

蘭印及び濠洲についてはこれらが現在の如く帝國に對し抗戰の態度を繼續するにおいては帝國は容赦なくこれを擊碎せんとするものである。しかしながらその住民が帝國の眞意を諒解して協力して來たならば、その福祉と發展とのためには帝國は十分の理解を以て之に力を添ふるに吝でない。

今日なほ重慶政權が無意義の抗戰を繼續しつゝあることは洵に遺憾である。帝國はこれを徹底的に破砕せんとするものである。

私は今こそ彼等がこの世界情勢の大變換を正視し驟然米英依存の舊套を一擲して大東亞共榮團建設の大事業に馳せ参すべき時期であることを確信するものである。

滿、華、タイの諸國民が帝國と一丸となつて大東亞共榮團建設のために不斷の努力をなしつゝあり、佛印もまたこれに協力しつゝあることは誠に慶祝の至りである。一方盟邦特に獨伊兩國が帝國と共に世界新秩序の建設のため、着々と戦果を擧げつゝあることは洵に同慶に堪へない所である。帝國はこれら盟邦との間には軍事、外交、經濟等各般にわたり今後ますます一結束を固くしもつて共同の目的達成に邁進せんとするものである。

これに次いでシンガポール陥落後、二月一六日貴衆兩院本會議において再び東亞經綸の根本方針につき、左のごとく述べた。

「皇軍は今やビルマ方面に於ても着々として攻撃の歩を進めその要衝逐次わが有に歸してゐるが、帝國の



ビルマ進攻の眞意は、英國の軍事據點を覆滅すると共に、米英の援蔣の通路を遮断せんとするにあるのであり固よりビルマ民衆を敵とするものではない。従つてビルマ民衆にして、既にその無力を暴露せる英國の現状を正視しその多年の桎梏より離脱して我に協力し來るにおいては、帝國は欣然としてビルマ民衆の多年に互る宿望、即ちビルマ人のビルマ建設に對し積極的協力を與へんとするものである。

數千年の歴史と光輝ある文化の傳統とを有するインドも、また今や英國の暴虐なる壓制下より脱出し、大東亞共榮圏建設に参加すべき絶好の秋である。帝國はインドがインド人のインドとして、本來の地位を恢復すべきことを期待し、其愛國的努力に對しては敢て援助を惜まざるものである。若し夫れ、インドがこの歴史と傳統とを省みず、其使命に未だ覺醒することなく、依然として英國の甘言と好餌とに迷ひ其頭使に従ふにおいては、私は茲に永くインド民族再興の機會を失ふべきを憂へざるを得ない。

米英と提携して敢て抵抗を續くるオランダに對しては帝國は徹底的にこれを撃滅せんとするのである。然し乍らインドネシア民族にしてわが眞意を諒解し、大東亞建設に協力し來るにおいては其希望と傳統とを尊重し同民族を米英の傀儡たるオランダ亡命政府の壓制下より解放して其地域をインドネシア人の安住の地たらしめんとするものである。

濠洲及びニュージラランドも亦頼むべからざる米英の援助を期待せる無益の戦争はこれを避くべきである。今やこれ等民衆の福祉は一に懸つてこれら政府の帝國の眞意を理解し公正なる態度に出づるや否やに存するのである。歐洲において、また香港において更にマレー半島において英國が如何に濠洲軍及びニュージラ

ンド軍將兵を利用し如何なる所遇を與へつゝあるかは、濠洲及びニュージラランド民衆自ら十分にこれを心得してゐる筈である。

翻つて眼を支那大陸に轉ずるにシンガポールの陥落により米英の豪語せる對日包圍陣の一角は全く崩壊ししかも皇軍破竹の進撃によりいはゆるビルマ・ルート遮断の日は近きにある。かくして重慶政權は正に孤立無援の苦境に陥らんとしてゐるのであり、これに對し帝國は斷乎として最後の鐵槌を加へんとするのである。然し乍ら度々申した通り帝國の中華民國國民に對する態度は、飽く迄兄弟と考へ、相倚り相扶けて共に大東亞建設を行はんとするものである。従つて一部頑冥なる指導者に誤まれて、大東亞興隆の光輝あるこの時期において中華民衆が、依然として塗炭の苦しみに陥つてゐることは、帝國として誠に遺憾の情に堪へないのである。

以上二つの首相演説にあらはれた大東亞共榮圏の構想は、これを要約すれば、大東亞防衛のため絶対必要な地域とし香港およびマレーを自ら把握措置し、フィリピン、ビルマの獨立を認め、インドネシア人に安住の地を與へ、泰、佛印と協力關係を結ぶにある。また印度に對しては英國の壓制より脱して獨立せんことを激勵し、濠洲、ニュージラランドに對しては無益の戦争を避けるやう慫慂し、重慶政權に對しては、彼等があくまで抗戦を繼續するにおいては徹底的にこれを撃碎するが、中國の民衆に對しては相倚り相扶けて共に大東亞建設を行はんとするものである。

かくのごとくにして、わが國を中心とする東亞共榮圏は、各々性質を異にする五つの國家ないし地域群を包



含することとなるのである。すなはち第一のものは満洲國および中華民國であつて、前者は昭和七年（一九三二）の日滿議定書に基く獨立承認と共同防衛、また昭和一二年（一九三七）の治外法權撤廢により相互に獨立國として一體不可分の關係を結んでゐる。後者は新政權樹立後、昭和一五年一月の日華基本條約によつて同様にならざるが、一體不可分の關係を結び、同時に發せられた日滿華共同宣言は、東亞における三國の新秩序建設への協力を示したのである。これら兩國は何れも主權を有し獨立の政府があり且つわが國との間に相互に外交使臣を交換してゐるが、一體不可分の關係に置かれ、東亞共榮圈の中樞をなすものである。

第二のものは香港及びマレーであつて、香港においては昭和一七年一月一九日香港占領地總督部が設置され初代總督に磯谷廉介中將が親補された。同總督は天皇に直隸して占領地の防衛ならびに軍政を統轄する機關であり、純然たる軍令系統に屬するもので、支那派遣軍總司令官と密接な關係に置かれてゐる。マレーにおいては二月二三日軍政機關が決定され、山下軍司令官に直屬する一部と、この下に總務、産業、財政、交通の四部が置かれた。地方行政區劃は、差當つて從來のマレー聯邦、マレー非聯邦、北ボルネオ、サラワクを存置し、昭南島には特別市が設置され、東印度のスマトラ島をマレーに編入した。マレー統治の根本方針として三月三日軍政部長談が發表されたが、要點は次の通りである。

- 一、軍政の根本方針は統治權を日本人の手で完全に行使するに盡きる。
- 一、從來諸州の王サルタンは目下のところ生命財産を保護し宗教上の地位を認めることにする。
- 一、以上の根本方針に基く實際の政治聯邦組織を廢止し中央各州の二本建とし軍政の末端から成るべく速

やかに軍人が手を引いて文官政治を徹底せしめる。

- 一、財政は各州毎に自給自足。
- 一、産業はゴム、錫、ボーキサイト部門に日本人業者に同業組合を作らせ敵産管理もこの組合に一任、監督するに止める。

一、通貨は當分海峽ドルと軍票の兩建てとする。

第三のものは泰および佛印であり、何れも獨立國としてわが國と協力關係にあり、前者は昭和一五年六月の日泰友好條約によつて泰國の領土主權の尊重が約束されてをり、且つ一六年五月の佛泰平和條約の代償として第三國との間に直接間接わが國に對抗するが如き協定、若くは諒解を結ばざることを約束してゐたが、大東亞戰勃發直後（一二月一日）日泰攻守同盟締結に關する意見の一致を見、同條約は一二月二日成立した。後者は昭和一五年八月、松岡・アンリー會談によつて兩國間の新關係を樹立する基本的申合せが成立してゐたがこれに基いて同年九月には日佛印軍事協定が成立し、佛印は支那事變完遂上わが國が必要とする一切の軍事的便宜を供與すると同時に、わが陸海軍は北部佛印に平和進駐を行つた。次いで一六年五月には兩國間に經濟協定成立（日本篇日本「經濟」の項參照）、七月には日佛印共同防衛協定成立し、一二月八日には更に右に基く軍事協定が成立した。

第四のものはフィリッピンおよびビルマであつて、兩者とも將來の獨立が約束されてゐるが、未だ完全な獨立の段階に達せず、わが軍の指導下にある。フィリッピンにおいては既に昭和一七年一月二六日比島方面陸軍



最高指揮官の任命する軍政下比島中央行政機關がヴァルガス氏を首班として組織された。同政府は二月五日から事務を開始したが、行政長官の下に内務、財務、司法、農商、教育厚生、土木交通の六部が置かれた。各部長官は次のごとくである。

行政長官	ホルベ・ビー・ヴァルガス	内務部長官	ベユグー・エス・シキノ
財務部長官	アントニオ・ラ・アラス	司法部長官	ホセ・ヒー・ラウレル
農商務長官	ラファエル・アル・シルチン	教育厚生部長官	クラロ・エム・レグト
土木交通部長官	キンティン・バレデス	大審院長	ホッセ・ユーロ

ビルマにおいても同様に昭和十七年八月一日、わが最高指揮官の任命するパー・モー行政長官の下に内務、財務、農務、森林、商工、司法、土木復興、教育衛生、交通灌漑の九部が置かれ、次のごとく各部長官が任命された。

行政長官兼内務部長官	パー・モー博士	農務部長官	タキン・ツン・トン
財務部長官	ティン・モン	商工部長官	ウ・ラ・ペー
森林部長官	タキン・ツン・オク	土木復興部長官	パンドラ・ウ・セイ
司法部長官	ウ・ウー・アウ	交通灌漑部長官	タキン・バ・セイ
教育衛生部長官	ウ・バ・ウイン		
無任所長官	タキン・ミヤ		

第五のものは東印度であるが、同地においては未だ民度低く、將來の安住の地たることが約束せられてゐるのみである。

註\* 日泰攻守同盟は、兩國が「東亞における新秩序の建設が東亞興隆唯一の方途にして且つ世界平和の恢復および増進の絶対要件たることを確信し、これが障害となれる一切の禍根を芟除根絶する」確乎たる決意をもつてなされたもので、内容は次のごとくである。

日泰攻守同盟條約

第一條 日本國及び泰國は相互の獨立及び主權の尊重の基礎において兩國間に同盟を設定す。

第二條 日本國又は泰國と一又は二以上の第三國との間に武力紛争發生するときは泰國又は日本國は直にその同盟國として他方の國に加擔し、あらゆる政治的、經濟的、及び軍事的的方法によりこれを支援すべし。

第三條 第二條の實施細目は日本國及び泰國の權限ある官憲間に協議決定せらるべし。

第四條 日本國及び泰國は共同して遂行せらるる戰爭の場合に於ては相互の完全なる了解に依るに非ざれば休戦又は媾和を爲さざるべきことを約す。

第五條 本條約は署名と同時に實施せらるべく、且十年間有効とす。締約國は右期間満了前適當なる時期において本條約の更新に關し協議すべし。

以上のごとくにして大東亞の構造は、ほゞその外輪を劃し得たが、經濟再建の諸問題について、政府當局は一月二三日の衆議院豫算總會において次のごとく述べてゐる。

一、南方資源については急速開發を要するものあり、我が方の需要に應じ漸進的に開發すべきものあり、又過剰生産のため開發を抑制すべものあるところ、これら資源の開發の順位は戦局の推移に應じ當該資源需要の緩急度ならびに輸送の状況等を勘考してその大綱を中央において決定する。すでに各種資源取得の基準ならびに將來の資源取得目標についても一應これを決定し、各地域における差當りの開發施策の目標を



明かにしてゐる。しかして各地域において取得または開發したる重要物資はすべて物資動員計畫に組入れ一元的にこれが用途を規制して國家的に最高度の効率を發揮せしむるものである。

二、石油、鑛産、農林産等の開發については差當り新たな綜合會社、共同企業等の形態を避け、經驗能力ある企業者の熱意と創意とを十分に發揮せしめて能率的生産をなさしむることを原則とし、該企業者が眞に國家の代行機關的使命に徹底し衷心より國家的に活動することを期待してゐる。重要な開發企業の擔當者の決定に當つては、政府の適當と認むる民間統制團體の意見を十分に參酌したる上關係官廳間の慎重なる審議を経て決定することとし適任者の選定に遺憾なきを期することとなつてゐる。尙その際現地において多年辛苦經營せる邦人企業者や邦人たらざる者と雖も我方に協力の誠意を示したる在來の企業者についてその活用の途が講ぜられるべきことはいふまでもない。

三 通貨については當初は現地通貨表示の軍票を使用し、現地通貨と等價に流通せしめ、情勢に應じ逐次現地通貨と軍票との機能を調整しその統一に進む方針である。従つて當分の間は本邦と現地との間に特殊の場合を除き原則として資金の移動を認めざることとすると共に、資源開發等に要する資金は現地において南方開發金庫より圓滑にこれを融通することとなつてゐる。

四、物資交易は主として物資動員計畫に基き豫め計畫的に豫定せられたる品目および數量につき行はれるのであるが、右は戦争といふ特殊な状態のもとに實施せられることとなるので、その機構上特殊の考慮は行はれてゐる。すなはち交易の實施にあつては現地よりの對日供給は差當り政府の會計において買取輸

入をなし、また本邦よりの對現地供給は同様に買取輸出を爲すこととなるのである。もとより交易の實際の運営については業務遂行の圓滑及び簡易を旨とし民間商社の活動に俟つ所あるは當然にしてまた政府は右輸出入をなすに際して本邦統制機關や現地における輸出入組合等とも緊密なる連絡を保持することとなつてゐる。なほ現地における物資の蒐貨および配給に付ては我方に協力の誠意を示したる現地商人や華僑等の組織や信用をも極力活用する方針である。

五、南方物資の輸送については需要の緩急に應じて輸送の順序、數量が定められ、陸海軍の統制の下に船腹の最も有效なる活用が計られることとなつてゐる。

六、南方地域にはゴム、錫、マニラ麻、その他幾多の特産資源があるのであるが、我方としてはこれら資源の敵性國家に對する流出を極力防止し米英に對して資源による經濟壓迫を實施せねばならぬ。右南方特産資源の世界總産額中における生産割合は極めて高度のものであるから、これによる米英の打撃は蓋し甚大なるものといはざるを得ない。

七、南方の陸海軍占領地域に對する渡航については、帝國を核心とする日滿支の經濟建設の急務なる等に鑑みこの際一般人については差當り差止むることとなつてゐるが、右は現狀において固より當然のことといはねばならぬ。政府においては情勢の展開に應じ嚴選の上再渡航者および必要と認むる者より逐次その進出を計る方針である。

八、要するに現段階において 武力戦に勝つといふことが大眼目である。以上はこの點に出發しこれを目指



すものである。

かくて既に「南方地域における資源の開発利用に必要な資金を供給し、併せて通貨金融の調整を圖る目的」を以て、第七九議會において南方開發金庫法が成立し、大東亞建設審議會の設置（二月二一日）が行はれ、軍の現地顧問、司政官等も續々と任命されてゐる。しかしながら開發途上に今後なほ幾多の問題無しとしないのであつて、特に將來起り得べき現地インフレーションの問題は十分の戒心を要するものであらう。今回は滿洲や支那の場合と異り、現地通貨が一應圓と切離されてをり、且つこの間の事情は開發金庫の性質に反映せしめられてゐるが、大東亞建設といふ曠古の大事業を遂行するに當つて、現地住民も亦その困難を分擔せねばならぬことは蓋し當然であらう。この困難は東亞の解放といふ諸民族の精神的昂揚によつて打開し得るのであつて「アジア人のアジア」こそ、眞に世界新秩序の基本たるべきものであり、この歴史的課題の解決は一にアジアの先覺者日本人の凡べての努力と責任に歸せられるべきものである。

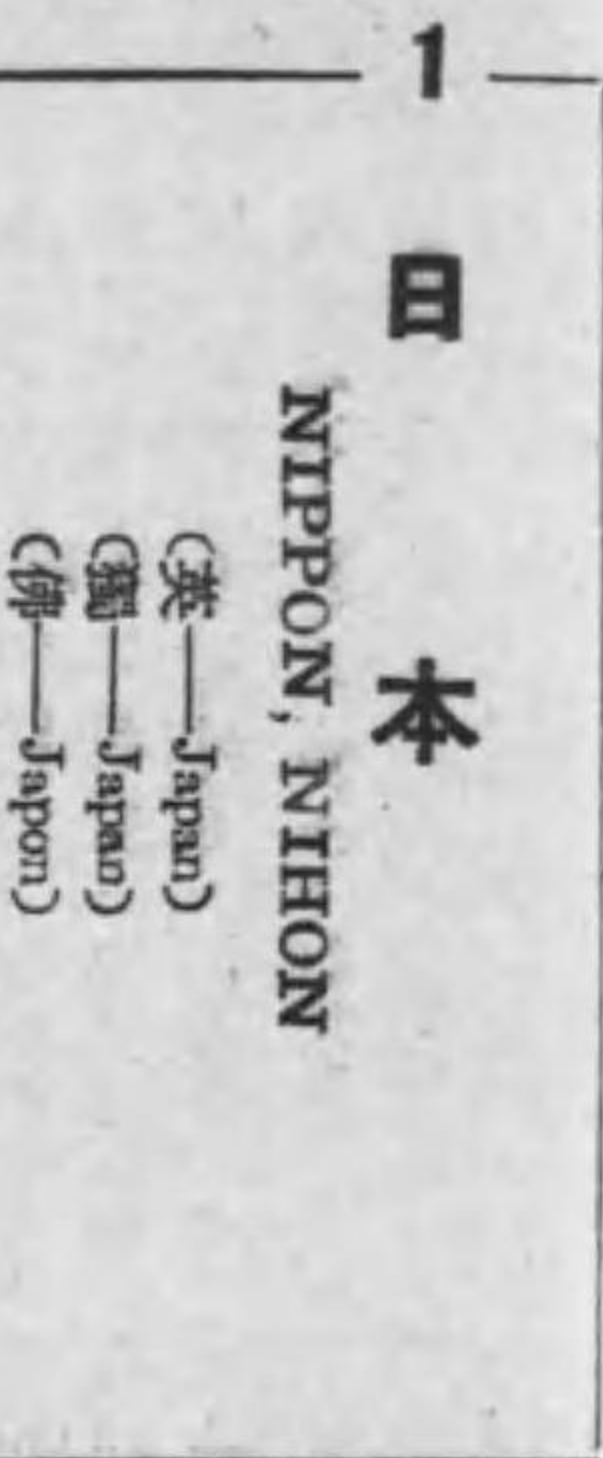


第一篇  
日本篇



第一篇 日本篇

1	日 本	1
2	朝 鮮	171
3	臺 灣	223
4	樺 太	253
5	關 東 州	265
6	南 洋 群 島	273



I 歴史概観

日本列島への原始的移住はその一は主として朝鮮を通じての支那族、二は南方太平洋よりの海洋種族、三は北方蒙古よりのモンゴリア族等を數へ、先住民族アイヌ族を驅逐して、出雲、大和、筑紫等にその中心地が形成された。やがて天孫民族はこれら諸族を統一融合して、こゝに漁獵・遊牧期より定着農業時代へと移り、氏族制へと發展する。天皇を中心とする祭政一致の社會體系は、これより万世一系の天皇の下に万古不易の國體を確立し、八紘一字の大精神の顯現となつた。大化改新(一三〇六年、西曆六四六年)は氏族制度の崩壊と地緣社會の樹立、中央集權制度への轉移を意味し、唐の制度の模倣ではあつたが、その井田法は新しき理想を示すものであつた。更に奈良朝時代は外來文化たる儒教・佛教と古來の神道文化との發展の展開期であつた。國家的權力の保護下に奈良佛敎の勢力は甚だしく大となり、その政治的統制の必要と對立のため一四五四年都を奈良より京都に遷し

(平安京、藤原氏を中心とする貴族文化の端を發す。地方は國司郡司が中央政府より派遣され、莊園の發生は大化以來の公地公民の制を破り、墾田の制と共に地方武士の勃興を可能ならしめた。貴族文化の熾熱と莊園制の發展は地方武士の分離となり、やがて源平二氏の勃興は貴族政治の衰亡となり、鎌倉幕府成立により封建制の確立を見た。執權としての將軍制は中央集權を二分し、まづ已に日本化する佛敎はその宗教改革を経て國民佛敎へと發展した。一方海外との交通は元寇以後漸く盛んとなつたが、農民の疲弊は頻々たる徳政令となつて現れ、下克上の思想、更にキリスト敎・鐵砲の移入と共に、舊封建制の崩壊を見るに至つた。織田・豊臣の國內統一を経て徳川三百年の領國政策は、儒教的文化統制の一方に町人文化の隆盛を見たが、商業的發展による尊王思想運動は、國史、古典の研究による尊王思想運動は西歐勢力の攻勢と共に幕府の矛盾を暴露し、慶應三年(一八六七年)王政復古となつた。明治政府は近代經濟組織を採り、封建的土

の東方侵略は明治三五年の日英同盟に發展し三七・八年戰役の決定的勝利は數世紀に亙る白人侵略に對してアジア人の民族的自覺を齎した。斯くて一九一四年以來の第一次世界大戰により日本は世界政治經濟の中樞に入り、世界三大國の一を以て稱されるに至つたが、その後のヨーロッパ的勢力のアジア復讐による壓迫に對し、不法なる海軍力の制限に敢へて甘んじつゝも、東亞の盟主たるの實を以て報ひんとした。しかるに米英の魔手に踊らされた隣邦支那の不明は、はしくも滿洲事變以後支那事變に至るアジアの悲劇を生むこととなつた。滿洲事變は單に國內に於けるヨーロッパ的要素の終焉を意味するのみならず、世界史の轉換を劃するものであつた。米英の寡頭的世界支配を打倒することなくして、大東亞共榮圈の建設の不可能なることを知つた日本は獨伊と結んでその眞の世界史的使命に邁進することとなつたが、その經濟的利害に於て國內一部に残存した米英への依存的傾向も、皇紀二六〇一年二月八日の大東亞戰爭の勃發によつて完全に拂拭され、明朝日本は一意肇國の大理想の顯現に向つて進んだ。アジアをしてアングロ・サクソンの支配から解放せしめ眞の世界新秩序を建設せんとする努力は、ハワイ、マレーにおける皇軍の赫赫たる大勝利によつて、日本をして愈々事變の完遂と大東亞共榮圈の建設といふ世界的使命を完成せしめんとするが、しかも何等緒戦の榮光に酔ふことなく、百年戰爭も恐れざるの決意の下に上下一致聖戰の貫徹に努めてゐる。



皇室

天 皇 御名裕仁一神武天皇より一二四代の子孫。大正天皇第一皇子。明治三十四年四月二十九日御降誕。同年五月五日御命名、迪宮と稱し奉る。大正元年九月九日陸海軍少尉に御任官、大勳位に叙せらる。同三年一〇月三十一日中尉に、同五年一〇月三十一日大尉に御陞進。同年十一月三日立太子禮御舉行。同八年五月七日御成年式。同九年一〇月三十一日陸海軍少佐に御陞進。同一年三月三日海外御巡遊、九月三日横濱著御歸朝。同年十一月二十五日攝政御就任。同二年一〇月三十一日陸海軍中佐に御陞進。同三年一月二十六日御成婚。同四年一〇月三十一日陸海軍大佐に御陞進。同五年二月二十五日御踐祚。昭和三年一月一日御即位禮御舉行。

皇 后

御名良子一故久邇宮邦彦王第一女。明治三十六年三月六日御誕生。大正一一年九月勳一等に叙せらる。同一年一月二十六日御入典、皇太子妃宣下。昭和元年一月二十五日皇后宣下。

皇 太 后

御名節子一故從一位大勳位公爵九條道孝第四女。明治一七年六月二十五日御誕生。同三三年五月一〇日御入典、皇太子妃宣下。大正元年七月三〇日皇后宣下。昭和元年一月二十五日皇太后宣下。

皇 子

- 皇太子一明仁親王。御稱號繼宮。昭和八年一月二三日御誕生。
- 第二皇子一正仁親王。御稱號義宮。昭和一〇年一月二八日御誕生。
- 第一皇女一成子内親王。御稱號照宮。大正一四年一月二六日御誕生。
- 第三皇女一和子内親王。御稱號孝宮。昭和四年九月三〇日御誕生。
- 第四皇女一厚子内親王。御稱號順宮。昭和六年三月七日御誕生。
- 第五皇女一貴子内親王。御稱號清宮。昭和一四年三月二日御誕生。

皇 族

(御當主に冠し奉れる。數字は御代數を示す)

- 秩父宮 元淳宮。大正一一年六月二五日御一家御創立。
- ① 雅仁親王 大正天皇第二皇子。明治三五年六月二五日御誕生。昭和三年九月二八日御結婚。
- 妃勢津子 子爵松平保男姪。明治四二年九月九日御誕生。
- 高松宮 元光宮。大正二年七月六日御一家御創立。舊有栖川宮家の御祭祀を司らせらる。
- ① 宣仁親王 大正天皇第三皇子。明治三八年一月三日御誕生。昭和五年二月四日御結婚。
- 妃喜久子 故公爵徳川慶久第二女。明治四四年一月二六日御誕生。
- 三笠宮 元澄宮。昭和一〇年一月二二日御一家御創立。
- ① 崇仁親王 大正天皇第四皇子。大正四年一月二二日御誕生。昭和一六年一〇月二二日御結婚。
- 妃百合子 子爵高木正得第二女。大正二年六月四日御誕生。
- 閑院宮 東山天皇の皇子直仁親王より出で、享保三年閑院宮を稱せらる。
- ① 戰仁親王 故邦家親王第一六子。慶應元年一月一〇日御誕生。明治二四年一月二九日御結婚。
- 妃智恵子 故公爵三條實美第二女。明治
- 春仁王 五年六月三〇日御誕生。戰仁親王第二子。明治三五年八月三日御誕生。大正一五年七月一四日御結婚。
- 妃直子 故公爵一條實輝第四女。明治四一年一月七日御誕生。
- 東伏見宮 伏見宮邦家親王第一七子依仁親王初め仁和寺宮を稱し、後小松宮彰仁親王の嗣となり明治三六年二月東伏見宮家を創立せらる。
- 故依仁親王妃周子 故公爵岩倉具定第一女。明治九年八月二九日御誕生。明治三一年二月一〇日御入典。
- 伏見宮 崇光天皇第一皇子榮仁親王を祖とす。榮仁親王初め有栖川宮と稱せられ、後貞行親王伏見宮を稱し給ふ。
- ② 博恭王 故眞愛親王第一子。明治八年一〇月一六日御誕生。
- 故博義王妃朝子 故公爵一條實輝第三女。明治三五年六月二〇日御誕生。大正八年一月二三日御入典。
- 博明王 故博義王第一子。昭和七年一月二六日御誕生。
- 光子女王 故博義王第一女。昭和四年七月二八日御誕生。
- 章子女王 故博義王第三女。昭和九年二月一日御誕生。
- 山階宮 伏見宮邦家親王第一子皇親王
- ③ 武彦王 故公爵九條道實第五女。明治三六年五月一六日御誕生。
- 妃敏子 故公爵九條道實第五女。明治三六年五月一六日御誕生。
- 邦壽王 恒憲王第一子。大正一一年四月二一日御誕生。
- 治憲王 恒憲王第二子。大正一五年七月三日御誕生。
- 章憲王 恒憲王第三子。昭和四年八月一七日御誕生。
- 文憲王 恒憲王第四子。昭和六年七月二二日御誕生。
- 宗憲王 恒憲王第五子。昭和一〇年一月二四日御誕生。
- 美智子女王 恒憲王第一女。大正一二年七月二九日御誕生。
- 久邇宮 伏見宮邦家親王第四子朝彦親王を祖とす。邦家親王初め青蓮院門跡を御承繼せられ、後



伏見宮家へ御復籍、明治八年五月久邇宮家を創立し給ふ。  
 故邦彦王第一子。明治三四年二月二日御誕生。大正一四年一月二六日御結婚。  
 故邦彦王第三女。明治四〇年五月一八日御誕生。  
 故公爵島津忠義第七女。明治一二年一〇月一九日御誕生。明治三二年二月一三日御入興。  
 邦昭王 朝融王第一子。昭和四年三月二五日御誕生。  
 朝建王 朝融王第二子。昭和一五年五月一一日御誕生。  
 正子女王 朝融王第一女。大正一五年一月八日御誕生。  
 朝子女王 朝融王第二女。昭和二年一〇月二三日御誕生。  
 通子女王 朝融王第三女。昭和八年九月四日御誕生。  
 英子女王 朝融王第四女。昭和二年七月二一日御誕生。  
 典子女王 朝融王第五女。昭和一六年九月一八日御誕生。  
 故多嘉王妃靜子 故子爵水無瀬忠輔第一女。明治一七年九月二五日御誕生。明治四〇年三月九日御入興。  
 故多嘉王第二子。大正九年三月一七日御誕生。

德彦王 故多嘉王第三子。大正一一年一月一九日御誕生。  
 梨本宮 伏見宮貞敬親王第七子守備親王慶應四年御復飾。明治三年梨本宮を稱せらる。  
 守正王 故朝彦親王第四子。明治七年三月九日御誕生。明治三三年一月二八日御結婚。  
 妃伊都子 故侯爵鍋島直大第二女。明治一五年二月二日御誕生。  
 朝香宮 明治三九年三月三十一日御一家御創立。  
 ① 鳩彦王 故朝彦親王第八子。明治二〇年一〇月二日御誕生。明治四三年五月六日故允子内親王と御結婚。  
 孚彦王 鳩彦王第一子。大正元年一〇月八日御誕生。昭和一三年二月一六日御結婚。  
 妃千賀子 伯爵藤堂高紹第五女。大正一〇年五月三日御誕生。  
 高久子女王 孚彦王第一女。昭和一六年二月一一日御誕生。  
 東久邇宮 ① 稔彦王 故朝彦親王第九子。明治二〇年二月三日御誕生。大正四年五月一八日御結婚。  
 妃聰子内親王 明治天皇第九皇女。明治二年五月一一日御誕生。

盛厚王 稔彦王第一子。大正五年五月六日御誕生。  
 俊彦王 稔彦王第四子。昭和四年三月二四日御誕生。  
 北白川宮 伏見宮邦家親王第一四子智成親王を祖とす。智成親王初め聖護院宮、後照高院宮を稱せられ、明治三年一二月三〇日御一家御創立。  
 ⑤ 道久王 故永久王第一子。昭和二年五月二日御誕生。  
 故成久王妃房子内親王 明治天皇第七皇女。明治三年一月二八日御誕生。明治四二年四月二九日御入興。  
 故永久王妃祥子 男爵徳川義恕第二女。大正五年八月二六日御誕生。昭和一〇年四月二六日御入興。  
 故永久王第一女。昭和一四年一月一三日御誕生。  
 竹田宮 北白川宮能久親王第一子。恒久王を祖とす。明治三九年三月三十一日御一家御創立。  
 ② 恒徳王 故恒久王第一子。明治四二年三月四日御誕生。昭和九年五月二日御結婚。  
 妃光子 公爵三條公暲第二女。大正四年一月六日御誕生。  
 恒正王 恒徳王第一子。昭和一五年一〇月一一日御誕生。

王公族

昌徳宮 故李太王第七子。明治三〇年一〇月二〇日御誕生。大正九年四月二八日御結婚。  
 妃方子女王 守正王第一女。明治三四年一月四日御誕生。  
 李 李王根第二子。昭和六年二月二九日御誕生。  
 故李王妃尹氏 侯爵尹澤榮第一女。明治二七年九月一九日御誕生。  
 李健公 李炯第一子。明治四二年一〇月二八日御誕生。昭和六年一〇月五日御結婚。  
 妃誠子 伯爵廣橋眞光家族。明治四四年一〇月六日御誕生。  
 李 李健公第一子。昭和七年八月一四日御誕生。  
 李 李健公第二子。昭和一〇年三月四日御誕生。  
 沃子 李健公第一女。昭和一三年一月一九日御誕生。  
 李 李太王第五子。明治一〇年三月三〇日御誕生。  
 金氏 故男爵金思濬第一女。明治一三年一二月二二日御誕生。  
 李錫公 李炯第二子。大正元年一月

一五御誕生。昭和一〇年五月三日御結婚。  
 侯爵朴泳孝孫。大正三年二月一一日御誕生。  
 李 李錫公第一子。昭和一一年四月二三日御誕生。  
 李 李錫公第二子。昭和一五年一月九日御誕生。  
 故李熹公妃李氏 故李錫第一女。明治一六年七月一一日御誕生。  
 故李峻公妃金氏 故金在鼎第一女。明治一一年七月一八日御誕生。



皇室典範

皇室典範は明治二十二年二月一日憲法法典と同時に制定せられたもので、第二章六二條より成り、皇室内部における事項及び皇室と皇室外とに渉る事項を定むる根本法にして、單に皇室の内部事項を規定し皇室内部においてのみ效力あるものにあらず、國家の維持する法にして、一般臣民をも拘束する實質的憲法を包含するものである。なほ皇室典範増補が明治四〇年二月一日と大正七年一月二八日の二回に互つて行はれてゐる。

第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ  
第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ  
第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス  
第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得  
第二章 踐祚即位  
第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク  
第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ  
第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ  
第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス  
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス  
第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス  
第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス  
第四章 敬稱  
第十七條 天皇皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス  
第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政  
第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク  
天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク  
第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス  
第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス  
第一 親王及王  
第二 皇后  
第三 皇太后  
第四 太皇太后  
第五 内親王及女王  
第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス  
第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル  
第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ  
第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得  
第六章 太傅  
第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ

太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム  
第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セザリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス  
第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス  
第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス  
第七章 皇族  
第三十條 皇族ト稱フルハ皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王王妃女王ヲ謂フ  
第三十一條 皇子ヨリ皇太孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王子女ヲ女王トス  
第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王ヲタル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス  
第三十三條 皇族ノ誕生生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス  
第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス  
第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス  
第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス  
第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ  
第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル  
第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル  
第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス  
第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス  
第四十三條 皇族國籍ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ  
第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ  
第八章 世傳御料  
第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス  
第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス  
第九章 皇室經費  
第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム  
第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル  
第十章 皇族訴訟及懲戒  
第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス  
第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス  
第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ  
第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ遺產ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ  
第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス  
第十一章 皇族會議  
第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列セシム  
第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シ議長ヲシム  
第十二章 補則  
第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル  
第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼承タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ  
第五十九條 親王内親王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス  
第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ載觸スル例規ハ總テ之ヲ廢ス  
第六十一條 皇族ノ財產歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ  
第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ  
第一次皇室典範増補(明治四〇年二月一日發布)



天祐ヲ享有シタル我カ日本帝國皇家ノ成典ハ祖宗ノ洪範ヲ紹述シテ敢テ違フコトアルナシ而シテ人文ノ發展ハ寰宇ノ進運ニ隨ヒ制度ノ燦爛ハ條章ノ煥爛ヲ必トス是ノ時ニ當リ朕ハ祖宗ノ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニスル所ヲ以テ良圖ヲ惟ヒ且憲章ニ由テ以テ皇族ノ分義ヲ昭ニセムコトヲ欲シ茲ニ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ朕カ子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ愆ルコトナキヲ期セシム

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ皇族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權職ニ關スル規程ハ此ノ典範ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異ニスルトキハ前項ノ規程

ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキトキニ限り之ニ適用ス

第二次皇室典範増補 (大正七年一月二八日)

朕惟フニ祖宗ノ遺範ヲ紹述シ時ニ隨ヒ宜ヲ制シ以テ國運ノ進展ニ順應スルハ皇考ノ宏謨ニシテ朕ノ率循スル所ナリ今ヤ皇家ノ成典ヲ増廣スルノ要ヲ認メ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ皇室典範増補ヲ裁定シ茲ニ之ヲ公布セシム

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

宮内府

1 内大臣府 内大臣の制は明治一八年、太政大臣の廢官と共に三條實美公が太政大臣を退任して内大臣に親任せられたのが最初で内大臣府は御廳、國廳を尙藏し、且つ詔書、勅書、その他内廷の文書に關する事務を掌るその長官たる内大臣は皇室及び國家の兩事務に互リ常侍輔弼の任に當り、且つ内大臣府を統轄する。同府には秘書官長一名其他秘書官及び屬が置かれ、事務を管掌する。

【現内大臣】 侯爵木戸幸一

【現秘書官長】 侯爵松平康昌

2 宮内省 宮内省は皇室に關する一切の事務を處理する。その長官たる宮内大臣は皇室一切の事務につき輔弼の責に任じ、皇室の事務を行ふ職員を統轄し、命令を與へ、且つ監督するを主要任務とする。更に宮内大臣は

その主管事務に關して警視總監及び地方長官に指令及び訓令を發シ、華族及び朝鮮貴族を監督する。現在宮内省は大臣官房のほか左記の二職・八寮・二局のほか省外官房がある。

大臣官房——職員の進退、身分、恩給事務、官印及び省印の管守、文書統計、行中啓、關する事項、進獻及び御物の管理、供御饗宴、警察消防等を管掌する。

侍從職——側近の事を掌る。

式部職——典式、交際、翻譯、狩獵、及び雅樂の事を掌る。(本職に掌典部、樂部を置く。)

宗秩寮——皇族、王族、公族、華族、朝鮮貴族、及び有位者に關する事項を掌る。(本寮に審議會を置く。)

諸陵寮——陵墓の管理及び調査に關する事務を掌る。

圖書寮——皇統譜、實錄編修、各種文書の編纂及び保管に關する事項を掌る。

侍醫寮——診候、進藥、及び調劑に關する事務を掌る。

大膳寮——供御、供膳、供饗に關する事務を掌る。

内藏寮——會計、金庫に關する事務を掌る。

内匠寮——宮殿、その他建築物の保管、建築、庭苑、園藝、電氣、寫眞に關する事務を掌る。

主馬寮——馬車、馬匹、自動車、牧場、及び輸送に關する事務を掌る。

總務局——行中啓、褒賞及び賜與、救濟

進獻、情報及び寫眞、御物の管理、その他の事務を掌る。

警衛局——警衛、消防、衛生、及び防空に關する事務を掌る。

省外官房——なほその他省外官房には皇后宮に關する事務を掌る皇后宮職、皇太后宮に關する事務を掌る皇太后宮職、東宮の傅官を掌る東宮傅官職、土地及び林野の管理、經營並びにその附帶事業を掌る帝室林野局、御製御歌および歌御會に關する事務を掌る御歌所古今の技藝品を蒐集し、公衆の觀覽に供する帝室博物館等がある。また帝室會計には帝室會計審査局が會計の審査を行ふ。

【現宮内大臣】 松平恒雄

【現宮内次官】 男爵白根松介

樞密院

明治二一年四月、天皇親臨して重要なる國務を諮詢し給ふ機關として創設せられたもので、議長、副議長各一名、顧問官二四名、書記官長一名、書記官三名を以つて組織され、會議は顧問官一〇名以上、出席を以つて開かれる。各大臣はその職權上本院において顧問官たるの地位を有し、議席に列し、表決の權を有する。丁年以上の各親王もまた議席に班列の權を有せらる。院議に附せらるべき事項は左の如し。

(一) 皇室典範及び皇室令において樞密院の權限に關せしめられたる事項並びに特別に諮詢せられたる皇室令

(二) 帝國憲法の條項に關する草案及び擬

議

(三) 帝國憲法に附屬する法律及び勅令

(四) 樞密院の官制及び事務規程の改正

(五) 帝國憲法第八條及び第七〇條の勅令

(六) 國際條約の締結

(七) 帝國憲法第一四條の戒嚴の宣告

(八) 教育に關する重要なる勅令

(九) 行政各部の官制、その他の官規に關する重要なる勅令

(一〇) 榮典及び恩赦の基礎に關する勅令

(一一) 前各號に掲げたるものほか特に諮詢せられたる事項

なほ樞密院は行政及び立法の事に關し、天皇の至高の顧問たるも、施政には干與せず、たゞ御諮詢の事項に付き意見を述べるに過ぎないものであるが、實際には政治上可成り大なる權力を持つものといふも過言ではない。

【現樞密院議長】 原嘉道

【現樞密院副議長】 男爵鈴木實太郎

【現樞密顧問官】 河合操、子爵石井菊次郎、有馬良橋、窪田靜太郎、清水澄、南弘、男爵奈良武次、荒木寅三郎、男爵松井慶四郎、菅原通敏、潮惠之輔、林頼三郎、深井英五、二上兵治、眞野文二、子爵渡邊千冬、大島健一、小幡西吉、竹越與三郎、三土忠造、松浦鑑次郎、伊澤多喜男、池田成彬。

【現樞密院書記官長】 堀江季雄



政治論

A 總論

1 政治史

(a) 明治維新以後における政治の發展
現代日本政治は明治維新にはじまる。慶應三年(一八六七年)一〇月、徳川慶喜は大政を奉還し、王政復古の大詔令が發布されるとともに、太政官三職の創設があり、明治政府の指導原理たる五ヶ條の御誓文が發せられ、これに續いて明治政府の組織法ともいふべき政體書が發せられた。右政體書には「天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス。則政令ニ途ニ出ルノ患ナカラシム。太政官ノ權力ヲ分チ立法、行政、司法ノ三權トス。則偏重ノ患ナカラシムルナリ。」とあり、こゝに中央集權的三權分立による政體の基礎が明らかにせられた。次いで廢藩置縣(明治四年七月)、國家財政の安定を企圖する通貨ならびに地租の確立等、庶政の革新と行政の整備によつて、政府は封建的機構の掃蕩に努めた。これより明治一八年二月の内閣制度樹立、二一年四月樞密院の設置、二二年二月一日の憲法發布に至る間は立憲政治の準備時代である。すなはちこの間、明治一〇年には土族反對派の意向を代表する西南戰爭の鎮壓、廣汎な農民層を基礎とする自由民權運動の展開があり、國會開設運動が行はれ、明治一四年の政變を期とする憲體制の樹立に至るのであるが、すでに早くも明治初年よりわが國を繞る四圍の情勢は、征韓論等大陸政策の遂行を必要ならしめ、對

外的國權伸張を期する條約改正運動も展開せられた。またこの時代は所謂「藩閥官僚」の時代であつて、徳川幕府を倒した薩長等の有爲の士が政權を掌握した。

日清戰爭以後、滿洲事變に至る期間は、政黨政治の時代として特色づけられる。すでにわが國における政黨の萌芽の形態は、民撰議院設立建白書を提出した板垣、後藤、副島、江藤等の人々によつて明治七年一月設立された愛國公黨にあらはれ、一四年の自由黨が結黨する頃には全国各地に政黨結社の組織されるものも多く、一五年には改進黨が成立した。これらの諸政黨は野にあつて、政權を掌握せる藩閥官僚と抗争し、日清戰爭後は次第に財閥との結びつきを生じたが、二大政黨たる自由、改進黨の兩黨は次第に官僚の勢力を壓し、これと妥協の形で明治三年伊藤博文の政友會が成立、大正二年には桂太郎の立憲同志會が改進黨の後進たる國民黨を中心として成立した。かくて日露戰爭、第一次世界大戦を経て漸く政黨政治の形態は完成されるのであるが、同時に國家經濟の貧困、選挙の企業化が現はれ政權爭奪を事とする衰頹期に入るものであつた。なほ世界大戦後には労働運動が勃興し、わが國における政治上の問題となつてゐる。

(b) 滿洲事變以後における舉國體制
世界經濟恐慌の餘波を受けたわが國の不況は、國內における政治的摩擦を激化せしめずにはおこなかつた。同時にそれは對外的軋轢をも意味するものであつた。かくて昭和六年の滿洲事變に續く五・一五事件は、全く政黨の政

治指導力を喪失せしめるに至り、著しく勢力を得て來た軍部を背景とする官僚政治の時代を生じた。しかしながらその後齋藤内閣より岡田内閣に至る間、所謂「革新勢力」も具體的政策遂行の不得手と官僚的イデオロギーとの故に次第に勢力を喪ひ、かゝるをり勃發せる昭和一年の二・二六事件、これに續く事變の勃發は、わが國の政治形態を全く舉國一致的のものとしたのである。

2 戰時體制

昭和一二年にはじまる支那事變は、わが國の政治を一變せしめ、漸次戰時體制の強化に向はしめた。この轉換點をなすものは二・二六事件であつて、この事件を契機とする「現狀維持派」の後退、「革新主義」の全面的進出となつたものである。すなはち事件直後に成立せる廣田内閣は、第六九議會において不穩文書取締法を制定して著作出版の統制を強化し、情報委員會による言論の統制、また經濟方面においては日本全産業の強制カルテル化への志向を示し、各種原料國策を立案するほか、電力國營案を提出して政黨、財界との摩擦を生じた。かくて廣田内閣は第七〇議會における所謂「演田演説」を契機として倒れ、二二年一月二五日組閣の大命は宇垣一成大將に下つたが、陸軍では「強力なる革新政治の断行は既成勢力との因縁ある人物では不可能である。然るに宇垣大將は既成の政治上層部既成政黨、財閥その他あらゆる既成勢力に絶對不可離の關係にある。」となし、強硬に反對したので組閣不能となり、宇垣大將の大命拜

辭、林内閣の成立となつた。林内閣に於ては前内閣、特に經濟政策のイデオロギイの行過ぎを是正し、官民摩擦の中心をなした電力國家管理案の撤回、放漫財政の收縮等が行はれたが、本質的には生擴計畫の重點主義への移行等、戰時體制は一步前進せるものであつた。すなはち林内閣においては軍と政府との抱合形態が成り、財界またこれを支持するといふ形勢を示した。一方民間においては國家主義政黨の統一結合が企圖せられ、左翼労働運動においては人民戦線運動といふ新形態が展開されつゝあつた。

しかるに革新勢力對既成勢力、すなはち軍、官僚對政黨、財閥の間には未だ容易に一致點を見出し得ず、政府對政黨の對立激化といふ現象形態のうちに、第七〇議會は解散、第一次近衛内閣の成立を見た。この新内閣においては、先づ軍、官、民の各代表を關係に網羅することによつて舉國一致の體制を示し、國內相剋を排除し、且つ支那事變の中支への波及に對處すべき國內體制の整備を使命としたものである。すなはち一二年九月の第七二臨時議會は、わが國戰時體制の確立の上から、注目すべき數々の重要法案を成立せしめたがなかんづく「臨時軍事費特別會計法」、「輸出入品等に関する臨時措置法」、「臨時資金調整法」、「軍需工業動員法の適用に関する法律」、「臨時船舶管理法」等によつて、戰時經濟の基礎的諸問題に對する今後の方向が規定せられた。また一三年春の第七三議會においては「國家總動員法」、「電力管理法」等の成立を見、長期戦に對する各種統制が一段と強化せられ

た。また政治的には、興亞院の設置による對支政策の一元化があり、末次内閣を中心とする國民再組織の動き、有馬農相を中心とする農村協議會ならびに新黨組織の運動のほか、國民精神總動員運動、産業報國運動、農業報國運動等が見られ、新政治體制の動きが開始せられたに至つた。しかして一三年二月、近衛首相は「支那における同憂具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せん」とする所謂「近衛聲明」を發して日支交關調整の基本方針を明かならしめた。かゝる東亞新秩序建設の基本方針の樹立、國民組織化の開始があつたにも拘らず、また數度の内閣補強が行はれたにも拘らず、一四年一月初近衛内閣は總辭職するのやむなきに至つた。



3 統治機構

大日本帝國は建國以來萬世一系の皇統が連綿として君臨し給ふ「天皇政治」の國家である。而してその統治形態は帝國憲法第四條即ち「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ、此憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」によつて、天皇の大權事項たる立法、行政、司法、統帥の分立四權に基いて構成せられてゐる。即ちそれらの政治機關は各自天皇に對して責任を負ひ且つ天皇の名においてその職務を執行するものである。然し乍らこれ等の分立四權のうちにおいても行政權を執行する内閣は憲法上議會に責任を負ふ義務を有せず、天皇が重臣の奉答によつて組閣を命ずるのを慣例としてゐる。従つて内閣は議會の解散、責任支出、緊急勅令等によつて立法權に比して極めて大なる權限を有し、最近における政黨の没落、議會の無力化と共に益々その權限を擴大せしめつゝある。而も檢察官が司法行政官にして裁判官としての身分上の保證を受けず、従つて檢察官に對する指揮權が司法大臣に屬し、また内務大臣が警察權を有してゐるがため、内閣の權能は歐米の民主主義國家に比して極めて大である。然し斯くの如く我國の行政は大なる權限を有するとしても、統帥權が參謀總長、軍令部總長、並びに陸海軍大臣の帷幄上奏による大權事項に屬するため、政府の軍部統制力は極めて弱く、従つて我國における軍が政治上一大勢力を有するものもこれが主たる要因を成すものである。

4 憲法

帝國憲法は周知の如く主としてプロシアの憲法を模範として起草され、明治二二年（西曆一八八九年）二月一日の紀元の佳節を期して發布せられたるものにして、七章七六條より成る。帝國憲法は所謂「欽定憲法」であつて、その第一條において「大日本帝國は萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定して國體の本義を明らかにしてゐる。而して帝國憲法の特質は次の四つの點に見ることが出来る。即ち、(一)純然たる欽定憲法であること。その制定の歴史に當つて國基の大本に即り、専ら天皇の大權に依つて制定せられ、臣民の康徳増進とその發達のため、臣民の贊賞の途を開き給うたものである。(二)その改正には特に鄭重な立法手續を必要とする所謂「硬性憲法」であること。即ち、憲法の改正は「硬性憲法」であること。即ち、憲法の改正は一般立法と同様に天皇が帝國議會の協賛を以つて行はせらるるのであるが、但し勅令によつてのみ議案が提出せられ、兩院の議員總數の三分の二以上出席し、且つ出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。また攝政を置く間は憲法の改正は許さず、従つて彈力性に乏しく硬性憲法と稱せられる所以である。(三)その規定せる内容は極めて簡潔であること。即ち、將來改正の必要を生じ得べき事項は出来るだけ憲法規定中より除き、以つて憲法改正の機會の發生を防いでゐる。例へば帝國議會の組織の如きがそれである。(四)日本國の世界的に類なき國體に基き天皇親政を治國の大綱となし、之れに兩院の立憲制度を加味せること。従つて帝國議會の權限は他の立憲君主國に比し比較的狭小にして、議院内閣

5 首都

東京。太田道灌の築城以來江戸は次第に發達、これが徳川家康のこの地に幕府を開くに至つて近世的大都市となり、徳川一五世二六八年間鎖國日本の政治・經濟・文化の中心として榮え、更に王政復古と共に江戸は東京と改稱、爾來今日に至る迄新興日本の首都として躍進に躍進を重ね、大正二年九月一日の大震災に遭へるも、却つて舊態を改める契機となり、官民一致の復興計畫により名實共に備はる近代的大都市として今日の壯觀を呈するに至つた。斯くて昭和七年一月一日に至り多年の懸案なる市域の大擴張行はれ、隣接五郡八二ヶ町村を併合して所謂「大東京」を出現し、一躍地域において約七倍、人口において約二倍の五百三十餘萬に飛躍し、更に昭和十一年一月千歳、砧兩村を併合、その結果、面積において世界第五位、人口においてはニュー・ヨークに次ぐ世界第二位となり三五區二、三四九町に及び、江戸時代八百八町の三倍となり、名實共に躍進日本の首都として恥しからぬ内容を有するに至る。昭和十五年一月一日の國勢調査による人口は六、七七八、八〇四人にして、これを昭和十一年一月一日現在の人口數五、八七五、六六七人に比較すれば九〇三、一三七人の増加で、五ヶ年間に於ける増加割合は一五・四%である。

B 行政

1 内閣制度

行政權は帝國憲法の規定により天皇の大權事項に屬し、各省大臣が國務大臣として天皇を輔弼してその責任において所管權限を執行する。即ち、行政事項は總理大臣の下に各國務大臣を以つて構成せられる内閣によつて執行せられる。總理大臣はその首班として職務を奏宣し旨を承けて行政各部の統一を保持する。各國務大臣は總理大臣と同じく天皇の親任にかゝり、國務に就き連帶責任を帯びると同時に、各省長官としての場合にはそれぞれ單獨に責任を有する。而して閣議に附せらるべき事項は、(一)法律案及び豫算・決算案、(二)外國條約及び重要なる國際案件、(三)官制又は規則及び法律施行に係る勅令、(四)諸省間主管權限の問題、(五)天皇より下附せられ、又は帝國議會より送致された人民の請願、(六)豫算外の支出、(七)勅任官及び地方長官の任命及び進退等々とする。各省主管の事務と雖も、高等行政に關係し、事態の重大なるものはすべて閣議に附議さる。事の軍機軍令に依り奏上するものは、天皇の旨に依り之を内閣に下附せらるるの件を除く外、陸軍大臣、海軍大臣より内閣總理大臣に報告せしめらる、なほ各省大臣にあらざるものも特旨に依り國務大臣として内閣員に列せしめられることが出来るが、その人員は昭和十五年二月五日の改正にて三名以内と定められた。

【内閣所屬部局】 行政官廳としての内閣には官房並びに恩給、統計、印刷の三局が設置され、書記官長並びに各局長が置かれ、總理大臣の命を受けて局務を掌理する。このほか臨時所屬に東北局及び紀元二千六百年祝典事務局、また直轄する外局に法制局、賞勳局、對滿事務局、企畫院、情報局、興亞院、總力戰研究所があり、また内閣參議制度が設けられ、また大政翼賛會に關する事項は内閣官房において掌る。以下簡単に各機關を説明すれば次の如くである。内閣官房——内閣官房の長は内閣書記官長にして、書記官の職務は總理大臣を佐け、機密文書を管掌し、内閣の庶務を統理し、課員を監督し、判任官以下の進退を專行する。恩給局——恩給を受ける権利の裁定、恩給に關する具申の裁決、恩給の支給及び負擔に關する事項を掌る。統計局——行政各部統計の統一、統計に關する圖書の刊行等を掌る。印刷局——官報、職員録、法令全書、その他刊行物の編輯、印刷、發賣、印紙、切手紙幣、諸證券等の製造を掌る。東北局——臨時施設にして、昭和十一年新設の東北振興事務局を改組擴充せるものにして、總理大臣の管理に屬し、(一)東北地方の振興方策の調査及びその實行の統一保持に關する事務、(二)東北興業及び東北振興電力の兩株式會社の業務監督を掌る。法制局——内閣に直轄し、總理大臣の命に依り法律命令案を起草し、これが制定、廢止

改正につき意見を具申し、各省大臣より閣議に提出する法律命令案を審查し、意見を具申し、又は修正を加へて内閣に上申するの任に當る。賞勳局——内閣に直轄し、勳位、勳章及び年金、記章、褒賞、その他の賞件に關する事務を掌る。對滿事務局——昭和九年一月岡田内閣によつて在滿行政機關の改革斷行と同時に設置された機關にして、總理大臣の管下に(一)關東局に關する事務、(二)各廳對滿行政事務の統一保持に關する事務、(三)涉外事項に關するものを除くほか滿洲における拓殖事業の指導獎勵に關する事務、(四)南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務の監督を掌る。(成立事情に就いて詳しくは「世界年鑑」昭和十四年版、三六頁参照。)企畫院——支那事變の擴大發展と共に資源局と企畫院を併合して企畫院が創設せられ、昭和十二年一月二日 樞密院定例會議に承認を経て企畫院官制の發布を見た。即ち同院は内閣總理大臣の管理に屬し、(一)平時における綜合国力の擴充運用に關する立案、(二)閣議提出の重要案件大綱の審査及び上申、(三)右豫算統制に關する具申、(四)前各院に必要な調査、(五)國家總動員計畫の樹立及び遂行上の調整、(六)平時時における國政の統一と畫策等々にある。而して同院の總裁は親任とし、勅任の次長及び各部長を置く。(成立事情に就いて詳しくは「世界年鑑」昭和十四年版、四五頁参照。)情報局——昭和十五年二月五日、内閣情



報部より情報局に昇格せるもので、親任の情...

興亞院——東亞新秩序建設の中樞事務機關...

總力戰研究所——昭和十五年九月三〇日、

國家總力戰に關する基本的調査研究並びに實...

3 現内閣

昭和十六年七月一五成立せる第三次近衛...

- 外務大臣 東條英機
陸軍大臣 板垣征四郎
海軍大臣 角田繁太郎
司法大臣 磯谷廉介
農林大臣兼拓務大臣 橋本虎之助
工商大臣 寺島信介
逓信大臣 八田嘉明
鐵道大臣 小泉嘉彦
厚生大臣 鈴木貞一
國務大臣兼企畫院總裁 谷正之
情報局總裁 星野直一
内閣書記官長 森山銳一
法制局長官 一樹

C 立法

帝國憲法は第五條において「天皇ハ帝國議...

政ドイツの議會制度に模倣せるもので、英國...

【帝國議會の構成】帝國議會は帝國憲法第...

【議事方法】帝國議會の議事方法は會議を...

案審査を主たる目的とするもので、すべての...

本會議——各院において議事を開き、議...

委員會——兩院とも全院委員會、常任委...

（一）常任委員會は各院において事務の必要...

算委員四五名、懲罰委員二七名、請願委員...

議事日程——各院の議長は議事日程を定...

第二議會は第一議會終了後少くとも二日を...



を分割して討論に附することを得。而して第二議院において議案に對し修正の動議を提出し得。(三)第三議院は第二議院後少くとも二日を経て開かれねばならぬ。但し議長は議院に諮つて時日を短縮又は第二議院と同日に開くことを得。第三議院は議案全體の可否を議決するもので、文字を更生するほか修正の動議をなすを得ず。但し議院中互に抵觸する條項又は現行法律に抵觸する事項あるを發見した場合にはこの限りにあらず。

動議——動議は通常一名以上の賛成者をもつて議題とするを原則とするも、議案を發議又は修正する動議は二〇名以上の賛成を必要とす。上奏、建議、又は豫算案の修正動議は三〇名以上の賛成を必要とす。委員の審査——政府提出の議案は議院に先立ち委員の審査を必要とす。但し緊急の場合政府の要求あるときはこの限りにあらず。

發言——極めて簡単な發言或は特に議長の許可ありたる場合以外、すべて演壇において發言は會議開始前豫めその氏名並びに反對或は賛成の旨をその院の書記官に通告するを通例とす。通告者は議長よりその通告順をもつて反對者賛成者と交互に指名せられて發言することを得。通告を爲さざる議員は通告終了後始めて發言を許される。なほ國務大臣及び政府委員は何時たりとも發言するを得。兩院の交渉——貴族院及び衆議院は各自獨

立して活動し、兩者が一致して帝國議會の活動となる。豫算案は必ず先に衆議院に提出さるべきで、その議案提出は便宜による。従つて(一)兩院共に可決したときはその議案は成立し、何れか一院これを否決したときはその議案は廢棄となる。(二)A院がB院から移された議案を修正可決したときは更にB院に回附し、B院がA院の修正に同意したときはその議案は成立する。(三)B院これに同意しないときは兩院協議會を要求することが出来、兩院から各一〇名以下同数の委員を選挙して會同せしめ、委員の協議案成立するときはB院先づこれを議してA院に移すものとする。協議案に對しては修正の動議をなすを得ざる規定である。

「議員の權利」帝國議會の議員は議院において意見を及ぶ表決に就いて院外でその責に任せず、且つ現行犯又は内亂外患に關する犯罪を除くの外、會期中その院の許諾なくして逮捕せられることはない。また議員は身分により議員たるもの、及び官吏にして議員たるものを除いて歳費を受ける權利を有する。即ち一般議員は年額三千元にして、その他國有鐵道の無賃乘車券を受ける權利を有する。【豫算先議權】貴族院及び衆議院は各々殆んど對等の權限において活動し、貴族院の權限は他の列強に比し概して大である。たゞ衆議院は豫算案の先議權を有してゐる。【貴族院】貴族院令の定むるところにより皇族、華族及び勳任の議員を以つて組織され

皇族議員——皇族の男子にして成年に達すれば當然一貴族院議員たるの資格を取得し、終身議席に列せらる。

華族議員——公侯爵議員と伯子男爵議員とに分けらる。即ち公侯爵議員は公侯爵を有するものは滿三〇歳に達せる時には當然終身貴族院議員たる資格を取得する。伯子男爵議員は伯子男爵を有するものにして滿三〇歳に達せる場合、その同爵者により選舉せられ、當選したものは七ヶ年の任期を以て貴族院議員となる。その定員は伯爵議員一八名、子爵議員六六名、男爵議員六六名である。

勳任議員——勳任議員、學士院議員及び多額議員の三者より成る。即ち勳任議員は滿三〇歳以上の男子にして、國家に勳功又は學識あるものより勳任せられ、その總數は一二五名を超過することを得ず、その任期は終身とする。學士院議員は滿三〇歳以上の男子たる帝國學士院會員の互選により四名選出され、その任期は七ヶ年とする。多額納稅議員は滿三〇歳以上の男子にして、北海道及び各府縣において土地或は商工業に付き多額の直接國稅を納めるものより一〇名のうちより一名、又は二〇名のうちより二名の互選によつて選出せられ、勳任せられたものである。その任期は七ヶ年にして、議員の總數は六六名以内とし、その北海道及び各府縣における定員は通例として選舉毎に人口に應じ勳命を以て定めらる。貴族院議員の義務——貴族院議員の選舉に應じたものは侍從職、式部卿、皇太后宮職、皇

No. 1 貴族院議員の構成 (各年6月末現在)

選出別	昭和14年	昭和15年	昭和16年
議員員員員	16	18	16
議院議院議院	17	17	18
族爵爵爵爵	37	37	37
皇公侯伯子	17	18	18
議員員員員	66	66	64
議院議院議院	121	120	125
爵選士額	3	4	4
男勳學多	65	64	64
計	408	410	412

后宮職、東宮職、主馬寮、帝室會計審査局員皇族家職等の宮内官を兼ねることを得ず。【衆議院】衆議員選舉法の定むるところによれば一道三府四三縣から普通選舉法により選出された四六六名の議員をもつて組織せらる。

選舉制度——選舉區は中選舉區制が採用せられ、府縣を基礎として、之を議員定數二名乃至五名の選舉區に分つ。選舉權は二五歳以上の帝國臣民たる男子に、被選舉權は三〇歳以上の帝國臣民たる男子に附與せらる。但し禁治産者及び準禁治産者、貧困による公私の受救者、破産者、一定の住居なきもの、特定の受刑者、華族の戸主、現役軍人等は選舉權又は被選舉權を有せず、また特定の官吏には

被選舉權は與へられない。議員の任期は四ヶ年である。一選舉區にて二名以上の缺員を生ぜざる以外には補缺選舉は行はれない。また選舉運動には嚴重なる制限が附與せられ、選舉の廓清を期してゐる。衆議院議員の義務——衆議院議員は國務大臣、内閣書記官長、法制局長官、各省政務次官及び參與官、總理大臣及び各省大臣秘書官を除くほかの官吏及び待遇官吏を兼ねることを得ず、また北海道會議員及び府縣會議員をも兼ねるを得ない。

2 現議會

貴族院の現多額議員(六六名)の選舉は昭和一四年九月一〇日に執行せられたものであり(改選期日昭和二年)、また現衆議院は昭和二年四月三〇日の總選舉によつて選出せられたものである。(従つて衆議院の改選期は昭和一六年に行はれる筈であつたが、一六年二月二四日の法律を以つて日・獨・伊軍事同盟締結後における内外諸情勢の緊迫に鑑み第六七議會を以つて任期満了の筈の衆議院議員の任期を一ヶ年延長し、新選舉は情勢の特別の變化のない限り昭和一七年四月に行はれることとなつた。昭和一七年二月二六日現在における兩院の正副議長並びに各會派別所屬議員數は次の如くである。

- 議長 伯爵 松平 頼寧
- 副議長 侯爵 佐々木行忠
- 皇族議員 一六三名
- 研究會 一六三名
- 同成會 二五五名

【衆議院】

- 公正會 六八名
- 交友俱樂部 三一名
- 同和會 三二名
- 火曜會 四五名
- 無所屬 四二名
- 計 四二二名
- 議長 田子 一民
- 副議長 内ヶ崎作三郎
- 翼賛議員同盟 三一名
- 同交會 三七名
- 第一控室 三六名
- 興亞議員同盟 二七名
- 議員俱樂部 一四名
- 無所屬 六名
- 計 四三一名 (缺三五名)

D 司法

1 司法制度 我國においては憲法第五七條の司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之レヲ行フ之の規定と第五八條の裁判官の地位保障の規定に従つて、天皇の大權事項たる司法權獨立の大原則が確立されてゐる。然し乍ら總論においても觸れて置いたが如く、公訴權の行使を掌る檢察官が司法行政官にして裁判官としての身分上の保證を受けず、従つて檢察官對する指揮權が司法大臣に屬し、換言すれば公訴權が政府の制肘を受ける結果、司法權獨立の原則は少くとも我國においては絕對的ではないことは注目される。なほ司法權を行使する機關は裁判所であつて、裁判所は天皇の



委任に基いて大権を代行するものである。

2 裁判所

裁判所としては一般の民事刑事を擔當する通常裁判所と軍法會議、特許局審判官、領事官等の特別裁判所より成る。その他の裁判所として同一性質の機關としては行政裁判所、並びに憲法により規定されたる、特殊裁判機關(少年審判所、捕獲審檢所、海員審判所、外地裁判所、等々)が設けられてゐる。

【通常裁判所】通常裁判所は裁判所構成法により構成され、一般の民事刑事の裁判を執行する。この裁判所構成法規定の現行裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四種より成る。區裁判所は一名の判事による單獨制なるも、地方裁判所以上はすべて三名五名乃至七名の判事による合議制である。民事刑事事とも三審制で、訴訟或は犯罪の輕重に依つて、第一審を區裁判所、第二審を地方裁判所、第三審を大審院とするか、第一審を地方裁判所、第二審を控訴院、第三審を大審院とするか、決定さる。初審が地方裁判所に屬する事件は裁判所構成法第一四條以下及び第二六條に定めらる。また同法第五〇條規定の特別犯は大審院の審理のみを以て終る場合がある。たほ通常裁判所の管轄區域は内地にして樺太も司法上は内地に編入されてゐる。しかして裁判所の所在地は大審院が首都東京に控訴院が東京、大阪、名古屋、廣島、長崎、宮城、札幌の七都市に置かれ、その他地方裁判所が全國に一五(同支所八七)、區裁判所は二八二(同出張所一、五七二)を數へる。

判事—裁判所を構成するものは判事である。判事は憲法の規定によつてその獨立保持のため身分の保證を受ける。即ち判事は刑法の宣告又は懲戒處分に依るにあらざればその職を免ぜられることなく、その懲戒處分は法律を以て定むべきものとす。なほ昭和一五年一〇月一日現在における判事の總數は一、五四一名に上る。

檢察—裁判所には別に檢察局が設けられ、檢察官がこれを構成する。我國の檢察制度は佛獨の制度を模倣したもので、特殊の發達を成したものである。檢察官は受理した事件に付き捜査を成し、これを起訴すると否とに付き自由なる決定權を有する。檢察官は裁判所に附置せられてゐるが、裁判所とは全く獨立して職務を執行し、相互に相犯すことは絕對に禁ぜられてゐる。そして檢察官は判事とはことなり別個の司法行政官であつて、判事の如く獨立の地位と身分の保證を有せずして、一個の行政官として司法大臣の命令に服すべき義務を有することは前述の通りである。なほ昭和一五年一〇月一日現在における檢察官の總數は七三四名に上る。

【特別裁判所】特別裁判所制度は帝國憲法第五七條の原則に對する例外を爲すものにして、憲法第六〇條「特別裁判所ノ管轄ニ屬スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」の規定に根據を有するものである。しかして特別裁判所は特殊の民事又は刑事の裁判を行ふもので、現行法において特別裁判所と認められてゐるものには軍法會議があり、その他特許局審判官、領事館等も特別裁判所として裁判權

を行使し得ることとなつてゐる。

軍法會議—前掲の帝國憲法第六〇條に基ける特別裁判所にして、陸軍軍法會議と海軍軍法會議とより成つてゐる。即ち、兩者とも軍に屬する特別の刑事裁判所にして、前者は大正一〇年法律第八五號の陸軍軍法會議法により、後者は大正一〇年法律第九一號の海軍軍法會議法により、その組織、權限、及び訴訟手續が規定さる。以上の如く軍法會議は陸軍と海軍とに分れてゐるも、兩者の差異は極めて僅少で、大體一致してゐるところが少なくない。即ち軍法會議は陸海軍とも多くの種類があるが、そのうち常設のもの、陸軍では高等軍法會議及び師團軍法會議、海軍では高等軍法會議及び師團軍法會議、鎮守府軍法會議、及び要港部軍法會議にして、その他は必要により特設せられる。軍法會議には長官があり、例へば陸軍高等軍法會議は陸軍大臣を以つて長官とし、また師團軍法會議は師團長を以つて長官とする。而してこの長官は軍法會議の行政上の長官たるのみならず、捜査及び公訴を指揮し、また個々の事件につき裁判官を定める權限を有する。軍法會議の審判は裁判官五名を以つて構成したる會議において行ひ、裁判官は判士及び法務官を以つてこれに充て、上席判士を以て裁判長とする。判士は將校のうちから判官たることを命ぜられたるもので、法務官は軍法會議の職員たる官吏にして、高等軍法會議は判士三名、法務官二名を以て裁判官とし、その他軍法會議は判士四名、法務官一名を以つて裁判官とする。而して判士は被告人の階級如何により被告人

と同等又はより以上の階級に屬するものより選定される。以上が審判機關としての軍法會議の構成にして、軍法會議における檢察機關としては檢察官がある。檢察官は法務官中より長官が任命する。而して檢察官は長官に隸屬して捜査を爲し、訴訟を行ふ。なほ豫審機關として豫審官があり、法務官中より長官によつて任命せられるも豫審を行ふにあつて長官に隸屬しないのを特徴とする。

特許局審判官—商工大臣の管轄に屬する特許局の一部を成す審判部に屬するもので、發明、實用新案、意匠、及び商標に關する抗告訴訟及び審判を掌る。而して抗告訴訟審判官は長官、事務官、及び技師を以つてこれに充て抗告訴訟を掌り、審判官及び審査官は事務官及び技師を以つてこれに充て、審判及び審理を掌る。

領事館—現在海外駐在の領事官が裁判を行ふ領事裁判制度が行はれてゐる國は支那のみである。嘗つてトルコ、ペルシア、シヤム日本にも行はれてゐたが、日本では一八九九年に、トルコでは一九二三年に、シヤムでは一九二七年に、ペルシアでは一九二八年にそれぞれ廢止された。従つて現在日本が海外で領事裁判權を行使してゐるのは支那のみである。

【行政裁判所】行政裁判所制度は憲法第六一條によりその基礎を定められ、次いで制定公布を見た明治二三年法律第四八號の行政裁判法によつてその組織、權限、並びに裁判手續が定めらる。即ち、憲法第六一條にて「行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタ

リトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スベキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラズ」と規定し以つて行政裁判を司法裁判より分離し、行政訴訟を審理する爲めに憲法の規定を以て以上の普通裁判所及び特別裁判所の他に行政裁判所を設置し、而してその構成は法律を以つて定むべきことの原則を定めらる。

組織—行政裁判所の組織は行政裁判法の定むるところにして、その詳細な處務規程は行政裁判所令により定めらる。行政裁判所は全國でたゞ東京に設けられてゐるのみで、長官一名及び評定官若干名(現在は專任一四名別に兼任を認む)を以つて組織し、長官及び評定官は共に三〇歳以上にして五ヶ年以上高等行政官又は裁判官の職を奉じたるものであることを要し、その地位は法律を以つて保護せられる。且つその職務も司法官と同様職務上の獨立を保有し、裁判事務においては何等の指揮命令を受けることなく、法律の命するところに従つて職務を執行する。

審理—行政裁判所は三部に分れ、各部に部長を置き、長官はその一つの部の長となり他は勅任評定官中より任命せらる。その裁判は部長を裁判長とし、評定官を併せて五名以上の列席會議により、各部獨立に行ふものとす。而して會議に與るものは常に奇數たることを必要とする。なほ裁判にあつて長官及び評定官の除斥・忌避等に就いては略々民事訴訟におけると同様の規定がある。而して一審制度が採用され、その判決に對して上訴するの途が認められない。

施行區域—以上の行政裁判所制度は現在に於ては内地に行はれてゐるのみで、外地には未だ施行されてゐない。但し樺太のみは例外としてその施行を見てゐる。然し樺太に施行されてゐるのは行政裁判法のみで、樺太廳長官の處分に對し行政訴訟を提起し得るのは樺太に施行されてゐる法令がそのうちに行政訴訟の提起を認めてゐる場合のみに限られてゐる。

【特殊裁判機關】以上の憲法により定められたる普通裁判所、特別裁判所、及び行政裁判所に屬せざる特殊の裁判機關としては、少年審判所、捕獲審檢所、海員審判所等がありこれ等はいづれも一種の行政機關ともいふべきものにして、憲法上の所謂「裁判所」ではない。

少年審判所—一八歳未満の少年少女にして刑罰法令に觸るゝ行為をなし、又はその虞れある者を保護するために設けられたもので東京と大阪との二ヶ所に少年審判所が設けられてゐる。即ち少年審判所は少年審判官、少年保護司、及び書記を以つて組織され、司法大臣の監督に屬し、その審判は審判官が單獨でする。審判の結果、刑事訴訟の必要ありと認められたる之を管轄裁判所の檢察に送る。少年審判所で行ふ保護處分は訓戒、觀察、委託、引渡等である。なほこの少年審判所より送致されたもの及び民法第八八二條の規定により懲戒に附されたものを收容するところに矯正院が設けられてゐる。現在においては東京には多摩少年院、大阪には浪速少年院、及び愛知には瀬戸少年院の三院がある。



捕獲・審判所—海上捕獲—關する裁判を行ふ特殊の裁判機關である。即ち、戦時敵の軍艦を拿捕するときは直ちに戦利品として拿捕者の國有に歸するのであるが、敵の商船又は中立國船を拿捕するときは捕獲審判所の檢定の下に没收を宣告せられた場合に始めてその所有權の變更を來たすものである。

海員審判所—海技免狀を有する海員、即ち海員懲戒法に定められてゐる海員の懲戒事件を審理する特殊の裁判所である。懲戒は免狀行使の禁止、停止、及び譴責の三種である。海員審判所は二審制にして、地方海員審判所と高等海員審判所とに分れてゐる。即ち、前者は東京、大阪、長崎、函館の四ヶ所の海事局に置かれ、これを第一審とし、審判長、審判官併せて三名を以つて組織せられ、後者は選信省に置かれ、第二審を爲し、審判長、審判官併せて五名を以つて組織せられる。

【外地裁判所】以上のほか樺太を除く各外地はそれぞれ特別の裁判機關を有する。司法權に關する憲法の規定は未だこれ等の外地に施行せられるまでに至らず、朝鮮においては制令、臺灣においては律令、關東州及び南洋群島においては勅令により、各々特別の裁判機關が設けられる。斯くの如く、これ等の外地は司法上内地とは全然別個の地域を爲し、また異つた法律を有し、従つて憲法第五七條の所謂「普通裁判所」でもなければ、憲法六〇條の所謂「特別裁判所」でもなく、各外地はそれぞれ特別の裁判機關を有し、これを憲法上の裁判所と區別するために「法院」と稱せられてゐる。

(なほ朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋群島の裁判機關に就いて詳しくは各外地の「司法」の項を参照)。

3 犯罪

支那事變以來一般社會の重大時局に對する認識の深まるに連れて、犯罪は絕對數において著しい減少を示して來たことは、別表の有罪犯人統計においても見られるところであるが、この間最近の物資不足からんでの經濟事犯の激増と國際關係の切迫と共に、防護違反の漸増が特に注目せられる。これに對して司法當局においても經濟事犯の取扱ひに就いては防犯に力を注ぐと共にその惡質犯を嚴罰に處して戰時における經濟界安定を期するた

No. 2 最近の有罪犯人數

Table with columns: 年次, 有罪總數, 内 (刑法犯, 特別法犯). Rows for years 昭和3 to 14.

備考:— 刑事統計年報による。なほ昭和14年の有罪犯人840,211人の内譯は478,433人、檢察官の職務代行者による212,司法警察官の職務代行者による275人である。

め、國家總動員法の罰則を強化し、また防諜に就いては國防保安法を設けて防諜の一層の完備を期せんと努力しつつある。

E 地方行政

1 地方行政組織

我國の地方行政組織は地方官制の定むるところにより行はれる。即ち明治四年七月の廢藩置縣によつて數百年來の封建的の地方制度はこゝに打破せられ、始めて今日に見られるが如き地方制度の基礎が確立せられたのであつた。最初全國は三府七縣に分けられたのであつた。最初全國は三府七縣に分けられたのであつた。最初全國は三府七縣に分けられたのであつた。最初全國は三府七縣に分けられたのであつた。

て明治二三年五月に府縣制及び郡制が發布せられ、爾來、府縣・郡・市町村の三段階の地方自治制度が執行せられて來た。然るに郡制施行後における郡自治の發達は何等見るべきものなく、反つて郡の存在は事務の滯滞及び租税の重課を招來するに至つた結果、郡制廢止の機運熟して、遂に大正一〇年四月、原内閣の手によつて郡制廢止法案が可決され、同一二年四月より實施せられるに至り、爾來郡は單なる地理的區

劃を意味するに過ぎなくなつた。なほ北海道は明治三四年の法令によつて府縣と同様な地方自治體となり、沖繩縣は明治四二年より府縣法の適用を受けることとなつた。その後府縣制は數次の改正が行はれ、近くは大正一五年及び昭和四年の大改正を経て、現行制度(昭和一〇年一月一八日より實施)に至つてゐる。こゝに我國における地方行政組織の發達を明治二三年度を基準として府縣の經費を比較して見れば、昭和一五年度に至る五〇年間に於いて、教育費は約一〇五倍に、土木費は約一四倍に、産業費は約四八〇倍に、社會事業費は約一五五倍に、警察費は約二二倍に夫々増加して、總額においては約三〇倍の増進を見てゐる。斯かる地方行政制度の目覺ましい發達に對して、昭和一三年四月一七日には自治制發布五〇周年記念式典が天皇陛下の御親臨の下に宮城前廣場において舉行せられた。

【地方行政制度改革問題】滿洲事變並びに五・一五事件の勃發後における急迫せる我國の内外情勢は農村窮乏の激化と共に益々重大化し、これが昭和九年における全國的災害は岡田内閣をして疲弊し切つた地方の救済をめざして地方行政制度改革を企てしめ、應急的措置として各府縣に經濟部を設置して産業關係の事務をこれに統轄することに決し、昭和一〇年一月一八日これを實施した。然し斯かる單なる應急的の地方行政組織の改革を以つてしてはその後の二・二六事件勃發後における急轉せる社會情勢に適應するを得ず、同事件の後を承けた廣田内閣も庶政革新を重要政策の一つとして掲げ、五相會議において地方

制度改革問題を取上げるに至つた。次の林内閣(昭和一二年二月成立)に至つては地方制度調査會を設立して正式に地方制度改革を審議する方針が決定されこれが次の近衛第一次内閣(昭和一二年六月成立)に至つて始めて地方制度調査會の官制が公布せられ(昭和一二年八月二日)同年一月八日第一回會議を開始せられ、翌一三年五月二〇日の第三回會議において先づ東京都制及び農村自治が取り上げられ、同年末に至つて農村自治制度改革要綱の答申が行はれた。これに基いて當局は地方制度改革法案を作成して議會提出を決定したが、その後における平沼内閣(昭和一四年一月、阿部内閣(昭和一四年八月)、米内内閣(昭和一五年一月)はいづれも短命に終つて議會に上提する迄に至らず、然るに近衛第二次内閣の成立(昭和一五年七月)後における日獨伊軍事同盟の締結を契機とせる國際情勢の急轉は政府をして國內の高度國防國家體制の確立をいよいよ焦眉の急務たらしめ、近衛内閣はあらゆる不急の改革をひと先づ放棄して一意専心高度國防國家確立に邁進することとなり、地方制度調査會の如きも内閣の官界新體制の一つとして一〇月一九日の閣議の決定を以つて調査機關の整理と共に廢止せられるに至つて、地方行政制度改革問題も新情勢の成熟を待たねばならないこととなつた。

2 道府縣

現在日本の上級地方行政區劃は一道三府四三縣に分たれ、それぞれ官選の知事(北海道のみは長官)が置かれ、内務大臣の指揮監督

の下に地方行政を執行する。而して道府縣には普通選舉によつて選出される道府縣會議機關として設置せられてゐる。道府縣會議員は豫算案に對する審議權は有するも、その發案權を有せず、且つ知事は道府縣會議の否決に拘らず原案を執行し得る廣大な權限を有する。従つて現行の府縣は地方自治體としては極めて不完全なものであつて、寧ろ國家の地方行政區劃として重要な地位を占めてゐる。特に北海道には支廳が設けられ、中間的の地方官廳を成す。現行の地方官制は昭和一〇年一月一八日の改革によつて實施せられたもので、同改革の骨子を見るに次の如くである。

- (一) 從來の内務部を總務部と改稱し、内務部に所屬してゐた商工、農林、水産、土木(土木部を有する府縣では土木部に包含して存置)の各課を分立させて經濟部とす。
(二) 經濟部長は書記官をもつてこれにあて、總務、警察、學務部長と同格とする。
(三) 總務部には庶務、會計、地方の諸課が屬し、さらに人事を主管する。
(四) 經濟部は農工商、森林、水産、土木、土木部のある府縣では土木部に包含し、土地收用、水陸運輸、水面埋立、小作爭議調停、度量衡に關する事項を管掌する。
(五) 警察部及び學務部は従前通りとする。

3 市町村



道府縣は更に市町村に分たれ、市町村長は普通選挙によつて選出される市町村會において選任される。市町村會議員は豫算を伴ふ發案權を有せず、一切の議決は知事の認可を要し、且つまた一切の市町村行政は知事の監督下にあるも、市町村は府縣に比し大なる自治權を有する。昭和十四年七月一日現在における全國市町村数は市一四九、町一、七〇四、村九、四四九である。

F 外地行政

我國の外地(植民地)行政は、日清戰爭の結果臺灣が明治二十八年四月我國の領有に歸するや、同年六月内閣總理大臣の監督下に臺灣事務局を設置し、臺灣及び澎湖列島に關する文武諸般の事務を管理せしめたに始まる。次いで翌二十九年三月には歐洲の植民地所有國家の例に倣つて拓殖務省を新設して、南部局及び北部局の二局を設け、前者をして臺灣、後者をして北海道に關する事務を掌らしめた。然し當時の輿論は未だその必要を感じなかつたこと、財政緊縮によつて同省は一ヶ年餘にして早くも廢止せられ、北海道に關する事務は内務省の管轄に復し、臺灣に關しては再び臺灣事務局の復活となつた。然るに翌二十一年一〇月に至つて更に臺灣事務局は再び廢止せられて同事務も亦内務省の所管に移された。

その後日露戰爭の結果、南樺太が領有に歸し又關東州が我が租借地となり、更に韓國併合によつて植民地事務が大いに膨脹した爲め明治四十三年六月に至つて内閣總理大臣に直屬

する拓殖局が設置せられた。同局は臺灣、樺太、韓國に關する事項を統理するほか、外交に關する事項を除くほかの關東州に關する事項をも統理した。

然るにその後大正二年六月、行政整理の犠牲となつて拓殖局は廢止せられて、爾來朝鮮、臺灣、樺太に關する事務は内務省地方局内に拓殖課を置いてこれを掌らしめ、關東州に關する事務は外務省政務局に分擔せしめて来たが、大正六年七月に至つて再び内閣直屬の拓殖局が復活せられ、朝鮮、臺灣、樺太、關東州に關する事務並びに南滿洲鐵道株式會社に關する事務を掌らしめることとなつた。然しながら大正九年に至つて滿鐵の鐵道、航路に關する事務は關東廳に移され、大正十一年四月より南洋諸島に關する事務は海軍省の所管を離れて拓殖局に移された。その後大正十一年一月には再び行政整理にあつて拓殖局は縮小せられて拓殖事務局に改組せられたが、大正十三年一月には再度拓殖局に改められ遂に昭和四年六月に至つて今日の拓殖省の新設を見たのである。

當時の拓殖省は現在の機構に大體同様で、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳、及び南洋廳に關する事務を管掌して来たのであるが、そのうち關東廳に關する事務は昭和九年に至つて内閣の外局たる對滿事務局の設置されるに及んでこれに移管せられた。現在の拓殖省の機構は大臣官房のほか朝鮮部、管理局、殖産局、拓北局及び拓南局の一部四局によつて構成せられてゐる。そのうち大臣官房を除いて朝鮮部、管理局及び殖産局が外地

行政の主管部局であり、拓北局及び拓南局が移殖民海外拓殖行政の主管である。以下それぞれ事務掌理を簡單に説明すれば次の如し。

- (一) 大臣官房 秘書、文書、會計の三課に分たれ、大體各省官制通則第一〇條に定められた各種の事務を掌る。
- (二) 朝鮮部 朝鮮總督府に關する事務を一切掌理せしめる立前で設けられたものであつて、専任の部長なく、部長は拓務次官の兼任である。
- (三) 管理局 (イ) 他局の主管に屬するものを除くほか、臺灣總督府、樺太廳、南洋廳に關する事務、(ロ) 拓務大臣の定むる地域における移殖民の保護指導に關する事務を掌る。
- (四) 殖産局 (イ) 臺灣總督府、樺太廳及び南洋廳の産業、交通、通信、金融、租稅、及び專賣に關する事務、(ロ) 東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社の業務の監督に關する事務、(ハ) 拓務大臣の定むる地域における海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を掌る。
- (五) 拓北局 所管事務は滿洲、その他拓務大臣の定むる地域における移民に關する事務である。即ち拓北局では専ら移殖民に關する事務を掌りこれに關連して滿洲拓殖公社の業務の監督事務をも掌る。
- (六) 拓南局 所管事務は(イ) 他局の主管に屬するものを除くほか移殖民に關する事務、(二) 他局の主管に屬するものを

除くのほか海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務の二つである。即ち、拓南局では専ら他局に屬するものを除き移殖民並びに海外拓殖事業に關する事務を掌り、特殊會社の業務監督としては臺灣拓殖株式會社のほか、南洋拓殖株式會社及び日南産業株式會社の業務の監督事務を掌る。

以上のうち拓北局及び拓南局は昭和十五年一月二日に時局の要請に應じて拓殖局を廢して設置せられたものである。また昭和十四年七月二十九日に臨時に設置せられた拓殖調査部はこの拓殖省機構改組と共に同日附にて廢止せられ、その事務は殖産局の管轄するところへ改められた。

なほ昭和十四年新設の對滿事務局は内閣總理大臣の管理に屬し、(一) 關東局に關する事務、各廳對滿行政事務の統一保持に關する事務、(二) 涉外事項に關するものを除くほか滿洲における拓殖事業の指導獎勵に關する事務、(四) 南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務の監督、等々を管掌する。總裁は陸軍大臣の兼任であつて、その下に文官の次長を置く。(設立の事情に就いて詳しくは世界年鑑、昭和十四年版、三六頁参照)。

G 政 黨

1 概 観

自由民權運動を母體として發足せる我國の政黨は自由黨、改進黨の二黨併立のうちに發達し、前者は政友會として、後者は國民黨、

同志會、憲政會、民政黨に發展して、歐洲大戰後における日本資本主義の興隆と共に華々しい政黨政治時代の出現を見るに至つた。然し遅れて發達した日本の政黨政治は長く續くことは出来なかつた。第一次世界大戰後における不況時代を通じての世界的な社會思想の瀰漫と共に我國においても無黨派の擡頭を見るに同時に、既成政黨の墮落と共に愛國主義的革新政黨運動の擡頭を見るに至つた。而も斯かる困難なる時局に際して既成政黨はその量的大勢力にも拘らず何等適切妥當な打開策を講じ得ず、我國の政治は内外ともに全く行詰り、昭和に這入つてはその矛盾は何等かの變革を見るにあらざれば解決し得ざる點にまで達した。

斯かる我國政治の危局は昭和五・六年の農業恐慌、拍車をかけられ、農村問題を中心とする我國の國內改革は、昭和六年の滿洲事變勃發後における滔々たる革新の氣運と共に焦眉の急を告げしにも拘らず、政黨を主流とする既成政治勢力はこれに對する何等の適切な對策を取り得ず、遂にこれが翌七年の五・一五事件における犬養首相の暗殺に發展するに至り、こゝに我國の政黨はいたづらに龍大な議會の勢力を擁するのみにて、全く政治の指導力を喪失した。その後政黨は齊藤内閣より岡田内閣へと所謂非常時舉國一致内閣に参加して餘喘を保ち、次第々々その勢力の恢復に奮闘するに至り、昭和十一年の總選挙における期待をかけられし革新政黨の不振と、社大黨の目覚ましい進出に軍部を中樞とする革新勢力の弱まり行くを思はれたが、總選挙後

數日を經ざるに二・二六事件勃發するに至つて、我國の政黨運動は完全にその存在の意義を喪失するに至り、政治の中樞は軍部と官僚の掌握するところとなつた。

爾來、政黨は全く憲政常道論さへ口にする氣力を失ひ、たゞ時の政權と結び付いて伴食的地位を保つに汲々として来た。殊に昭和十二年における支那事變の勃發と共に、我國の政治推進力は完全に軍部と官僚に委ねられ、こゝに新しい政治力として軍部・官僚の持つ指導性と従來の政黨が依據せる國民的地盤とを結合せる國民再組織を目指す所謂新體制運動が次第に擡頭し、昭和十五年に至つて米内内閣時代における我國の對英米外交をめぐる國際情勢の緊迫化と共に國內政局も異常に逼迫を告げるに至り、元來新體制運動の中心的人物であつた近衛公も遂に六月下旬樞密院議長を辭して、内外未曾有の變局に對處するたゞめ強力なる舉國政治體制を確立するの必要は何人も認めるところである。自分は今回樞密院議長を拜辭し、斯くの如き新體制確立のため微力を捧げたい」との歴史的聲明を發するに至つた。この聲明は既成政黨の陣營に大きい波紋を與へ、近衛の新體制運動に呼應して七月六日の社會大眾黨の解散を筆頭に、米内々々閣辭職し同一日には政友久原派が、同二七日には國民同盟が、同三〇日には中島派がそれ々々解散した。町田總裁の下に舊勢力として比較的安定を保つてゐた民政黨は、先づ永井柳太郎一派の四〇名が七月二五日に脱走して分裂したがその後における情勢は町田總裁以下黨首腦部をして舊態依然たる舊政黨



を維持するを許さず、遂に八月一日に解黨するに至つた。斯くて我國の政黨は自由・改進黨以來約六〇年の幕を閉じて大政黨運動に道を譲ることとなり、こゝに我が憲政史始まつて以來の無政黨時代を出現して今日に至つてゐる。

2 衆議院各派

以上の如く昭和一五年夏に政民兩黨が古い歴史と傳統とを抛つて解黨して以來最初の第七六議會にあつて議事の圓滑なる運営を期するたためは、どうしても大政黨會議會局とは別個の衆議院それ自體の組織の必要が痛感せられ、これがため一先づ第七六議會の急場の間合せとして同年二月二一日に至つて翼賛會議會局衆議院部の肝煎りによつて全議員(尾崎行雄ほか六名を除く)を發起人として衆議員俱樂部が結成せられるに至つた。然しこの議員俱樂部は種々の政治的立場に立つ議員を殆んど全部抱擁して然も拘束力を持たない俱樂部組織では、眞の戰時翼賛會議會としての機能を發揮せしめること全く不可能であることが第七六議會を通して明かとなつた。例へば第七六議會における翼賛會問題の紛糾を見ても明か、衆議院における何等かの同志的結成體組織の必要が痛感せられるに至つた。

斯くて議會後、この同志的結成の運動は近衛首相の側近者として風見前法相を推進力として舊政黨各派の中堅分子を中心に次第に具體化し、遂に衆議院における同志的政治力結成のための院内交渉團體設立の準備委員會が

昭和一六年八月二二日開催せられ「翼賛議員同盟」の大綱が定められ、九月二日帝國ホテルに創立總會が開催せられ、こゝに政黨とは全々別個な院内における新しい政治團體として發足することとなつた。

衆議院同盟に屬する議員は、衆議院議員四三四名(定員四六六名のうち缺員三二名)のうちから、舊民政青票組の一部、鳩山系國政調査會員の大部分、舊社大の大部分、舊社大の鈴木、片山等の十日會の大部分、東方會員、無所屬の半數、その他合計約百名近くの議員が不適格者として除外せられ結局三四九名が同盟より發起人として依頼せられたが更に十數名の参加拒絶者が出て、正式参加者は三二六名であつた。

而して翼賛議員同盟の中樞部たる總務の顔觸れは舊民政政から大藤、櫻井、舊政友中島派から前田、田邊、舊政友久原派から岡田、舊民政永井派から永井、舊小會派から清瀨の七代議士で、議員同志組織結成運動の推進組の中心として活躍せる風見元法相は小會派から清瀨代議士が出てゐるため自發的辭退せるものと云はれるが、いづれにしても役員銜衡に際して舊民政兩黨の連繫的色彩が濃厚で、結成早々、既に動搖が見られたのは遺憾であつた。

なほ衆議院議員俱樂部は二日の翼賛議員同盟が結成された結果、即日解決された。然るに東條内閣による第七七臨時議會の召集を前にして衆議院の唯一の交渉團體たる翼賛議員同盟に不参加の議員九八名は議會召集を前にして、交渉團體を結成して議會に臨

まんとする運動が活潑に行はれ、先づ第一に舊政友鳩山系安藤派と舊民政系川崎派を中心とする一派は一月一〇日同交會を結成した所屬議員は三五名、内譯は安藤派國政調査會員二〇名、川崎派一名、舊社大十日會三名その他である。

これと同時に院外團體たる國策貫徹同盟による一派の交渉團體結成運動も急速に展開し加盟員二六名を以つて一四日興亞議員同盟を結成して新交渉團體となつた。また舊社大の龜井派は一二日同人俱樂部を、所謂山水樓組としてその動向を注目せられてゐた一派も一四日議員俱樂部を組織して、一五日開催せられる臨時議會に臨む衆議院の新分野はこゝに決定せられた。一五日現在の各派の勢力分野は次の如し。

- 翼賛議員同盟 三三四名
同交會 三十七名
興亞議員同盟 二六名
議員俱樂部 一名
同人俱樂部 八名
無所屬 一七名
計 四三三名

第七七臨時議會において翼賛議員同盟を代表して豫算案演説せる宮澤代議士の失言問題は翼賛議員同盟の内紛を暴露し遂に由谷代議士を始めとする強硬派二〇名の脱退を見ることがなつた。かくてこの問題は幹部の責任問題にまで發展し、更に議同の解散論まで起り、同志的結成を狙つて結成された翼賛議員同盟も早くその無統制の寄せ世帯たるを暴露した。

次いで第七九通常議會が二月二四日召集せられるや、二六日には無所屬議員並びに同人俱樂部所屬議員三六名は、「第一控室」として新交渉團體を組織し、議同、同交、興同と四つの交渉團體が成立して今日に至つてゐる。一二月二六日現在における衆議院の分野は次の如し。

- 翼賛議員同盟 三一一名
同交會 三十七名
第一控室 二七名
興亞議員同盟 二七名
議院俱樂部 一四名
無所屬 六名
計 四三一名

3 貴族院各派

昭和一五年の六月から八月にかけての政黨の解消以來、第七六議會における衆議院は無黨派の翼賛會議として登場したが、貴族院には依然として各會派が存在してゐる。即ち貴族院の各會派の存在は歴史的に古いが、政黨關係と全然異り、大體同爵者を中心とするもので、多少は舊政黨的色彩のある會派もあるが、而も同一會派のうちにも政民兩派に屬してゐるものを含むことが稀くない故政黨とは全く異なる政治的勢力を持つ特殊團體といふことが出来る。嘗て藩閥時代には貴族院は我國の政界に極めて勢力を持つ存在であつたが、原内閣に始まる政黨の全盛時代と共に著しく權力を失墜するに至つた。然るに最近における政黨の没落は貴族院の勢力を再び擡頭せしめるに至り、貴族院各會派もこれが

No. 3 各派所屬別貴族院議員

各派別	第72議會	第73議會	第74議會	第75議會	第76議會
皇族	18	17	16	16	16
會	18	17	16	17	16
研究會	163	162	161	157	163
火曜會	163	165	160	162	163
公正會	42	43	44	45	44
交友俱樂部	42	44	44	45	45
同和會	66	67	69	68	68
同成會	66	67	69	68	68
無所屬	35	34	35	32	30
計	35	34	35	32	31
	34	33	31	35	33
	34	32	31	35	32
	22	23	21	23	26
	22	22	21	23	25
	32	30	36	38	32
	32	30	36	33	32
計	412	409	413	415	412
	412	411	412	415	412

ため政黨解消の今日においても依然として一政治勢力を形成してゐる有様である。昭和一六年の三月の第七七議會閉會時における會派別勢力は議員總計四二二名のうち、皇族一六方を別として、子爵伯爵議員を中心とする研究會が最も有力にして一六二名の議員を擁しその他貴族院會派としては男爵議員を中心とする公正會が六八名、公侯爵議員を中心とす

る火曜會四五名、舊政友系に近い交友俱樂部が三一名、舊民政系に近い同和會が三二名、同じく同成會が二五名である。その他、無所屬は三二名である。

IV 外交

大正、昭和にかけて我國外交の基調は日英同盟を樞軸とする國際協調主義に置かれて来た。大正一一年のワシントン會議における日英同盟の廢棄は當然我國外交國策を日英樞軸より離脱すべく約束付けられたにも拘らず、現實の外交方針は依然として國際協調主義の埒内を一步も出で得なかつた。而も歐洲大戰後における日本の目覺ましい躍進は世界を支配せる英米佛等のデモクラシイ諸國をいたく恐怖せしめ、排日・排日貨は英米諸國における年中行事となつて行つた。殊に隣邦支那においても、この日本の進出を最も恐れた英國が一九二六年以來舊來の帝國主義的侵略政策を裏面に押し隠して自由主義政策を以つて支那の歡心を買ふに至つて、支那の排外運動は英國の煽



動の下に専ら日本に向つて集中せられ、それが遂に三一年の滿洲事變となつて爆發するに至つた。

斯くて我國外交は好むと好まざるに拘らず未曾有の轉換を餘儀なくせられ、専ら歐米依存の所謂幣原外交は清算せられ、こゝに内田外相の所謂「焦土外交」となり、遂に三三年三月に至つて國際聯盟を脱退して自立的外交に邁進することゝなつた。

然し乍らこの焦土外交も幾許もなくして再び廣田、有田、佐藤外相等の國際協調外交に逆戻りして、何とか國際協定のうちに我國の東亞安定勢力たるの立場を歐米諸國に確認せしめんとする努力が続けられた。

然し乍ら三七年七月七日の蘆溝橋事件を契機として勃發せる支那事變は最早時の廣田外相の國際協調外交では如何とも處理し難く、三八年五月には廣田退場して宇垣外相就任せるも、彼の對英關係調整工作は遺憾乍ら協調外交を一步も出ずして敗れ、その後平沼内閣における有田外相、阿部内閣における野村外相、米内内閣における有田外相等、事變勃發以來の歴代外相も、支那事變處理に關する我國政府の數次に互る聲に見られる不動の方針を踏襲したとは云へ、何等かの新しい豫想を以つて世界史の轉換期にふさはしい外交の根本的轉換を計ることが出来なかつた。

的轉換を必須たらしめるに至つた。斯くて米内内閣の瓦解の後を受け繼いだ近衛第二次内閣においては松岡外相が起用せられるに及んで名實共に我國外交國策は一八〇度の大轉換を遂げるに至つた。即ち、四〇年九月二十六日における日獨伊三國同盟成立に際して長くも大詔を演説せられて、我國の進むべき道を示させ給ふたのであつた。三國同盟成立に關するこの大詔こそ我國外交の劃期的な轉換を宣明し給ふたものとして我國、否な世界史上に銘記されるものであつた。

詔書

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速ナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提携協力ヲ議セシメ茲ニ三國同盟ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深ク擇テ所ナリ

動の國策遂行に邁進することゝなつた。斯くて松岡外相は四〇年一月には滿洲事變以來の懸案たりし日支基本條約の締結に成功して日滿支三國が一致協力して東亞新秩序の建設に突進することゝなり、越えて四一年に這入つて三月にはタイ・佛印の國境紛争の調停に成功、更に三月から四月にかけて我國外相として最初の歐旅を試みて三國同盟の責任者として獨伊首腦と直接重要懇談を遂げると同時に歸路モスコにて日ソ中立條約の締結に成功して、北方安全の保證を確保して我國の一層の南進を可能ならしめたのであつた。

然しその後における獨ソ開戦は國際情勢を激變せしめ、この機に乗じてフイリッピン、蘭印、マレー、ビルマをつらねる英・米・支・蘭の所謂A・B・C・Dの對日包圍工作が宣傳せられる等、一應我國の對外的地歩に著しく不利となるが如き感があつた。變轉極まりなき世界の情勢に善處して益々國策の遂行を活潑ならしめんがため」と稱して第二次近衛内閣が總辭職し、松岡外相の退陣並びに近衛・平沼樞軸の強化に特徴を見出し得る第三次近衛内閣の成立は斯かる世界情勢を背景としてゐたのであつた。

No. 4 駐外日本大公使 (昭和16年12月1日現在)

Table with columns: 駐劄國, 公使氏名, 駐劄國, 公使氏名, 駐劄國, 公使氏名, 駐劄國, 公使氏名. Rows include countries like USA, UK, France, etc., and names of ambassadors and envoys.

備考: 一 本表は大東亞戰爭勃發直前の我國の駐外大公使を列擧せるものであるが、\*印の諸國は戰爭勃發後外交關係の斷絶せるを示すものである。なほ重光駐英大使は賜暇歸朝中にとり戰爭勃發となり、本多大使に代つて駐英大使に親任せられた。



No. 5 駐日各国外交使節一覽 (昭和16年12月1日現在)

Table with 3 columns: 國別 (Country), 外交使節氏名 (Ambassador Name), 公館所在地 (Residence). Lists ambassadors from various countries like USA, France, UK, etc.

備考: 本表は信任状捧呈又は就任の日の順序による。なほ本表は大東亞戰爭勃發の直前の駐日外國大使・列擧せるものであるが、\*印の諸國は戰爭勃發後外交關係の斷絶せるを示すものである。

きものにあらず」とある通り、外交の擔當者の如何に拘らず我國外交の進むべき大道は既に決してゐたのであつた。斯くて日米交渉に豫期の成功を納め得ず一〇月には第三次近衛内閣挂冠して東條内閣成立し、東郷首相が外交の擔當者となるに及んでも同様であつた。一月に至つて來栖大使の米國派遣も驕慢なる米國の態度によつて空しくつた。

J 軍 備

我國の國土は世界最大の大陸たるアジアの東端に位し、且つ世界最大の海洋たる太平洋の西北端にあり、その二大陸の接觸面におけるあらゆる政治的、經濟的、社會的、文化的交錯の要點に位置してゐる。こゝに我國の自然地理的特殊性と人文地理的特殊性を見る事が出来る。即ち、朝鮮から滿洲に延びる

1 概 観

我國の大陸生命線を防衛しなければならぬと同時に、海洋方面においては南は赤道に近い我が南洋群島より北は千島北端に至る數千里に亘る大洋の守りに任じなければならぬのである。斯くて我國の國防は陸海兩方面に強大なる兵力を備へなければならず、彼の英國の如き海主陸從の軍備や、獨ソの如き陸主海從の軍備とその國防政策に於て全く性質を異にし、陸海兩方面に不偏なる軍備を充實して、以つて歐米勢力の侵入に抗してアジアの防衛に赫々たる功績を残して來たのである。而して我國建國以來の國防の大則は、國防が國家本來の最も重要な職能であるといふ見地から、政治・經濟・文化その他國家百般の職能が國家防衛のために歸一するといふ廣義の國防國家の建設といふ點にある。明治維新後我國上古の兵制が復活せられて國民皆兵となり、或は教育勸語に「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と宣うたのもこの意義を示し給うたに外ならない。

2 陸 軍

我國陸軍の歴史は明治四年四月、鹿児島、高知、山口の三藩より數大隊の兵を徵集して親兵とし、別に東京、大阪、熊本、仙臺の四鎮臺を設置したに始まる。次いで翌五年には兵制を古に復して國民皆兵の制を實施して、古い封建時代の制度を一掃して皇軍の基礎を確立し、明治六年には名古屋、廣島の二鎮臺を増設し、更に明治十七年に至つて從來の親兵を近衛師團、六鎮臺(特に東京に二ヶ師團)を夫々師團に改編して、今日の師團制度を確立した。その後日清戰爭後に六ヶ師團、日露戰爭後に六ヶ師團をそれぞれ増設、更に大正四年には朝鮮に二ヶ師團を増設、計二一ヶ師團、常備兵力二九萬といふ大陸軍國に發展した。然るに歐洲大戰後、世界的に平和主義的風潮強し、我國にも戰後の經濟的不況と共に軍備縮小の論起り、遂に宇垣陸相時代に大正一年と一四年の兩度に互り師團兵力の縮小



3 海軍

我國の近代的海軍の建設は安政四、五年の頃、徳川幕府がオランダ及びイギリスから軍艦を輸入して洋式海防に乗り出した時代に遡ることが出来る。かくて維新後、明治政府は幕府及び諸藩より艦船を收納してこゝに始めて統一ある海軍建設に着手し、爾來鋭意艦船の充實に努めた結果、日清、日露の戦勝を経て劃期的發展を遂げ、早くも世界五大海軍國の列に進んだ。更に第一次世界大戦を契機として積極的擴充政策に出で、大正九年には戦艦八隻、巡洋艦八隻を基本とせる所謂「八八艦隊」の建設案が議會を通過して、英米海軍に對抗し得る強大な海上勢力を保持せんとするに至つた。然るに大正十一年のワシントン條約により英・米・日の主力艦比率が五・五・三に定められた結果、右計畫を放棄して「六四艦隊」の編成に止めたが、この量的縮小

4 戦争の経過

(a) 陸軍 重慶側の抗戦は一五年後半に入つてすでに次第に消極的となつてゐたが、一六年におけるわが軍の作戦目標は、主として敵戦力破壊と封鎖の強化にあり、年初早々山西省西北部にあつた共産軍一六、〇〇〇を掃蕩し、「陸水作戦」においては敵第九戰區司令薛岳部下の四川、雲南軍二〇、〇〇〇を湖南省東北において包圍撃破し、「豫南作戦」においては一月下旬より二月月上旬にかけて、敵中央軍の精銳湯恩伯軍一〇萬と共産軍新四軍との相剋に乘じ、これを奇襲攻撃して郟城、項城兩區に三個軍を潰滅せしめた。ついで二月中旬より三月上旬に互る「蘇北作戦」においては韓德勤軍五〇、〇〇〇を掃蕩、また安徽省東部においては三月上旬より「淮南作戦」を遂行し、共産軍討伐のため進入して來

並びに四ヶ師團の廢止が斷行せられた結果、常備兵力は一七ヶ師團、二三萬に減少するに至つた。然しその後幾許もなくして支那の排日運動は次第に破局的發展を爲しつつ遂に昭和六年の滿洲事變の勃發するに及んで、我國の内外情勢は一變して、軍部は日本政治の推進力として軍備の充實強化を計つて來たが更に昭和十二年の支那事變の勃發は更にこの傾向に拍車をかけ、上下一致して高度國防國家の確立に邁進し、遂に昭和十六年二月の大東亞戰爭勃發と共に米英打倒の新事態に即應すべく、名實共に國防體制の確立と軍備充實に努めつゝある現在である。

は反つて質的向上を促すこととなり、猛烈なる訓練と科學力の鍊磨とにより我國海軍力の内容は反つて充實されることとなつた。更に昭和五年のロンドン軍縮會議の結果、ワシントン會議の比率主義は補助艦にまで擴大せられたが、翌六年の滿洲事變の勃發を契機とせる國際情勢の激變に對處して我國海軍は條約に拘束され乍らもよく隱忍自重して着々その實力を充實すると共に、昭和九年に至つてワシントン條約の滿期と共にその廢棄を斷行自主的海軍計畫に邁進し、無條約下に獨自の海軍國防體制の確立を圖り、遂に大東亞戰爭勃發後における輝かしい戰果を獲得した基礎を築いて來たのであつた。

た重慶側軍隊三萬を撃破した。さらに江西省中部第九戰區にあつて總反撃を準備中の敵第七四軍を基幹とする約七萬に對し、三月中旬より四月上旬にかけて「錦江作戦」を行ひ、これを粉碎し、三月下旬、大湖西方における作戦において、江蘇、安徽、浙江省中間にあつて反撃準備中の第三戰區敵軍五萬を撃破した。このほか北支においては、山西省北部の共産軍に對して年初より攻撃を加へて撃滅しまた山西省南部の「晋南作戦」では同方面の敵中央軍に攻撃を加へた。その他援蔣ルート封鎖作戦たる「香韻ルート遮断作戦」、「雷州ルート遮断作戦」、「粵東作戦」、「浙東作戦」、「福建作戦」、「高江作戦」等により引續き敵の重要輸入ルートを占領し、多大の戰果を收めた。なほ一六年度において特に注目すべきは次の諸作戦である。

長以上戦死六、師長、團長の戦死、捕虜、歸順等七九に上り集團的戰果次の通り。

- 遺屍……………約五〇、〇〇〇
俘虜……………三〇、〇〇〇
虜獲銃砲……………一五、〇〇〇

【長沙作戦、北江作戦、鄱州作戦】長沙附近に於ける所謂第九戰區の數箇軍の敵に對しては、其の戦力を撃破し、抗戰組織を破壊せんが爲に、中支軍は隱密裡に逐次準備を進めて居たが、九月一八日作戦を開始し、疾風迅雷三〇〇軒に互る峻険を利用する數線の敵陣地帯を突破して敵を寸斷し、或は包圍して敵の大兵團を潰滅し又は甚大なる損害を與へつつ長驅して二七日には長沙に、二八日には株州に進出した。この約一〇日間互る作戦は山岳峻険地域に於ける數線の陣地帯を迅速に突破し、當面の敵および更に他より増援せる敵を併せ痛撃すると共に、その抗戰根據地をも悉く覆滅して完全に其目的を達成したので、軍は一〇月一日より反轉して原態勢に復した。この長沙作戦に呼應し廣東北方地區に於て南支軍は同地附近の敵を痛撃した。また北支軍の一部は一〇月二日拂曉と共に新舊黃河分流點附近より黃河を渡河し、同四日には早くも鄭州を占領し、附近の敵を撃滅し一〇月末原態勢に復した。本作戦も中支軍の長沙作戦に策應せるものである。

【沁河作戦】山西省南部の敵正規軍約二〇萬が中原作戦に於て完全に殲滅せられた經緯は嚮に述べた所であるが、其後沁河河畔に共産軍および敵第九八軍が潛入し來つたので、北支軍は神速且つ果敢なる行動に依り九月二

二日には先づ共産軍を、次で二七、八兩日には第九八軍を完全に包圍して敵軍長以下を捕虜とし、敵を完全に殲滅し中原作戦の戰果を更に擴大した。

(b) 海軍 陸軍との密接な協力のもとに勇戦しつゝある海軍の作戦は(一)揚子江作戦(二)沿岸封鎖作戦、(三)航空作戦の三者に大別される。

【揚子江作戦】揚子江方面の作戦は河口から約八〇〇哩に及ぶ揚子江上、および之に連接する水路の安全確保を主とするものであつて、所要水域の機雷其の他の障礙物を排除清掃するは勿論、附近に蠢動する敵兵に對し、屢々水上艦艇、陸隊および航空部隊等を以て積極作戦を實施し其の撃破に努めて居る。其の主なるものとしては、九月中旬、陸軍部隊と協同して湖南作戦を實施し、航空作戦、水路啓開、陸軍部隊嚮導および陸隊を以てする營田其の他要地の攻略等に任じ、多大の戰果を擧げた。江上部隊の作戦は極めて地味な上に、機雷處分の如く大なる困難と危険とを伴ふ作業が多いのであるが、中部支那の大動脈たる揚子江の交通の安全を確保し、作戦部隊の後方補給路を維持する重要な任務である。

【沿岸封鎖作戦】沿岸封鎖作戦は全支二、八〇〇哩の海岸線に互り、敵船舶の海上交通を遮断し、また之に關聯する沿岸諸作戦に任ずるものであつて、終始嚴密に海上に監視に當るのみならず、敵性物資出入の基地、其の他重要な地點を積極的攻撃し、専ら封鎖の強化に努力して居る。即ち三月初旬には陸

軍と協同して廣東省沿岸數ヶ所の要地を急襲し、四月には同標福州攻略作戦ならびに浙江省沿岸の鎮海、寧波その他數ヶ所に互る要地の奇襲上陸を行ひ、何れも敵の據點を覆滅して大なる戰果を收めた。一六年において此の種上陸作戦を行つた地點は大小合せて二六箇所多きに及んで居り、斯くして沿岸封鎖の完璧を期して居る。

【航空作戦】航空部隊の作戦は殆んど支那全土を覆ふて不斷に行はれて居るが、其の主なるものはビルマ公路その他の西南輸送路及び要地に對する攻撃、重慶方面奥地中樞に對する攻撃、および蘭州、西安、等西北方面要地に對する攻撃であつて何れも多大の困難を冒し頻繁に反覆實施して居る。特に重慶方面に對しては五月以降屢々攻撃を加へて居るが、中にも八月中旬の如きは大兵力を以て一週間の中に晝夜連續四回の猛爆を加へ、敵の軍事施設其の他中樞機關を完膚なき迄に爆破した。

(c) 綜合戰果 大本營陸軍報道部昭和十六年七月五日發表によれば、昭和十二年七月事變勃發以來、一六年六月に至る陸軍綜合戰果は、別表のごとく敵兵力の損傷三八〇萬(五四〇師)に上り、虜獲品は現在重慶側唯一の機械化部隊たる第五軍杜聿明軍の約四倍に上り、重要兵器、資材の大部分を喪はしめたこととなる。また同日大本營海軍部發表によれば、事變當初よりの海軍在支部隊戰果は、全支沿岸二、八五〇海里、揚子江八〇〇海里にわたる敵船舶の航行遮断、支那沿岸主要地二〇ヶ所の占領、敵機雷處分六、一五一、撃破飛



No. 6 陸軍綜合戦果  
(昭和12年7月—16年6月)

I 敵兵力の損傷 (a) 總損 遺 屍	人	3,800,000
		2,015,000
II 鹵獲品 各種兵器 戰車、装甲車、自動車 機關車、客車、貨車 船 艇	7	482,257
		1,475
		2,449
		410
III 航空部隊戰果 敵機墜破數		1,977

備考一 大本營陸軍部昭和16年7月5日發表、(a) 死傷、逃亡捕虜、投降總數。

行機二、〇四九、奥地爆撃一五七回に及んでゐる。(なほ大東亞戰爭に關しては序篇参照のこと)。

J 政治の動勢

1 概 観

昭和十四年から一五年にかけての我國の國內政治情勢は我國をめぐる急迫せる國際情勢にも拘らず、平沼内閣(一四年一月成立)、阿部内閣(一四年八月成立)、米内内閣(一五年一月成立)のいづれも重大なる非常時局を擔當すべし、戰時内閣として政治力を結集し得ずして短命に終り、一五年七月に至つて再度近衛公を内閣首班として重大時局を擔當せしめるに至つた。斯くて成立せる第二次近衛内閣は外には三國同盟を締結し従來兇明確を缺

いた我が對外方向を決定し、内には大政翼賛會を結成して、無政黨時代における新しき政治體制の樹立を企圖すると共に大本營連絡會を並びに政府統帥部連絡懇談會を活用して政戰兩略の一致に努め、以つて強靱なる政治力の下に高度國防國家體制の確立に邁進したのである。  
然し乍ら政局は經濟新體制問題並びに大政翼賛會問題に關連して舊態依然たる現狀維持陣營の策動に遭つて必ずしも安定せず、近衛首相の企圖せる所期の目的を裏切るところ擧ぐなかつた。こゝにおいて近衛首相は陸海軍一致の内閣絕對支持に鞭撻せられて、政局の安定を期して内閣強化に乗り出すこととなり、一二月に這入つて先づ第一に内閣制度を改善し、無任所國務大臣制度を正式に採用した。斯くてその最初の無任所國務大臣として平沼元首相を入閣せしめると同時に、更に内閣を改造して安井内相、風見法相を退陣せしめて平沼國務相を内相に、柳川中將を法相に起用するの對策を取つた。  
斯かる内閣改造は種々の政治的意義を持つとして、一應は内閣補強に役立つたと同時に、再度嘗つての平沼内閣當時におけるが如き近衛平沼樞軸を復活せしめたことは事實であつて、第二次近衛内閣の性格を明示せるものとして意義があつた。斯くて昭和一三年の政治情勢は第二次近衛内閣の成立を以つて世界の新秩序目指して確乎不拔の軌道に乗つたが如く思はれたが、早くも年末にはあつたかもその逆を行くかの如き傾向を示すに至つた。斯かる不明確な情勢は昭和一六年に這入つて

も變らず、遂に、松岡外相等退場せしめられ近衛第三次内閣の成立によつて益々甚しく、一〇月東條内閣の成立によつても根本的に改められることなく、二歩前進一步後退の政情が大東亞戰爭勃發の日まで續けられて行つたと見ることが出来るであらう。以下昭和一六年における我國の内外政治上における重要問題を簡單に列記すれば次の如くである。

2 第七六議會

我國議會史始まつて以來の無政黨時代における最初の第七六議會は昭和一五年一月二四日召集、一六年一月二二日再開せられた。前回の第七五議會閉會後の一年間にあつては國內においては米内内閣の退場と共に第二次近衛内閣の下に行はれた新體制運動は著しい進捗を示し、國外においては日獨伊三國同盟の締結後における國際情勢は益々緊迫し、我國の高度國防國家の確立は焦眉の急務であつた。斯くて未曾有の國難に對處すべき第七六議會は無黨無派の下に戰時議會にふさはしく開會せられたのであつた。

これより先々衆議院にあつては第七六議會召集に先立つて、政黨解消後の議會の運営を引續かせるため、大政翼賛會議會局とは別個に衆議院自體として全議員を一九とせる俱樂部を結成することとなり、一月二〇日翼賛會議會局衆議院部の肝煎りによつて尾崎行雄ほか六名を除く全議員を發起人として議員俱樂部の設立を見た。斯くて一月二二日の再開議會は、型の如く、先づ貴族院における近衛首相の一般施政方針演説によつて開幕せ

られ、政府は兩院において秘密會を以つて最近の國際情勢に對處すべき政府の方針に詳細なる説明を試みて兩院の積極的協力を要請した。その結果、衆議院では例年議會再開の勞頭華々しく展開する國務大臣の施政方針に對する質問は一切取止め、これに代つて「戰時體制強化に關する決議案」を満場一致可決して、戰時翼賛會にふさはしいスタートをした。  
斯かる衆議院の協力態度に對して政府も議會を戰時議會として能率的に運用するため、眞に緊急止むを得ざる法案を提出すると同時に、國際情勢の緊迫に鑑み、議員の任期一ヶ年延長に關する法律案を提出した。斯くて政府と、衆議院との協力の下に、議事は著しい進捗を見、六八億に上る大なる一六年度通常豫算案の如きも審議僅かに一〇日といふ法定期間二二日間の半ばにも達せぬ超スピード振りを發揮した。貴族院もこれに呼應して審議を促進した。斯くて第七六議會に翼賛會豫算に對する衆議院の一部における強硬なる反對、並びに刑法改正案を繞る兩院協議會等若干の波瀾があつたが、兩院の審議は未曾有の速度を以つて進行せられ、總額一八八億に上る豫算及び國防保安法以下八七件に上る政府提出法律案は三月一日の兩院本會議を以つて全部議了し、殘餘の會期は自然休會となつた。斯くの如きことは全く前例のないことで官民一致非常時局突破の決意を中外に闡明せるものとして、戰時翼賛會にふさはしいことであつた。なほ第七六議會は以上の如く前例のない歴史を残して三月二六日の閉院式を

以つて幕を閉じた。

3 翼賛會の改組

第七六議會を通じて大政翼賛會問題は最も波瀾を生じ、他の問題に對しては、翼賛會として一意政府に協力したが、この問題に關しては極めて峻嚴なる態度を以つて政府と著しく對立し、一時翼賛會豫算(翼賛會本部の提出せる三千五百萬の豫算を議會の險惡なる情勢に鑑みて大削減して八百萬圓の追加豫算として提出)の通過に極めて困難なる情勢を呈した。斯かる險惡なる空氣に對して政府は二月二二日の豫算總會で、病氣引籠中の首相に代つて平沼内相が政府の意のあるところを辯明これ努め、議會終了後における翼賛會の改組を言明するに至つて同日の本會議で可決されたが、川崎一派の如きは最後まで翼賛會の精動的改組を主張して反對し續けた程であつた。

斯くて大政翼賛會の根本的改組は最早不可避の情勢となつたので、議會の自然休會となるや政府は着々各方面と折衝を繰り返してその具體策の作成に努力し、各方面の意向を纏めて三月二五日にはほゞ改組試案を作成し、二六日には改組断行のため人事關係を白紙に還元する必要上、有馬事務局長以下本部全役員の辭表が提出せられた。斯くて四月二日に至つて大體次の如き改組案の全貌が發表せられた。

- (一) 總裁及び顧問は従前と同様。
- (二) 新たに副總裁一人を設けて總裁の輔佐として運営の衝に當らしむ。

(三) 副總裁の下に事務機關及び審議機關を併置す。

(四) 事務機關としては、(イ) 首席に事務總長一人を置き、その下に總務局、組織局、東亞局、及び中央訓練所を置く、局には局長、所には所長を置く。(ロ) 總務局は庶務、人事、會計等の官房的性質事項を擔當す。(ハ) 組織局は地方組織、文化組織及び經濟組織等の國民組織の確立及び運用並びに宣傳一般に關する事項を擔當す。(ニ) 東亞局は東亞問題關係事項(特に興亞諸團體の連絡に關する事)を擔當す。(ホ) 中央訓練所は構成員の錬成に關する事項を擔當す。(ヘ) 事務總長の直屬として參與を置く。

(五) 審議機關としては調査委員會を置き重要案件の調査審議に當らしむ。各調査委員會に委員及び幹事を置く。各調査委員會の實際の運営に當りては常時事務總長と緊密な連絡を取り、事務機關に各調査委員會の幹事的役割を爲すものとす。

(六) 中央協力會議は存置す。以上の如き大政翼賛會の改組に伴ふ首脳部人事は急速なる銓衡を見て、四月一二日には陣營を新たに改組再出發することとなつた。改組後首脳部は次の如し。

- 總裁 公爵 近衛 文麿(任)
- 副總裁 陸軍中將 柳川 平助(法相の兼任)
- 事務總長 石渡莊太郎(前 藏 相)
- 總務局長 熊谷憲一(厚生省社會局長)
- 組織局長 挾間 茂(前内務次官)
- 東亞局長 永井柳太郎(前拓相兼選相)



中央訓練所長 海軍中將 八角 三郎 (兼議院議員)  
中央協力會議議長 海軍大將 末次信正 (留任)

斯くて大政翼賛會は右大改組によつてその基礎を著しく強化され、その活動も次第に軌道にのつて来た。地方支部においては各々地方協力會議を開催して中央協力會議の開催をめざして下情の上通を圖ると同時に、本部においても先づ東亞局が當面急務となつてゐた各與亞團體の全面的統合に乗り出すと共に、各局においても漸次各種の翼賛運動を展開するに至り、中央訓練所も五月一日に至つてその鍊成要綱を發表し、八角所長を中心に「みそぎ」による國民鍊成の實踐を開始した。而して改組後の翼賛運動運営に大きな力を持つこととなつた調査委員會は、その組織、委員の人選も進み、民間一四四名、衆議院八六名、貴族院三〇名の調査委員を任命すると同時に、五月二十七日の閣議で翼賛會の調査審議項目として一三項目が決定され、調査委員會でこれを一〇の委員會に分けて審議を開始することとなつた。

4 松岡外相の渡歐

これより先き近衛第二次内閣において日獨伊三國同盟の締結、汪政權に對する日華國交調整基本條約の調印、更に秦・佛印紛争の調停等、我國の東亞新秩序を目指す自主的外交の推進力であつた松岡外相は第七六議會の自然休會後、三月一日には秦・佛印の調停成立調印式を終ると同時に、翌二日渡歐の壯

途に上つた。松岡外相の訪歐に就いて一日外務省は「松岡外相は三國條約成立に關し獨伊兩國の首腦者等と親しく慶賀の意を交換し且つ會談を遂ぐるため近く兩國を訪問する豫定である」と發表した。斯くて松岡外相は二日東京出發、シベリア經由で渡歐の途に上つたが、我國外相の渡歐は最初のことであり、松岡外相は先づモスコウに喚起した。斯くてベルリン、ローマを訪問、ヒトラー獨總統ムッソリーニ伊首相と會見して三國同盟に基く新情勢對處策につき意見を交換、再び歸途モスコウでスターリンと會見、遂にモスコウ出發を延期して四月一日日ソ中立條約を締結するに成功し、一日モスコウ出發、四月二日立川飛行場に出發以來四二日振りで凱奏と歸着した。同條約は兩國が將來新たなる他の第三國と戰爭を開始した場合、他の一方は嚴に中立を守るべきことを確約したもので日本が將來南方への進出を餘儀なくせられた場合、北邊の安全を保證し得たといふ點において内外情勢に影響を與へたところ動くなかつた。

5 内閣改造

昭和十五年末における第二次近衛内閣における近衛・平沼樞軸の復活は、第七六議會終了後における住友財閥の總帥小倉正恒の無任所大臣就任、小林商相、星野企畫院總裁の退場と、豊田海軍中將、鈴木陸軍中將の入閣となつて、更に一段と強化せられて行つた。他方には松岡外相の活潑なる活躍が行はれたに

も拘らず、改組の後翼賛會首腦部の顔觸れ、或は新入閣各大臣も、ことの善悪は別として第二次近衛内閣の政治的性格を明瞭に示せるものとして注目せられた。  
なほ四月二日親任せられた小倉無任所相を職時經濟政策の決定並びに運営に關する最高責任者たらしめ、同時に國防國家體制の基礎たるべき生産擴充を第一目標に高度重點主義の戰時經濟統制を適正強化するためには、商相としては海軍次官豊田中將が、國務大臣兼企畫院總裁に與亞院總務長官心得鈴木中將が起用され、同月四日親任式を舉行せられた。斯くて第二次近衛内閣は前年の九月及び十二月とこの四月との改組によつて次の如く出發當時と可成りの著しい顏觸れの變更を見た。なほ六月にはかねて病氣のため靜養を希望してゐた石黒農相に代つて、井野農林次官の昇格と決定して六月一日親任式が行はれた。以上の諸改組後における第二次近衛内閣の顔觸れは次の如し。  
内閣總理大臣 公爵 近衛 文磨  
外務大臣 男爵 松岡 洋右  
内務大臣 男爵 平沼 騏一郎 (一五・一一・二二就任)  
大藏大臣 陸軍中將 河田 烈  
陸軍大臣 陸軍中將 東條 英機  
海軍大臣 海軍大將 及川 古志郎 (一五・九・五就任)  
司法大臣 陸軍中將 柳川 平助 (一五・一一・二二就任)  
文部大臣 橋田 邦彦  
農林大臣 井野 碩哉

商工大臣 (一六・六・一一就任) 豊田貞次郎  
逓信大臣 (一六・四・四就任) 村田 省藏  
鐵道大臣 (一五・九・二八就任) 小川郷太郎  
拓務大臣 (一五・九・二八就任) 秋田 清  
厚生大臣 (一五・九・二八就任) 金光 庸夫  
國務大臣 (一五・九・二八就任) 小倉 正恒  
國務大臣兼企畫院總裁 陸軍中將 鈴木貞一 (一六・四・二就任)  
情報局總裁 伊藤 達史  
内閣書記官長 富田 健治  
法制局長官 村瀬 直養

6 大日本與亞同盟の誕生

大東亞新秩序建設を目標とせる各種の團體の統合に就いては、かねてより與亞院を中心として具體的方針が研究せられて居りそれに基づいて既に一月四日の閣議において「大東亞新秩序建設を目標とする行動は、昭和十五年一月三日の日滿共同宣言にて闡明せる趣旨によるべきもので、肇國の精神に反し皇國の主權を侮罵ならしむる懼れあるが如き國家聯合論は許されぬ。帝國內における大東亞新秩序建設に關する思想運動は大政翼賛會をしてこれに當らしむる」といふ政府の與亞團體統合の方針が明確にされてきた。この方針に基づいて與亞團體の統合は大政翼賛會

東亞局を中心として具化せられる筈であつたが、なか／＼その進捗を見ずこれがため四月の翼賛會改組を機会に永井前拓相を東亞局長に起用、東亞局を擴充強化してその獨に當らしめることとなつた。斯くて東亞局の作成せる大日本與亞同盟の組織及び綱領要綱が六月一日の閣議によつて決定され、今後與亞運動は「大日本與亞同盟」の統制の下に展開せられることとなつた。閣議決定要綱は次の如し。  
政府は大政翼賛會の企圖してゐる與亞運動の強化統一の妨げとなるやうな所爲はこれを排除し、以つて活潑なる發展を期待するものである。  
(一) 皇國內における與亞運動は一月四日閣議決定の趣旨に基き與亞諸團體及び與亞有識者を以つて大日本與亞同盟を結成し強力を展開するものとす  
本同盟に加盟せるものは過去に泥ます個々の立場に囚はれず本同盟の綱領に歸し與亞運動に關する限り本同盟の統制に服するものとす  
(二) 前項以外の團體にして與亞運動に特殊の關係あるものに對しては別にこれが對策を講ずるものとす  
(三) 皇國外の地域における與亞運動について別にこれを研究するものとす  
右同盟組織の方針の下に翼賛會の傘下に統合される與亞團體は(一)政治、思想啓蒙運動をなす團體、(二)與亞に關係ある事業團體、(三)同じく與亞に關係ある學術研究團體の三種で、與亞運動に統一性と組織性とを與へる

7 第一回中央協力會議

大政翼賛會は四月の改組を以つて陣容を再編成して活潑に動き出し、改組後における翼賛運動の眞意を徹底せしめ、且つ二月以來開催せられて來た各地の地方協力會議に集められた地方の下情を上達するための中央協力會議開催の準備を着々進めて來たが、漸く六月一日から二〇日の五日間に互つて第一回の中央協力會議が東京の本部に開催せられるに至つた。  
斯くて第一回中央協力會議は前回の臨時中央協力會議に比して各界代表を五四名増して著しく陣容を整備することが出來た。即ち、各界代表一〇六名、道府縣並びに六大都市代表一〇六名、合計二二二名出席し、提出議案の總件數二二二件のうち、思想、文化、教育



婦人問題等に關する議案も増加されて、著しく光彩を加へた。而して議案の中心は前年の臨時協力會議の時と違つて、翼賛運動の理念や政治性と云つた抽象論よりも、經濟新體制食糧増産、生産擴充、國民組織乃至國民生活等に關する極めて具體的な問題が取り上げられたことは、翼賛運動の著しい進歩を物語るものでなければならなかつた。議題二二一件に及び斯くて中央協力會議で統裁採擇された議題はすべて運営委員會に移し、同委員會で再検討の上、翼賛會で實現し得るものは直ちに實現に着手し、政府の施設に關するものは政府にその善處方を要望し、重大問題で研究を要するものは調査委員會に附議することとなり、以つて會議の成果を遺憾ならしめることとなつた。

8 第三次近衛内閣の成立

第二次近衛内閣は昭和十五年七月成立以來外に對しては日獨伊三國同盟を以て東亞新秩序建設の自立的外交に邁進し、内では高度國防國家建設を目指しての國內各界の新體制確立運動を積極的に展開し來つたが、内外政策ともに所期の目的と齟齬を來せるところ少なからず、政局は必ずしも安定でなく、而も數次に互る内閣改造も却つて閣内における暗流を激化するが如きところ擲くなかつた。斯かる政情のうちに六月二二日に至つて突如として獨ソ開戦となり、この變轉極まりない情勢は我國に對しても可成り重大な影響を及ぼすことを避けてなかつた。勿論これに對應する帝國の態度は毅然として微動だもする筈は

なく、政府は政府大本營連絡懇談會を開催して歐洲新情勢對處の方針を決定すると同時に七月二日の御前會議において最高國策の最後の決定を見たのであつた。

にも拘らず七月一六日に至つて近衛第二次内閣は突如として總辭職を執行した。その理由の後述の如く、政府にすれば、緊迫せる世界情勢に善處して國內態勢の急遽なる整備強化が必要であるが、内閣の構成も亦これに伴つて一大刷新を加へなければならぬといふのであつたが、その結果第三次近衛内閣において松岡外相が退場し、平沼、柳川兩國務相のほか豊田外相、小倉藏相、左近司商相といふ顔觸れを見れば、この第三次近衛内閣の性質も第二次内閣の成立後における數次の改造に現はれた方向の最後の仕上げをなしたに過ぎぬと見られるであらう。一六日午後一時政府發表の總辭職理由は次の如し。

現内閣は昨夏大命を拜して以來閣内一致内外諸般の施策に最善の努力を致し來つたのであるが、變轉極まりなき世界の情勢に善處して益々國策の遂行を活潑ならしめんがためには先づ國內體制の急速なる整備強化を必要とし、従つて内閣の構成もまた一大刷新を加ふるの要あることを痛感し、閣内閣總理大臣は本日臨時閣議において閣僚の辭表を取纏め午後九時葉山御用邸に伺候してこれを御前に捧呈した。陛下よりは何分の沙汰あるまで國務を見よとの優詔を賜つたので近衛内閣總理大臣は恐懼して御前を退下し待機中の各閣僚に報

告した。

後繼内閣の首班につき御下問を拜した木戸内相は何分元老西園寺公麿去後初めての政變であり、殊に時局多難の折柄後繼内閣首班候補者の奉薦は一層重大なりとして慎重熟慮の後、遂に一七日午後一時宮中に重臣會議を開催、前首相たる若槻禮次郎男、廣田弘毅、岡田啓介大將、林銑十郎大將、米内光政大將、阿部信行大將並びに原樞密院議長の集議を求め、重要協議を重ねた結果、時局擔當の最適當者としては近衛公を措いては他になしとの結論に達したので、木戸内相は、畏くも葉山御用邸より宮中に還幸あらせられた天皇陛下に拜謁仰付けられ、後繼内閣首班に關して奉答申し上げた。

斯くて近衛首相は即日宮中に御召しを受け後繼内閣組織の大命を拜した。こゝにおいて三度組閣の大命を拜した近衛公は宮中より退出の歸途、平沼男私邸を訪問して今後組閣につき要談を遂げ、翌一八日次の顔觸れにて第三次近衛内閣の成立を見た。

- 内閣總理大臣兼司法大臣 公辭 近衛 文麿(留 任)
外務大臣兼拓務大臣 海軍大將 豊田貞次郎 (前商工大臣)
内務大臣 田邊 治通(元 遞相)
大藏大臣 小倉 正恒(前國務相)
陸軍大臣 陸軍中將 東條 英機(留 任)
海軍大臣 海軍大將 及川古志郎(留 任)
文部大臣 橋田 邦彦(留 任)
農林大臣 井野 碩哉(留 任)

- 商工大臣 海軍中將 左近司政三 (前北樺太石油社長)
選信大臣兼鐵道大臣 村田省藏(留 任)
厚生大臣 陸軍軍醫中將 小泉 親彦

- 國務大臣 男爵 平沼騏一郎(前内相)
國務大臣 陸軍中將 柳川 平助(前法相)
國務大臣兼企畫院總裁 陸軍中將 鈴木 貞一(留 任)
情報局總裁 伊藤 述史(留 任)
内閣書記官長 富田 錦治(留 任)
法制局長官 村瀬 直養(留 任)

以上の如く第三次近衛内閣は松岡の退陣並びに近衛・平沼樞軸の強化といふ點に著しい特徴を見出し得るが、舊政黨出身の三閣僚が退陣し、これに代つて閣員の半數が軍人によつて占められたことも注目し得る。そして親任式終了後、近衛首相より三度大命を拜して新たな構成を以つて内閣を強化するに至つた事情を述べ、身命を擲つてこの重大時局下における國政擔當の重責を果す覚悟であると思ふ決心を吐露し、いかなる事變の激變に對しても信念を以つて邁進すべしと不動の方針を述べ、全閣僚の強き協力を求めたに對し、東條陸相より陸海軍を代表して次の如き重大申込みを行つて、閣議の全面的承認を求めたことは、兎角の噂のあつた第三次近衛内閣の使命に對して、明確なる刻印を押し込んだとして注目される。即ち、第三次近衛内閣の初閣議に對する「陸海軍大臣の共同要請」は次の通りである。

いは既に聖断を仰ぎたる所にして内閣更迭すといへども右國策は微動だもすべきにあらず、就いては政府全機關一致して所謂戰時内閣の本領を發揮し以つて戰時體制の飛躍的鞏化を促進し政戰一體の實を擧げるやう協力煩はしたし

9 東條内閣の成立

その後所謂 A・B・C・D 陣營の對日包圍工作の進展と共に我國内外政治は未曾有の難局に達し、これに對して第三次近衛内閣は不動の國策に基いて國難突破に絶えざる努力を續けて來たが、八月二八日における近衛首相よりのルーズヴェルト大統領宛のメッセージ發表後における對米交渉も豫期した成果を擧げ得ず、對米交渉の益々困難なるに加へて、國內においてもこれ迄中央協力會議議長として近衛内閣に協力して來た末次大將も遂に九月一日辭表を提出する等、第三次近衛内閣に取つて、未曾有の國難突破は次第に困難となるに至つた。斯くて一〇月一六日に至つて「國策遂行の方途に關し遂に意見の一致を見ること能はざるに立ち至つた」の理由として、全閣僚の辭表を閣下に奉呈し、七月一八日成立以來三ヶ月の短命にてこゝに第三次近衛内閣は桂冠退陣するに至つた。即日後繼内閣首班に關して御下問を拜した木戸内相は翌一七日に重臣會議を宮中に開催

原樞密院議長のほか、若槻禮次郎男、清浦奎吾伯、岡田啓介大將、廣田弘毅、林銑十郎大將、米内光政大將、阿部信行大將等の元首相が參集、慎重協議を遂げた結果に基いて、直ちに木戸内府は、天皇陛下に拜謁仰付けられ後繼内閣首班として東條陸相を奏薦奉答した。

- 内閣總理大臣兼内務大臣兼陸軍大臣 陸軍中將 東條 英機(前陸相)
外務大臣兼拓務大臣 東郷 茂徳(元駐ソ大使)
大藏大臣 賀屋 興宣 (前華北開發社長)
海軍大臣 海軍大將 嶋田繁太郎 (前横濱長官)
司法大臣 岩村 通世(留 任)
文部大臣 橋田 邦彦(留 任)
農林大臣 井野 碩哉(留 任)
商工大臣 岸 信介 (元商工次官)
選信大臣兼鐵道大臣 海軍中將 寺島 健(前浦賀ドック社長)
厚生大臣 陸軍軍醫中將 小泉 親彦(留 任)
國務大臣兼企畫院總裁 陸軍中將 鈴木 貞一(留 任)
情報局總裁 谷 正之(元外務次官)



内閣書記官長 星野 直樹(元企画院總裁)
法制局長官 森山 銳一(前法制局參事官)
斯くて成立せる東條内閣は一八日初閣議散
會後左の如き政府聲明を發表した。

支那事變を完遂し大東亞共榮圈を確立して
世界平和に寄與するは帝國不動の國是なり
今や未曾有の重大時局に臨む、政府は外愈
々盟邦との交誼を厚うし、内益々國防國家
體制を完備し、御稜威の下舉國一體聖業の
達成に邁進せんことを期す
なほ東條首相は親任式に際して特に「現役
に列せしむ」との有難き優誼を拜して居り、
現役大將(同日中將より大將に昇級)を首班
として東條内閣はまことに戦時内閣にふさは
しいスタートをしたのであつた。然、閣員の
顔觸れを見て、舊態依然として何等の新味も
なかつたが、新進氣鋭の東條首相の活躍が大
いに期待せられた。就中、大政翼賛會副 裁
後任として北支新社會副會長安藤紀一郎中將
を起用したことは未曾有の時局下にあつて大
政翼賛運動が徒らに理念乃至は構成に力を注
いで、強力な實踐力に缺けてゐた時として、現
地の新社會運動に經驗のある安藤中將を起用
せることは最初の東條人事として多大の感
を以つて迎へられた。殊に安藤中將はその就
任にあつて首相の國務大臣奏請を辭退し、
自ら事務總長を兼任して翼賛運動の實踐に突
進したことは將來の翼賛運動の展開を示すも
のとして期待せられた。

信を披瀝して國民の理解を求め軍事追加豫算
及び増稅案の承認を求めたと同時に、一月
五日には野村大使を援助するため來栖大使を
空路米國に急派して、米國に對する帝國の最
後の態度を説明して、對米交渉における最後
の駄目を押すの對策に出た。

10 大東亞戰爭の勃發

一二月八日米英聯軍の宣戰の大詔は下り、
我國の歴史、否、世界の歴史に永遠に銘記せ
らるべき大東亞戰爭はこゝに遂に勃發した。
昭和二年七月の支那事變勃發以來四ヶ年半
に亘る國を擧げての戦時下に第一次近衛、平
沼、阿部、米内、第二次近衛、第三次近衛、
東條と頻々たる内閣の更迭を見ることは始ん
ど内外にその例を見ざる程であり、戦時下
においてやゝもすれば明確なる進路を見失はん
として來た不透明な政情も大東亞戰爭に於け
る赫赫たる戰果を以て始めて暗雲を一掃して
名實共に舉國一致、内治に外交に英米打倒必
勝の決戰態勢は着々整備せられたのである。
即ち外においては一日には三國樞軸の盟約
益々固く對米英共同戰遂行、世界新秩序建設
協力に關する協定が成立し、二日には日・
佛印内に軍事協定が結ばれ、二日には日・
泰攻守同盟も調印となり、東亞の、乃至世界
の新秩序は我が陸海軍の戰果の擴大と共に一
歩々その礎石が築かれて行つた。内におい
ても、通常議會を前にして急遽召集せられた
一六、一七兩日の第七八臨時議會においても
政府ないびに軍當局の毅然たる決意が表明せ
られて、同時に總額二八億圓といふ軍事追加

IV 經濟 論

A 總 論

1 經濟 史

わが國は元來國土狹小にして近代産業發展
に不可欠な天然資源、特に礦物資源に恵まれ
ない國である。石油資源極めて乏しく、鐵礦
資源も貧弱であるし、石炭も良質炭は豊富で
ない。しかも土地は狹隘にして山地多く、農
業の發展は農園としての國民的自負にもか
ゝはらず、やはり不利な條件に置かれてゐる
もろろ他方では水力電氣の如く、世界第三
位の利用水力量を有する良好なる條件もある
し、また東洋におけるその地理的條件は獨歩
の地位にあるが、一般にわが國の自然的條件
がその生産的發展に對し不利なる點の多いこ
とは争へない。にもかゝはらずわが國は僅々
五〇年間において未曾有の經濟的發展を遂げ
アジアに對する歐米諸列強の進出を反撥して
殆んど唯一の近代的強國に成長した。このわ
が國の近代的發展、これを經濟的に見れば國
民經濟的發展の原因は、何處に求めらるべき
か。第一には、一般的にわが國は、遅れ一發
展したわけに先進資本主義國の長を取り、そ
の生産技術、經營方法等經濟發展のキイ・ポ
イントを最も迅速に移植し得たことである。
第二には、明治維新以來歴代の政府が、先頭
に立つて、鋭意近代的産業の保護助長政策を
採り、官民一致して、國民經濟的發展を圖つ
たことである。そして、第三は、わが國の國
民が比較的低い生活水準に甘んじて生産的勞

働に従事し、しかも頗る高い能率を發揮し得
たことであらう。そも、わが國の明治元年
は、一八六八年に當り、西歐資本主義は、こ
の時すでに爛熟期に入つてゐた。すでに徳川
時代に國民經濟的發展の素因の熟しつゝあつ
たわが國經濟がその發達せる技術、生産方法
金融組織等々を移植することによつて、先進
諸國の迂餘曲節を経たる發展の過程に比し、
如何に急速にかつ合理的に發展し得たかは、
多く説明するまでもあるまい。しかも、わが
國の國民經濟は當初から一般に、政府とわが
主義的の民間資本家との衝突といふが如きこ
とは殆んどなかつた。反對に、政府は、最先
端に立つて、國民經濟の育成發展、努め、こ
れを保護助長することをもつて、最大の經濟
政策とした。明治初年以來、鐵道、海運、銀
行その他重工業方面に、國家が極度の保護政
策を採つたことは、よくこれを證明するもの
であり、老なる國營企業的發展もその表徴
である。しかしながら、かゝる經濟的發展の
機相は、他の面において、わが國民經濟の特
殊な性格を規定するものであつた。即ち農村
に對する多大の負擔、重工業の特殊な地位
輕工業ならびに中小工業の比重の大なること
原料の海外への依存性、等々は、今こゝに詳
論し得ないが、日本經濟の基礎的問題として
忘るべからざる點であらう。

以上の如き特徴を有するわが國民經濟は、
明治三〇年代から四〇年代にかけて、即ち日
清、日露の兩役を契機とする産業資本・輕工
業の基礎確立、第一段階、次いで第一次歐洲
大戰を契機とする重工業の基礎確立と金融的
機構の強化(第二段階)とを経て今日に至つて
ゐるが、昭和六年(一九三一)の滿洲事變以
後は、特にわが國戰時經濟の進展期として注
目せられなければならない。
昭和六年の金本位停止以來、わが國は世界
經濟恐慌からの恢復が最も顯著であり、且つ
急テムボであつた國である。これは滿洲事變
を契機とする軍事費および巨款事業費支出の
増大に基づく生産の恢復、圓爲替下落による
輸出増に起因するものである。そしてかゝる
恢復の内容をなすものは第一に重工業、化學
工業を中心とする軍需工業の發展、第二に日
滿支を樞軸とするプロック經濟の展開である
しかしながら、この間生産の恢復に伴ふ外國
貿易の恢復は遅々たるものであつた。工業生
産指數は、昭和二年に一六〇(昭和四年、
一九二九一〇〇)を突破したが、對第三國
貿易指數(一九二九一〇〇、金ドル)は、
嘗つて昭和四年の五〇%に達したことは無か
つた。また工業生産自體においても、恢復は
専ら生産部門に顯著であつて、消費財部門
は、昭和二年以降、再び減少を示してゐる
銀行券流通高は、昭和五年に、同四年の三
倍となり、卸賣物價指數は昭和四年の五〇%
を増加する一方、對外的貨幣の購買力(日米
購買力平價)は四年の五〇%に低下した。か
くて昭和一二年の支那事變を契機とする戰時
經濟への轉入は、更に一四年(一九三九)の
ヨーロッパ戰爭勃發、一五年九月の三國同盟
成立によつて、加重せられたる國家的統制と
東亞における自給自足、ないしは東亞におけ
る「廣域經濟」確立へと向はせるに至つた。











No. 2 臨時軍事費特別會計

(單位 100萬圓)

Table with 8 columns (General Accounting, 72nd Session, 73rd Session, 74th Session, 75th Session, 76th Session, 77th Session, 78th Session) and 3 rows (Income, Expenses, Balance). Rows include '歳入: 公債、他、金、債、入、公、他、入、其、計' and '歳出: 陸軍、海軍、海陸、豫備、計'.

備考: 一 單位以下切捨。各項合計と計の欄の数字との間に現はれる僅少の差額は端数切捨による誤差を含むためである。歳入の項、他會計よりの繰入は一般會計ならびに關東局、通信事業、鐵道、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳の各特別會計の合計。(a) 昭和12年7月第二豫備金より支出された北支軍事費100百萬圓と同年7月議會で追加豫算として支出された507百萬圓との合計。(b) 差引歳入超過額は北支事件費借入金の実行見合せによる財源缺陷補填に充當するものである。

資料: 一 東洋經濟「經濟年鑑」、東洋經濟新報、朝日、中外兩新聞。

一三年度一般會計の七億を合すれば、赤字公債は六〇億に達したのである。故に右のごとき巨額の公債消化の問題が當面の日程に上らざるを得なかつた。既にこの時、わが國において政府は資金撤布預金増加、公債引受なる在來の形式を窮乏化してをり、一二年に於ける主要金融機關の資金蓄積も五〇億をこすに過ぎなかつた。また日銀引受に自ら限界

がある以上、残された手段は、一ヶ月間の國民所得二五〇億の大半を公債消化に振向けることであつた。そしてこのため、消費節約貯蓄奨励、部分的には國民生活水準の引下げが要求されたのである。賀屋財政を引次いだ池田財政も、基本的には前者の踏襲であつたが、なほ客觀的事態の進展に伴つて若干の變化を示してゐる。池田蔵相は戰費調達の方針における「少量を稅收増加により、大部分を公債により調辦する」といふ賀屋蔵相の方針を引繼いだすが、賀屋三原則の部分的修正、即ち賀屋三原則に替ふるに、(一)軍需の充足、(二)輸出の振興、(三)物價の抑制の三者を以てし、この中心的問題たる軍需の充足は、放漫なる生産力擴充の見合せと、企業再編成における中小資本の犠牲をやむなしとする大資本中心主義への轉換である。前者の内容は、

「生産力の擴充政策」は、組閣當初で、今事變勃發の以前に採用されたものであつて、今日のやうな戰局の急展開を見せつつある時には、全資材は舉げて當面の戰捷目的のためにこれを豊富に集中動員する必要があるとなしてをり、數年後にその結果、期待し得るが如き年次計畫的な生産設備擴充のプランは、嚴にこれを再検討する必要があるとなしてゐる」(東朝、昭和十三年八月四日附載)。

勿論「軍需目的のため一刻もゆるがせに出來ないやうな年次計畫」は、今後も繼續すべきであるとなすものであるが、右の生産修正は、老犬軍事費と物資との釣合の上に立つた

生産擴充を意味するものであつて、老犬軍事費が、わが國物資ならびに生産力の一應の限界に觸れて、これを突破するために、さらに一層の統制強化、再編成を必要とするに至つたことを示すものであらう。物資動員計畫の樹立、輸出の振興による國際收支改善への努力等が、この間の事情を物語するものである。次に池田財政經濟政策の特徴をなす大資本中心主義への轉換も、端的に云へば、わが國戰時經濟の一段の強化である。たとへば、わが國における大紡績會社中心主義と織機業者の没落、輸出雜貨工業の衰退と軍需工業の繁榮、輸出入りシタ制による大貿易商の優位等は、戰線擴大、長期戰體制樹立の必要と、わが國における經濟的發展の段階とが規制する必然の事象であつた。

第七〇議會開會中に近衛内閣に替つた平沼内閣において、石渡財政の基本方向は、池田財政をそのまゝ踏襲せるものであつた。一四年度豫算は、一般、特別兩會計とも近衛内閣によつて編成せられ、前内閣の増稅案一四年度に部分的増稅を行ひ、一五年度より全面的稅制整理を行ふもそのまゝ踏襲せられてゐる。しかしながら戰局ならびに國際情勢の發展は、自ら一四年度豫算に特殊な意義と性格を附與してゐるのである。これは第一に軍事費の意義の擴大となつて現はれてゐる。先づ軍事費について見れば、昭和一四年度臨時軍事費合計四六億圓で、前年度に比較すると二・五億圓の減少を示してゐるが、これは大會戰の一段落に基くものであらう。しかし、豫備金の一億圓増と、豫算外國庫の負擔となるべき契約として陸軍五億圓、海軍二億圓、合計七億圓が、一種の豫備金として設けられてをり、これを加へると臨時軍事費總額は五三億圓となる。これは前年度よりも四・五億圓の増加であつた。かかる増加は、新國防計畫に基く兵備の増大強化、高度戰闘器材の豊富たる整備によるものである。そしてこれはソ支二面作戰に對する國防上の要請に立脚するものであつた。

次に大陸も言ひ建設的意味の新規増加項目であるが、これらの主要なるものは統對策費、生産力擴充費、物資需給對策費、輸出増進費、滿洲移民費等であつて、一四年度豫算は、一般、特別兩會計を合して實質豫算八八・七億圓に達したのである。註\*一四年度一般會計四八億圓のうちより臨時軍事費に繰入れらるべき所謂「通り抜け豫算」一五・三億圓餘を控除す。以上のごとき歳出の増加は、依然として公債と増稅による外なかつた。公債について見れば一四年度においては、前年度より繰越される事變公債一六・八億圓を加へて、實に七六億圓に達したのであつて、インフレーションへの懸念が益々増大した。そしてインフレーション抑止政策として、第一に逡巡されてゐた再度の増稅が行はれることとなり、臨時利得稅、利益配當稅、公社債利子稅、砂糖消費稅、清涼飲料稅、印紙稅、物品特別稅の増徴、建築稅、飲食遊興稅の新設による一・八億圓が早込まれた。しかしこの増稅ととも、赤字公債に比すれば極めて僅少な額に過ぎないの



No. 3 一般會計歳入

(單位圓)

Table with 4 columns: 昭和15年度, 昭和16年度, 比較増(+)-減(-). Rows include 經常部 (租税, 官業及官有財産收入, etc.) and 臨時部 (臨時利得税, 官有物拂下, etc.), ending with a total (總計).

に要する経費の増加等々。
(一) 軍人授護に關する経費……一〇四、七八六、〇二九圓。厚生省所管に關する経費等。
(二) 科學の振興に關する経費……一〇、三六九、〇〇四圓。文部省所管に關する科學研究費の増加、帝國大學および官立大學研究施設充實に關する経費、日本學術振興會補助に要する経費等。
(三) 生産力擴充に關する経費……二一七、三七四、六八五圓。商工省所管に關する石炭増産對策等に要する経費、石油試掘助成金の増加、農林省所管に關する自給肥料改良増産および施肥改善強化に要する経費、國有林産物の生産確保ならびに配給改善に要する経費、甘藷および馬鈴薯改良増産に要する経費、文部省所管に關する臨時工業技術員養成施設に要する経費、大藏省所管に關する印刷局工場新營に要する経費、逓信省所管に關する日本發送電株式會社改組補助金、拓務省所管に關する石炭増産對策に關する経費、内務省所管に關する道路改良助成費、北海道森林費の増加、厚生省所管に關する技能者養成に要する経費、臨時勞働對策に關する経費等。
(四) 經濟統制に關する経費……三九、六七四、八四〇圓。農林省所管に關する計畫經濟確立に關する経費、内務省所管に關する物資需給調整の徹底強化に要する経費、經濟統制に伴ふ警察機構整備に要する経費、商工省所管に關する代用燃料自動車普及促進

を減ずる。これは劃期的税制改正および租税の自然増收、事實局益金増加による増收一〇億圓見當が見込まれてゐるためである。これに拘らず、大陸における建設費、生産力擴充資金の需要旺盛、公債消化力の鈍化といふ事態を前にして、公債消化の問題は、依然として財政、金融上の主要問題として残つてゐるのである。さらに今一つ注目すべきは、直接的軍事費の比重の低下である。これは現地建設費生擴費、諸統制費、統後對策費の増加によるものであつて、時局の推移が、大規模な戰闘行爲の一段落と、長期戰體整備に轉じたこととの指標をなすものであらう。
註\* 税制の項参照。\* 豫算總額に對する軍事費の百分比は、昭和一三年度七九・八%、一四年度七三・七%、一五年度七一・九%。

そのほか非常の場合には臨時特別會計制度が布かれることもある。これは一般豫算と違つて一定の會計年度を持たない。
2 昭和一六年度豫算
(a) 一六年度豫算の概略 昭和一六年度豫算は、三國同盟締結後の國際情勢緊迫に對處すべき高度國防國家建設を意圖せるものであり、一五年七月五日の閣議において決定せられた米内内閣の豫算編成方針が、そのまゝ第二次近衛内閣によつて踏襲された。右方針によれば、豫算編成の基本目標を(一)國際情勢の推移に備ふることに、(二)事變處理の完遂を期すること、(三)戰時財政經濟の強化を圖ること、の三點に置き、既定經費の削減と新規經費における國策的性質加重の二點が強行された。かくて第七六議會を通過せる豫算歳出は、一般會計本豫算六、八六三、〇〇〇圓、追加豫算一、三三三、〇〇〇圓、計七、一九六、〇〇〇圓、これに臨時軍事費一、六二二、〇〇〇圓、追加分一、〇〇〇、〇〇〇圓、一六年度四月一—七月一の追加分四、八八〇、〇〇〇圓を加へると、總計一三、八七五、〇〇〇圓に達する。尤も右數字には、一般會計その他から臨時軍事費に繰入れられる六七〇〇萬圓が控除されてないから、これを差引くと、豫算總計一三、二〇五、〇〇〇圓となる。そしてこれを前年度豫算純計一〇、〇三四、〇〇〇圓(追加豫算を含む)に比べると、一般會計において一、八二一、〇〇〇圓(二九・五%)、臨時軍事費において一、四二二、〇〇〇圓(三一・八%)の増、兩者合計で三、二四三、〇〇〇圓(三二・六%)の増加となるのである。かゝる急激な

増加を、如何にして賄ふかといへば、依然として公債を中心としなければならぬのであつて、一六年度公債發行豫定額は實に八、五〇〇萬圓によつてゐるのである。なほ一六年度より豫算外國庫の負擔となるべき契約の限度が、前年度の七〇〇萬圓から一、五八〇萬圓に擴張された。
(b) 一般會計「歳出」 一六年度一般會計歳出は別表(No. 4)のごとく七、九九五、〇〇〇圓で、前年度よりの増加分二、八二一、〇〇〇圓の主要なものは、經常部においては、大藏省の四二一、〇〇〇圓、陸海軍兩省の三〇八、〇〇〇圓、臨時部においては陸海軍兩省の七三三、〇〇〇圓で、以上合計は一六年度一般會計歳出増加分の八〇・五%を占めてゐる。このうち大藏省の増加分は、公債費二、四四〇、〇〇〇圓、臨時軍事費繰入金七〇〇、〇〇〇圓、國庫豫備金一五〇、〇〇〇圓の三者合計四、八四〇、〇〇〇圓が大部分を占めてゐるのであつて、その他の經費増加は約二、〇〇〇萬圓に過ぎない。これによつて、一六年度歳出増加の主要部分が、軍事費の増加に由来することは明かである。次に他省所管にあつても、農林省の若干の減少を除き、内務、逓信、文部、商工四省の増加は何れも多額に上つてゐる。いま一六年度歳出豫算における新規事項増加額の主たる内容を總括すれば次のことへである。
(一) 軍備の充實に關する経費……四〇、二、三三四、三九九圓。陸軍省所管の兵備改善に要する経費の増加、航空、防衛兵力充實に要する経費の増加、海軍省所管の既定計畫に基く新艦船の維持費、航空兵器維持



四%は、臨時軍事費支辨に伴ふ陸海軍兩省經費の節減によるものである。

【歳入】一六年度一般會計歳入増加額一、八七八百萬圓(別表No.3)の主要内容は、經常部においては臨時利得税の二九百九百萬圓、臨時部においては臨時利得税の二二七百萬圓、公債金の一、〇九七百萬圓であつて、以上三者合計は、歳入總増加額の八六・五%に達する。このうち租税収入は、經常部、臨時部合して前年度よりも五二六百萬圓の増加となるものであつて、これは主として、一五年度より實施された税制改革に基く増収のほか、最近における實績等を參照して計上されたものである。その他印紙収入、專賣局益金の増加は収入印紙賣捌代ならびに煙草賣捌代の増加を見越してをり、日本銀行納付金の増加は銀行益金増加見込によるものである。また一般會計における公債發行豫定は、一六年度歳出總額の三七・六%に達するものであるが、これを前年に比較すれば、二七・二百萬圓の減となつてゐる。

(c) 特別會計 臨時軍事費を除く一六年度における五四の特別會計豫算歳入(繼續費合算)は二六、四九三百萬圓、同歳出二五、一六四百萬圓で、前年に比較して前者は五、二一〇百萬圓の増、後者は四、八〇五百萬圓の増である(別表No.4)。この増加の主要なものを會計別に見れば、大藏内務兩省所管における地方分與税分與金、大藏省所管における大藏省預金部、國債整理基金、公債金、その他農林省所管の米穀需給調節、木炭需給調節、商工省所管の損害保險國營再保險、拓務省所

No. 5 特別會計歳出入豫算 (單位圓)

所管別	歳入		歳出	
	16年度	對前年比 増(+)-減(-)	16年度	對前年比 増(+)-減(-)
内務省及大藏省	438,334,826	+ 84,363,562	429,761,590	+ 75,790,326
大藏省	15,002,143,110	+ 2,393,161,984	14,615,177,354	+ 2,320,996,986
陸軍省	1,177,893,884	- 164,626,482	1,177,888,058	- 169,626,482
海軍省	595,334,969	+ 185,866,347	591,146,638	+ 184,413,018
文部省	97,354,247	+ 11,440,832	106,038,748	+ 14,119,975
農商務省	2,541,313,796	+ 1,544,769,125	2,331,364,568	+ 1,335,897,374
林業省	319,359,033	+ 237,292,506	310,359,033	+ 237,292,506
農商省	706,096,275	+ 77,057,273	708,473,370	+ 99,543,080
鐵道省	2,938,414,770	+ 494,883,791	2,603,986,401	+ 387,845,188
拓務省	1,800,903,015	+ 224,265,745	1,864,382,202	+ 228,483,836
厚生省	785,421,124	+ 128,170,720	416,107,114	+ 91,467,189
總計	26,492,569,049	+ 5,210,067,292	25,163,685,076	+ 4,804,629,871

備考：一 臨時軍事費を含まず。  
資料：一 大藏省主計局「帝國歳出入豫算」。

管の朝鮮總督府等々であつてこれら各特別會計の膨脹が、全體としての膨脹の中心をなしてゐる。

(a) 臨時軍事費特別會計 昭和二年九月の臨時議會において設立された臨時軍事費特別會計は、軍事行動の發展に伴つて急激に増加し、前表(No.4)のごとく昭和一六年度の七六議會において、五八八〇百萬圓に達した。尤も右數字は一五年度分追加豫算一、〇〇〇百萬圓を含むもので、一六年度豫算は、これを差引いた四、八八〇百萬圓となる。本豫算歳出は軍事の機密に屬し、かつ戰機に急に対応する必要上三項に概括されてゐるが、大體陸軍費では部隊の派遣維持、作戰資材の應急整備、航空要員の急速補充、造兵設備の増強、占領鐵道の管理改良等、また海軍費では艦隊部隊の派遣維持、航空兵力および軍需品の急速補充、工作通信補給その他各種施設の急速整備等に關する經費をそれ(計上し、實際の支出に當つては更めて關議に諮つた上勅裁を経ることとなつてゐる。また一六年度は別に

No. 4 一般會計歳出 (單位圓)

	昭和15年度	昭和16年度	比較増(+)-減(-)
I 經常部	4,500,000	4,500,000	0
皇外内大陸	23,868,454	24,468,384	+ 599,930
海軍省	337,415,719	383,014,456	+ 45,598,737
陸軍省	1,170,776,352	1,592,538,662	+ 421,762,310
文部省	182,137,643	377,535,616	+ 195,397,973
農商務省	351,392,901	464,558,869	+ 113,165,968
林業省	51,598,145	55,763,932	+ 4,165,787
農商省	160,242,508	186,171,838	+ 25,929,330
拓務省	64,208,439	69,832,315	+ 5,623,876
厚生省	9,541,655	10,551,500	+ 1,009,845
計	305,324,769	361,097,326	+ 55,772,557
臨時部	2,952,664	3,491,306	+ 538,642
皇外内大陸	84,381,654	100,835,712	+ 16,454,058
海軍省	2,748,340,903	3,634,359,925	+ 886,019,022
陸軍省	46,453,254	53,339,095	+ 6,885,841
文部省	186,292,363	228,459,444	+ 42,167,081
農商務省	739,587,080	829,527,577	+ 89,940,497
林業省	1,092,908,837	1,322,859,311	+ 229,950,504
農商省	677,682,616	1,085,426,927	+ 407,744,311
拓務省	5,949,697	7,069,173	+ 1,119,476
厚生省	29,484,506	80,479,231	+ 50,994,725
計	241,893,958	235,600,985	- 6,292,973
皇外内大陸	178,344,869	236,678,171	+ 58,333,302
海軍省	95,516,877	121,961,897	+ 26,445,020
陸軍省	61,160,212	81,967,630	+ 20,807,418
文部省	70,154,657	86,381,237	+ 16,226,580
農商務省	3,425,428,926	4,360,750,708	+ 935,321,782
林業省	6,173,769,829	7,995,110,633	+ 1,821,340,804
農商省			
拓務省			
厚生省			
總計			

進に關する經費、代用品工業の振興に要する經費、物資需給調整に要する經費等。

(一) 貿易の振興に要する經費……一六、七〇八、一二九圓。商工省所管における輸出補償金の増加、輸出資金および輸出品製造資金融通、損失補償金の増加、農産物

その他輸出獎勵に要する經費、外務省所管における海外貿易仲介機關助成に要する經費等。

(二) 海運の振興に關する經費……一、二、八六〇、九九五圓。逓信省所管における航路補助金の増加、油槽船建造助成に要する

五、四四圓、國債整理基金繰入の増加二、〇八〇、九九七圓等がある。

右のごとく高度國防國家建設に要する諸經費の増加が見られる一方、既定經費は極度に切りつめられ、既定經費減少額は總額九二六、四一三、七九八圓に達した。このうち八三・

備考：一 歳出入共に 15 年度は追加第一號、第二號、第三號、16 年度は追加豫算第一號を含む。  
資料：一 大藏省主計局「帝國歳入歳出豫算」。

る經費等。

(一) 民間航空の振興に要する經費……二〇、〇八三、八九五圓。逓信省所管における航空機乗員養成に要する經費、定期航空輸送補助に要する經費、各地飛行場設置および整備費の追加等。

(二) その他新規増加の大なるものとして、臨時軍事費繰入六七〇、〇〇〇、〇〇〇圓、國庫準備金の増加八七、〇〇〇、〇〇〇圓、國債元利拂に要する貨幣交換差の六六、一二五、二五〇圓、年金および恩給の増加五八、九三九、二四八圓、滿洲開拓民に關する經費の増加三九、六五九、三三三圓、地方分與金特別會計繰入三八、九四八、一



No. 6 16年度追加豫算 I  
(第77議會協賛、單位 1,000 圓)

Table with 3 columns: 追加豫算額, 16年度豫算との合計, and sub-headers for various budget categories like 一般會計追加豫算, 臨時軍事費追加豫算, etc.

備考: (a) 差引歳入不足額は16年度豫算実行上の歳入超過額を以て支辨す。

(b) 16年度臨時軍事費豫算 4,880,000,000 に、一般會計第二豫備金より追加支出せられたる 74,690,000 圓を加ふ。

\* 15 年度追加豫算を含む。

資料: 朝日新聞、東洋經濟新報。

「豫算外國庫の負擔となるべき契約」として五八〇百萬圓の契約額が設定されてゐる。

その内容を検討すれば次のごとくである。

【特別會計】別表(No. 6)のとき各特別會計追加豫算の内容を見れば、國債整理基金の追加は、米穀買入数量増加に伴ひ米穀證券の借換増大による増加、公債金は臨時軍事費財源としての公債増設、陸軍造兵廠は臨時軍事費追加に伴ふ作業量の増大のため、米穀需給調節は米穀買入數量増加による増加、臺灣

米移出管理は臺灣における米價政策としての支出、その他外地各特別會計は豫備金増加、増税に要する経費、臨時軍事費への繰入等に基くものである。

No. 7 16年度追加豫算 II (單位 1,000 圓). Table with 3 columns: 追加豫算額, 16年度通算, and sub-headers for 一般會計追加豫算, 臨時軍事費追加豫算, etc.

なつた税法を整備、簡易化することにあつたもので、特に大きな公債發行に伴ふインフレーション抑止策としての意義が考慮されてゐる。







No. 10 國債現在高

(單位 1,000 圓)

Table with 7 columns: 發行額, 償還額, 年末現在高, 短期證券, 國債及短期證券年末現在高, 國民一人當り負擔額, 年. Rows for 大正 and 昭和 years.

備考: 短期證券は各年末における現在高にして米穀證券を中心とし昭和4年より7年に至る間大藏證券を、同13年以降証券をを含む。

資料: 東洋經濟「經濟年鑑」。

No. 11 金融機關別國債保有高

(單位 1,000 圓)

Table with 7 columns: 年・月末, 日銀, 全國銀行, 預金部, 簡易保險局, 信託會社, 保險會社. Rows for 12, 13, 14, 15, 16 years.

備考: (a) 日銀は公債として發表せられたもので、國債以外の公債を含む。

\*印は7月。

資料: 日本銀行「金融」。

註\*昭和一五年度における公債發行引受の内訳は日銀引受六三・八%、預金部引受二七・五%、郵便局賣出八・七%であつた。次に國債消化の状態について見れば、臨時議會等における當局の發表として、四月以降一月一日迄に四、五七二萬圓(發行高の九一・四%)が報せられてをり、さらに一月以降三月迄の消化率一〇〇%(日銀發表)を加算すると、一六年初以来一月中旬に至る消化率は九三・五%といふ計算になる。なほ支那事變公債の發行実績は昭和一二年度以降一六年初一月中旬迄に一八、四〇四・五萬圓に達し、七六議會において決定された同公債發行限度一九、〇四九萬圓に對して餘るところ僅かとなつたので、七七臨時議會において二二、六一九萬圓に引上げられ、ついで七八議會において二五、四一九萬圓に引上げられ、且つ次回發行分より大東亞戰爭公債と改名される模様である。

以上の如き公債消化状態にも拘らず、その大部分が日銀引受によつてゐるため、通貨の面よりインフレーション促進の要因をなしてゐることは事實で、この對策として當局では極力撤布資金の回收、資金計畫の調整、貯蓄奨励への努力が拂はれてをり、一六年度の貯蓄目標は既定の一三五億から一七〇億に引上げられた。

5 財政政策

(a) 概観 昭和一二年度以降のわが國財政政策が、先づ臨時軍事費を樞軸とする戰費調達、これがための國債發行、増税、ならびに

甚大な國債發行にともなふ一連のインフレーション對策として現はれなければならないが、田財政にはじめて現はれた軍事費と物資との均衡、すなはち財政と物動計畫との一致に關する政策が、わが國戰時財政政策の第二段階を現すものであり、第三の段階は昭和一六年七月一日の閣議において正式決定を見た財政金融基本方針にはじまる。以上のうち、最初の二つの段階の概要については既に述べられたから、今こゝで最後の財政金融基本方針についてのみ觸れることとする(一)概観参照。

第一方 針 戰時諸國策遂行の經濟的基礎を強化確立し高度國防國家體制の完成を促進するため、財政金融に關し、所要の改革を行ひ、國家資金力を計画的に動員配分すると共に、資金運用の方針、機構及び方法を改善し、綜合計畫經濟の圓滑なる運轉の下に、國家經濟力の最高度の發揮を期す。



時の必要に應ずるため、現行會計制度全般に付再検討を加へ必要なる改善を行ふこと

(二) 豫算編成方法の改革 歳出豫算は資金、物資關係とを混合して先づ其の總額を概定し、重點主義に依り政府の最高方針に則り之を編成す。之がためには特に左記事項を實行す。

(イ) 毎年度豫算の編成に際しては、環め行政各部の首腦者相協力して政府の實行すべき重要國策を先議決定すること。

(ロ) 重要國策費その他の經費が、財政資金に關する計畫に基く歳出の總額を超過することなからしむるため、行政各部は毎年度既定經費に付徹底的に檢討整理を行ふこと。

歳入は歳出の性質に照應して其の財源を按配し、公債財源に依るものは歳出の性質が之を許容するものに限るものす。尙租稅及び公債以外の方法に依る歳入増加に關し所要の措置を講ず。

(三) 稅制の改革 租稅は財政資金の所要に應じ、必要なる收入を確保するのとし、計畫經濟運籌との關係を藉へ、一層合理的なる稅制を設定す。之に關し特に重要なる所左の如し。

(イ) 國民各階層が負擔を分擔する如く稅種の施設および改廢を爲し、又稅率を改定すること。

(ロ) 時局下必要なる生産の助長、消費の規正、貯蓄の増強、購買力の吸收その他諸政策の遂行に資する如く租稅政策を活用すること。

(ハ) 財政資金の所要に應じ、毎年度租稅を増減する方針を探ること。

(ニ) 課稅および徵稅方法を合理化すること

(四) 公債の發行および消化の計畫化 公債は公債財源によるべき限度を定めてその發行額を規正し、これが發行および消化に關しては、金融統制と見合ひてこれを計畫化し、かつ公債整理に關する合理的なる措置を講ず。

(イ) 單純なる歳入補填公債はこれを發行せざること。

(ロ) 具體的なる公債消化計畫およびその實行方針を設定すること。

(五) 地方財政の改革 地方財政に關しても、國家財政の改革に即應し、全國國民經濟運籌の見地よりこれを統制すると共に、地方的特色を發揮せしめ、地方民力の強弱の差を補正して、全國的に冗費を節約し、且つ中央より委任事務、又は中央と協力する事業の財源等に關し必要なる調整を行ふ。

三、金融政策の改革

(一) 産業資金の計畫化 國家經濟力が最高効率を發揮する如く生産、物資、勞力の狀況等と見合ひて民間産業および外國投資のため使用すべき資金總量を規正し、且つその配分を定め、産業資金を計畫化す。

(二) 金融制度の改革 金融は國家資金に關する計畫に基き、計畫經濟の運籌を確保するため、資金が公債消化および物資、動力、勞力の確保を可能ならしむることを主眼として流通するが如く、公益的に、計畫的に、且統一的行はるべきものとす。

(イ) 日本銀行の機能整備 政府の金融統制の實施に關する機關たる機能を一層整備充實し、各金融機關との資金上の關係 緊密にし、金融の情勢に應じ金融資金を能動的に引上又は放出し、具體的に金融を調整する機能を擴充す。

(ロ) 金融機關に對する統制の強化 金融機關の投資、融資および回収を政府の金融統制の方針に即應せしむるがごとく 機構を整備し、日本銀行との資金的關係を緊密ならしむると共に、同業連帶の精神を一層昂揚せしめ、共同的投資融資の方法を活用せしむ。

金融機關に對する監督に關しては、金融機關が計畫經濟の運籌上擔當する責任を果せるや否やを監査することに努むるものとす。

(ハ) 金融機關の組織化 金融機關をして日本銀行を中核として組織體を結成せしめ、政府指導の下に同業連帶、一体的にその機能を發揮し、金融統制の實施に協力し、かつ金融と産業との聯絡の緊密をはからしむる組織體を以て構成し、全國的統制團體とす。尙要すれば各種の金融機關を包含する地域團體を設く。

(ニ) 金融機關の整理統合 金融機關の組織化と相俟つて無用の競争を根絶し、經營を合理化し、金融資金原價の低下を圖る。尙ほこれに伴ひ、要すれば新なる機關の設置を考慮すると共に、特殊銀行及び金融業務を營む特殊會社に付ても所要の整備を行ふこと。

(ホ) 金融資金の蒐集および運用に關する措

置 各金融機關の經營は政府の金融統制の方向に沿ひて自らの責任において行はるべきところ、これと相俟つて金融統制の圓滑なる遂行に資するため、必要を生じた場合においては、金融資金の蒐集およびその拂戻の責任に付、國家の信用を參與せしめ又投資、融資に付國家の信用において保證又は債權の肩代りをなす途を開きて、その回收性 補強する等の方策を講ず。

(一) 金融の各種系統間の調和 一般金融機關系統、組合系統その他の各種の系統の金融機關相互間の連繫を緊密ならしめ、各系統の金融が同一の指導方針に沿ひて調和して行はれ、金融市場を一體として金融統制の實を擧ぐるごとく措置す。

(ト) 政府資金及び政府關係資金運用の統一 預金部、簡易保險、特定の社會保險、政府關係共済組合等に集積せらるる資金は全金融統制と一体的關係において統一的に運用するものとす。

(三) 有價證券取引機構の合理化 有價證券の價格の適正および安定を圖り、また時局下必要なる有價證券の取引を圓滑ならしめ、もつて産業資金の疏通と國民貯蓄の保護に資する爲めの措置を講ずると共に、その取引の方法および機構を合理化す。なほ有價證券業者の業務に關する監督を一層嚴重にす。

(四) 企業資本の活用 企業をして努めて資産の銷却および利益の内部留保をなさしめもつて自己金融能力を増加するとともに、企業の經營を合理化し、人的物的資源の效率を一層發揮せしめ、又企業に關する剩餘資金の

集約をはかるため、企業に對する資金統制を強化す。

生産擴充等國策上必要なる企業の資金調達を圓滑ならしむる爲めの措置を講ずると共に企業中遊休設備を生じたる場合に於て國家的見地に於て之が資金化を必要と認むるとは國家に於て之に信用を供與し、又は設備の有無相通の斡旋を行ひ、要すれば國家管理的措置を講ずる等研究を爲すものとす。

(五) 企業設備に對する國家的援助 國家の要請に基き設備を新設擴張する場合、要すれば國家において企業に對し出資若くは信用の供與をなし、又は國家において直接建設をなし、その經營に企業に委任する等の途を開く。

(六) 外國爲替政策の改革 外國爲替政策は外貨資金を活用し、貿易政策と表裏一體となし、皇軍および自存圏内の必需物資の獲得を確保することを目標とすると共に、國際決済における圓貨の地位を向上せしめ、皇國對外經濟の伸張を圖るものとす。

これに關し特に注意すべきもの左の如し。

(イ) 爲替相場の変動の危険を必要に應じ國家において負擔處理する制度を確立すること。

(ロ) 諸外國との決済並に金融關係を圓滑ならしむる如き協定の締結に努むること。

(ハ) 毎年度貿易計畫と照應し、國際收支計畫を定め、之が適宜なる實施を圖ること。

(七) 滿支に對する投資の調整 滿洲及び支那の財政資金及び産業資金は努めて現地に於ける蓄積資金に依るべきも、當分は我方よ

り之を補給するの要あるを以て、之がため物資、勞力の交流と相照合して國家資金に關する計畫に基き一元計畫的に必要なる金融を實施するものとし、これがため必要なる措置を講ず。

四、行政機構の改革

本要綱の實施を圓滑ならしむるため所要の行政機構の改革または運用の調整を行ふ。

備考 本要綱の實施は逐次速かに實行に移すこととし、法令を要するものに付てはその整備等に直ちに着手するものとす。

C 幣 制

(a) 概観 わが國の貨幣制度は明治二一年に銀本位、金および銅を補助貨とする新貨幣法を制定し、同四年五月新貨條令を布告し幣制改革を行つた。これは、形式上は金本位制で一圓を純金四分とし、無制限法貨としたのであるが、他方に貿易通貨たる銀貨を認めため事實上は金銀複本位制と同様の結果を生じた。しかるにその後政府出資の増大と西南戰爭の勃發で紙幣は増發され、全く不換紙幣の支配するところとなるに至つたので、同一五年不換紙幣回收のため日本銀行を設立し、一八年五月同行をして兌換銀行券を發行せしめた。しかししてこの紙幣回收に成功し、更に日清戰捷によつて巨額の償金を獲得したので、いよ／＼同三年三月金本位制を施行した。その後日露戰爭の時には兌換停止あるひは金輸出禁止は行はなかつたが、歐洲大戰の勃發による各國の貨幣制度の混亂に臨んで大正六年九月金輸出禁止が行はれ、爾來それ



No. 12 紙幣及び銀行券流通高 (単位 1,000 圓)

Table with 6 columns: 年月末, 小額紙幣, 日銀券(a), 鮮銀券, 臺銀券, 合計. Rows show data from 昭和12年10月 to 昭和16年10月.

備考:一 (a) 日本銀行兌換券は、發行高より他の發券銀行發行準備充當高を差引く。 資料:一 日本銀行「金融」。

し英米クロスは動搖を極め、從つてわが國においても亦對英相場の昂騰となり、爲替取引の困難を増すため五月一日爲替銀行では英米クロスの動向が見極められるまで暫定的に各銀行の危険負擔により自由裁量をもつて獨目の名目相場を建て得ることとし、大藏當局の承認を得て同日施行した。ついで對英爲替協定細目が調整され、五月二八日より施行せられた(世界年鑑昭和十六年版参照)。その後もイギリスにおける爲替管理の強化にとり、八月一四日わが對英爲替相場は一シル二ペンス丁度に復し、わが對英レイトは暫定的に一シル二ペンスに据置かれた(別表参照)。

(b) 爲替集中制の實施 歐洲戰爭の勃發後、三國同盟締結等の世界政局激變に對處するため、政府は第七六議會において外國爲替管理法改正法律案を提出し、外貨資産の保護措置をとり、且つ爲替相場の激動から生ずべき民間の損失を補償し爲替の動搖に對する不安を除去するため、一六年度以降五ヶ年間に、右外

が昭和五年一月の井上藏相による金解禁まで繼續した。しかるに昭和四年(一九一九年)秋のアメリカ恐慌を契機とする世界經濟恐慌の深化ともわが國の金本位制維持も困難となり、同六年九月のイギリスの金本位停止と滿洲事變勃發による影響のもとに、つひに同年一二月再び金輸出禁止を斷行、今日におよんでゐる。

(d) 銀行券 わが國の通貨には右の鑄貨のほか銀行券がある。 銀行券— 銀行券は日本銀行條例および兌換銀行券條例によつて日本銀行が發行するの

抑制し、若し新たな限外發行を生じた場合、年三%以内の課税を受ける。 D 外國爲替 (a) 概観 わが國の外國爲替管理は、滿洲事變、支那事變を通ずる戰時經濟確立の過程において、通貨維持の立場から漸次強化されたものであつて、昭和七年七月の資本逃避防止法、同八年五月外國爲替管理法の實施無爲替輸出の取締等爲替管理は矢張り強化され、さらに同一年一月には輸入制限のため大藏省令「輸入貨物代金の決済および外國爲替銀行の海外指圖による支拂の制限に關する外國爲替管理法に基く命令」が實施された。その後爲替管理法および右省令は數次の改正を経ていよゝ強化された。その他の爲替政策としては、金現送を積極的に行ふ一方爲替市場の統制政策が、進展した。昭和一二年八月以後には、横濱正金と市中爲替銀行を含む對英爲替相場の協定が成立し、同一年三月以降には更に對米相場の協定も追加された。同一年七月には戰時下輸出の振興のため日銀準備金三億圓を利用して外國爲替基金制度が創設され、八月には外國爲替餘裕金の日銀集中等爲替統制はいよゝ強化されたが、一四年秋歐洲動亂勃發によるイギリスの爲替管理の強化によつて、わが爲替資金操作が困難となるや、一〇月爲替基準をポンドよりドルに轉換、相場は對米二三ドル/16と定められポンドに對しては新たに協定相場が建てられた。しかるに一五年五月、西部戰線におけるドイツ軍勝利のため、ポンドは崩落



No. 13 外國爲替相場

Table of exchange rates for various countries including London, Paris, New York, Hamburg, and Hong Kong, with columns for month/year and rate.

備考：(a) 昭和 15 年 7 月 1 日より同年 7 月 19 日まで相場なし。小數點 3 位以下 4 捨 5 入。各年均値。資料：日本銀行「金融」(横濱正金銀行調)。

毎日の外貨取引につき、その種別毎に買買とも日本銀行にその出合、すはなちカゲア1を求める。一、日本銀行はさらに前項取引の出合を、

横濱正金銀行内に設けられた集中勘定に求める。なほ横濱正金銀行は、直接同行内の集中勘定に出合を求める。一、本制度實施當時の外貨持高についても

より一週間に買買約をなす。(c) 爲替政策の根本的變革 昭和十六年一二月八日勃發せる大東亞戰爭は、英米通貨と圓貨との關係を完全に斷絶し、且つ皇軍の赫々たる戰果は、急速に東亞より英米勢力を驅逐しつゝあるため、大藏省においては從來の米英貨を基準とする爲替政策を根本的に變革し、圓中心に換算率を公定、日本圓を中心とする新たな爲替市場の設定を行った。この新政策の骨子となるものは次の三點である。一、從來わが爲替相場は、外貨建あり、邦貨建があつたが、今後は爲替相場(換算率)の表示は、すべて圓貨をもつてする。一、爲替相場は從來銀行間の協定に委せてゐたが、一切公定とする。一、今後は爲替相場の意味が全く變化するので爲替換算率なる用語を使用する。爲替相場公定に關する大藏省令 昭和十六年一二月二十九日發令、一七年一月一日施行の大藏省令は次の通りである。

第四條 大藏大臣ハ必要アルトキハ本令ノ定ムル行爲ノ制限ヲ免除シ又ハ許可申請ニ關シ特別ノ手續ヲ定ムルコトヲ得 附 則 本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ施行ス。爲替相場公定措置要綱 一二月二八日大藏省爲替局發表になる爲替相場公定措置要綱は次の通り。(一) 爲替相場は從來の英米貨を基準として裁定する方式を廢止し、政府において各國通貨の本邦通貨に對する換算率を直接に決定すること。(二) 相場は總て圓貨をもつてすること。(三) 相場は賣相場買相場の區別をなすこと。本建とすること。爲替銀行等に對しては一定の手續料の徵集を認めること。(四) 相場は大藏大臣これを決定し、すべての取引はこれによりしむること。(五) 大藏大臣の定むる相場は告示をもつて發表すること。ただし緊急やむを得ざる場合は日本銀行及び横濱正金銀行各本店の店頭における揭示をもつてこれに代へ得ること。(六) 相場を公表すべき通貨の種類およびその相場は差當り別表の通りとすること。(七) 敵性通貨の公定相場はこれを建てざるること。(八) 本件措置を實行するため外國爲替管理法に基く單行大藏省令を制定すること(前出)。(九) 外國爲替銀行の爲替取引に關する手

Table of exchange rates for various countries including India, Germany, Italy, France, Switzerland, and others, with columns for country and rate.



(a) 滿洲事變以後における金融事情
わが国における金融の統制が今日の段階に達するまでには、既に長い年月を経るが、統制の第一階梯を劃するものは、昭和六年九月の滿洲事變、同一二月の金輸出再禁止、金本位制の停止であらう。滿洲事變を契機として行はれたこの轉換は、しかしながら、多分に景氣政策的意味を持つてゐるものであつて、大體内閣によるインフレーション政策は、滿洲事變費、兵備改善費、時局巨費として撒布された政府資金による景氣増進策に外ならないのである。そして金融面では、財界に對する安價な生産資金供給と、公債利拂上の財政負擔軽減のための低金利政策、ならびに公債消化のための日銀の公開市場政策とが遂行された。この結果、先づ軍需産業部門と、輸出産業部門とから景氣の恢復がはじまり、流通より一時的に遊離した資金は銀行預金として預け入れられ、かゝる預金増加の趨勢は、昭和八年より顯著となつた。昭和七年より一〇年に至る四年間に約二〇・二億の預金増加が現はれ、恐慌期における借入金金の返済として銀行に還流せる多額の資金のため、同期間に貸出は七・三億圓の減少を來した。差引預金超過額三〇・四五億圓である。この傾向は市中銀行のみならず預金部、信託會社、保險會社等の特殊金融機關においても同様であつた。以上の如き遊資の蓄積は、有價證券に對する投資熱をあふり、右の四年間における貸付け得べき資金の増加は約五〇億、國債への投資額二七・五八億であつて、國債の日銀引受額二六・七億は順調に消化されたわけ

No. 14 資金蓄積並びに貸出 (I)

(單位 100 萬圓)

Table with 11 columns: 昭和7年, 8年, 9年, 10年, 以上4ヶ年計, 11年, 12年(上期), 以上11ヶ年計, 12年(下期), 13年. Rows include: 毎年の金融機關新規蓄積増加(a), 毎年の金融機關貸付増減(b), 毎年の新規産業投資總計(c), 民間公債消化額(d), 産業並びに公債投資合計(e), 各年末日銀公債所有高(f).

備考: (a) 日銀及び當座預金を除く全國銀行、信託預金、郵便局及び信用組合貯金、銀行債券、生命保險豫備金、簡易保險積立金の合計。
(b) 日銀を含め全國銀行、預金部、保險會社、信託、信用組合、簡易保險の合計。
(c) 法人、個人の直接投資の一部、及び流動資金投資を含む。
(d) 新規公債のみにして米穀證券を含まず。
(e) 毎年の新規蓄積額より本欄数字の大なる理由は、後者が個人法人の直接投資を含むによる。
(f) 米穀證券を含む。
\*資金調整法によるもの 2,823 百萬圓。 \*\* 6 月末。(日本經濟聯盟調)

ある。この傾向は別表(No. 15)に見ることく、銀行以外の金融機關をも加算した数字においても、明かに看取されるところである。
しかるに、昭和九年より預金増加の停屯、貸出増加があらはれ、公債の消化が鈍り、金利は反騰の勢を示した。之は恐慌期における遊休設備が一應使ひつくさるゝ、新たな軍需的要素も加はつて、設備の擴張が強行されなければならなかつたからであり、株式の拂込は増加した。かゝる事態において、金融資本が健全財政とインフレーションの漸次的後退を要望することは至極當然のことであつたが、一面において産業利潤確保の要求もあり、昭和十一年度豫算閣議における意見の對立、特に軍備擴充の要請は同年の二・二六事件と高橋蔵相の死によつて、新たなインフレーション政策へ拍車をかけることとなつた。しかしながら、馬場蔵相によつて行はれたこの新らしいインフレーション政策は最早景氣政策としてまはな

く、純然たる軍事的意味を有したのである。
馬場財政における金融政策の基調は低金利政策の再發見、日銀の積極的公債賣込、政府資金の金融市場への放出等である。この事情を裏書する市場の動向は、引續き遊資の潤滑資金需要の旺盛、一言にして云へば金融逼迫であり、公債の消化は低下した。一一年末から物價は騰貴し、加ふるに爲替の動搖が現はれた。この事態のもとで、馬場財政を引繼いだ結城財政の基本的政綱は、生産力擴充であり、以後、賀屋、吉野の財政經濟三原則に至るまで、基本的「國策」は前内閣のものに踏襲してゐる。昭和十二年六月、すなはち事變勃發の直前において全國銀行預金(日銀および當座預金を除く)は、一〇年末に比し一五・四七億の増加、これに郵便貯金、信託、生命保險、簡易保險、信用組合等を加へた金融機關の新規蓄積總額は二九・三億圓、金融機關の貸付總額は一五・八四億圓の増増を示し、これに株式拂込、社債發行額を加算すると、一ヶ年における産業投資資金の總額は四六・四六億圓に達し、國民貯蓄増加總額をばるかに凌いでゐる。加ふるに一二年度には滿洲國における産業開發五ヶ年計畫の着手があり、對滿投資額は一年の二・六二億から三・四一億に増加した。一方國債發行總額は九・九億圓、うち民間において消化せるものは八・九億圓、日銀手持一・〇六億圓で、いまだ産業金融を重賑するには至つてゐない。(別表No. 14 参照)

すなはち戰時經濟の段階に入るのであるが、この期間は、金融上より更に次の四期に分けられるであらう。即ち第一期は一二年七月より同年末に至る金融緩和期、第二期は一三年春より一四年夏に至る緩和期、第三期は一四年秋より一五年夏に至る硬塞期、第四期は一五年秋以後の時期である。
第一期——この時期は、支那事變の勃發に伴ふ戰時經濟への轉入と共に、國庫の膨脹は生産規模の急速な擴充を要求し、既に一二年上半期においては不可なる逼迫を示してゐた金融市場は、生産力擴充資金需要の旺盛、金融機關の資金引揚げ等のため、全く硬塞状態となつた。政府はこれが應急對策として政府前拂の實施、預金部の短資放出、日銀の貸出範圍の擴張ならびに金利の引下げ、國債および米穀證券の買オペレーションを行ふ一方、九月の臨時議會において成立せる臨時資金調整法の施行により、平和産業部門に流入する資金を抑制し、以て軍需産業部門に對する資金の供給を確保せんとした。同時に預金部および日銀をして興銀に資金を供給し、積極的に興銀の時局産業貸出を奨助した。これ等の各種對策によつて市場は漸次好轉し、七八月には九・五厘にも上つたコール型日物レートも、一二月には最高八厘、最低六・五厘と低下し、株式市場も漸次人氣を回復したが、なほ硬塞状態を脱しなかつた。即ち別表(No. 15)に見ることく、計畫資本は一六・九億圓これに件ふ全國銀行貸出増加は九・一一億圓に達したが、預金の増加は八・五三億に過ぎず、六月より一二月までに發行された一三億

圓の公債中、約四〇%に相當する五・三三億圓が日銀の手持として残り、社債のごときは公募による發行は全く不可能であつた。
第二期——昭和十三年に入ると、政府資金放出と、資金調整法の效力があらはれ、季節的收縮期たるの事情も加はり、事態は著しく改善せられ、起債市場は盛況を示し、株式の公開も活潑に行はれるやうになつた。この間の金融指標を見れば、別表(No. 15)のごとく、一三年上半期には、全國銀行預金増加は一五億を遙かに上つてゐる。計畫資本の二〇・三億は起債市場の復活を意味するものであり、日銀手持公債は、この期間に一億圓を減じてゐる。この傾向は同年下半期に入つて益々著しく、コール型日物は七月以降、最高七厘を越ゆることなく、同期における起債額は一億圓に達した。特にこの期において注目すべきは、日銀發行高の増大と、全國銀行ならびに日銀の公債保有高の増大である。これは臨時軍事費の増大に基くもので、一二年度の軍事費二五・四九億圓は一三年度においては四八・五億圓に飛躍し、政府支拂超過は同年上期一九・五億圓、下期二八億圓、合計四七・五億に上つた。かゝる事態は、事業資金の供給を活発ならしめるものではあるが、まさにインフレーション進行の危険を内包するものであつて、貯蓄獎勵、低物價政策、物資の配給統制、利益配當制限、資金調整強化等々、一連のインフレーション抑止政策が必然であつた。池田蔵相による物動計畫(軍需



No. 15 資金蓄積並びに貸出 (D)

(単位 100 萬圓)

Table with 9 columns: Year (昭和12年 to 昭和16年), Period (上期, 下期), and various financial metrics (e.g., 全国の銀行新期蓄積増加, 全国の銀行貸付増加).

備考: (a) 全国の銀行預金増加額にして日銀を含まず。且つ當座預金を含む (大蔵省銀行局全国銀行勘定)。(b) コール・ローンを含み (同上)。(c) 新設、増資、社債の三者を合計せる計資資本 (日銀調)。(d) 日本銀行を除く普通銀行、特別銀行の合算 (大蔵省調)。(e) 月末の週末勘定により計算、利付公債、米券を含む (日銀調)。(f) 月中平均、但し \* 印は月末平均 (同上)。

第三期... この期は一言にして云へば、インフレーション進展に基き金融緩和期と稱することが出来る。そしてこの契機をなしたものは、一般に第二次

大戦の勃發であるとされてゐるが、これはあくまで外部の契機であつて、國內におけるインフレーション進行の基礎が成熟せることに本質がある。第二次大戦勃發による輸入の柱絶は確かに生産減退の因をなしたものであるが、それにも増して平和産業の抑制、事變以來の尠大な軍事費撤布による通貨膨脹、物資不足、物價の騰貴、金融機關における多額の國債負擔、滿支開發資金の負擔等々は、現金取引の増加、運轉資金の増加、貯蓄困難の増加と共に引續く生體資金の需要に面して金融梗塞を生じ、信用は動搖した。このため政府の政策も、従来一貫して来た資金供給對策において臨時資金調整策の重點主義に基き、強化、思惑資金の警戒を行ふとともに、九・一八價格停止令以下の物價抑制策が前面に押出された。この期の金融指標において注目すべきは、通貨の飛躍的膨脹である。別表 (No. 15) に見ると一四年度下期に入つて日銀券は前期の二二億零から二五億零に上り、さらに一五年度上期には三一億零に達した。銀行預金は増加したが、一方生體資金需要旺盛のため、貸出は二〇億圓の増加を來した。このため資金供給の均衡が破れ、一〇月以降の公債消化難は日銀手持八億を現出す傍ら、物價高に基き株式市場のブームは、思惑資金を吸収しはじめたのである。一五年度上期に入つて季節的收縮期にも拘らず通貨は益々膨脹して日銀公債手持は僅かに四六百萬圓を減じたに過ぎない。資金の需要は幾分減じたものの、預金の減少は更に甚だしくなつたため、金融梗塞は一段、甚だしくなり、三月末に至つてコ

ル翌日物七・五厘と統制レートを突破し、起債市場も漸次不振となつた。第四期 第三期におけるインフレーション激化の徴候に對する政府資金撤布抑制は、益々金融逼迫を甚だしからしめ、本期に入つてからは、三國同盟締結後の重要物資輸入杜絶、物資不足とコストの昂騰によつて、所謂縮少再生産の傾向が現はれ、重工業をはじめ重要企業における収益率は急速に低下をはじめた。政府支拂は相變らず抑制を受けてゐたので、資金需要の増加と共に金融は逼迫し、起債界の行詰りと株式の低落が起り、漸く信用は動搖をはじめた。かゝる事態に當面して政府は再びインフレーション進行に拍車をかけざるを得ない状態となり、一五年度九月末に應急對策として預金部資金を市場に放出し、同年夏以來抑制せられてゐた政府前拂を復活社債前貸金の預金部肩代り等起債市場對策が行はれた。かくて生産の減少、通貨の膨脹は再びインフレーションの進行を促したが、公債消化のごとき、二〇億の日銀手持を出現せしめる等、金融の梗塞は容易に更められなかつた。

業債券および貯蓄債券の發行限度を擴張して生體資金の圓滑化を圖り、後者は不動産擔保の融資限度を引上げたものである。その他資金調達に資するため國民貯蓄組合法と郵便貯金の限度引上げ、無盡業法改正等が行はれ、發券制度の擴張が行はれた (幣制の項参照)。二月後半より政府資金の引揚超過等のため金融市場はやゝ引締りの傾向を示し、三月に入つて短資レートは七厘一本を以て終止したが四月に入ると、巨額の米穀證券償還のため、市場は著るしく緩慢となつた。預金は別表 (No. 15) のごとく二月以降上半期を通じて數字上は順調に増加し、國債の消化も一〇〇%の成績と云はれるが、これは一五年度末における巨額の支拂超過のあとを受けて、起債市場の調節をはかるため、國債發行が比較的少額であつたことによる。日銀券も亦年初より上半期を通じて比較的高度の收縮率を示したがこれは發券制度の改正に負ふところが多い。また金融緩和の一面には物資難よりする企業の整理、事業資金需要減退等のことも考慮されねばならない。各月計畫資本は三月と五月に若干増加したのみで、上半期を通じて二・四八億圓の減少である。その他取引不振による資金需要の減退、購置資金の需要減退、特殊銀行のコール需要減少等の理由が數へられ計三一・四八億に達し、同期の公債發行額三・五・八二億の九七・二%が消化された。また同期中の社債起債成立額は一八・三億に上つたが、この主要な部分は特殊會社および滿支關係會社によつて占められ、一般會社債は

二・五八億圓に過ぎなかつた。下半期に入ると事態は若干異つて來る。預金は前期末の急激な増加から反轉して九・五億の減少を示し、漸次金融硬調の氣配を示さんとするが、七月中には未だ緩慢の域を脱しなかつた (別表 No. 15)。これは政府資金撤布日銀券發行の増加と、貸付の減少によるものである。政府は事業資金供給を圓滑ならしむるため七月二日より日銀公定歩合の引下げを行ひ (金利の項参照) 且つ七月一日の閣議において決定せる「財政金融基本方策要綱」により國家資金を計畫的に配分し、戰時資金運用の方針、機構、方法を改善せんとした (財政政策および金融政策参照)。また軍需産業部門における運轉資金の供給を圓滑ならしめると共に短資の効果的運用を期するため、興銀に對して總動員法に基き債務引受命令を發し、軍需手形引受制を八月二六日より施行した。







銀行券を發行し、國庫金の田納事務を代行し
てゐる。事變勃發以後は、特に戰時金融機關
の總元締として臨時資金調整法の實施と共に
同行内に資金調整局が設けられて、金融統制
の中樞的役割を果し、且つ戰費調達を意味す
る公債引受、生産力擴充資金供給を意味する
産業金融を行つてゐる。最近の主要勘定は、
下表(No. 19)のごとくであるが、このうち
銀行券ならびに公債については、すでに「財
政」「幣制」および「金融概観」において述
べられてゐるから、産業金融としての貸出を
検討することとする。これは主として興業銀
行を通じて行はれるものであつて、所謂見返
擔保制に基き、また別に軍需手形引受制度も
設けられた。日銀の貸出は、公債や銀行券と
同様に主として金融政策的意味のものであつ
て、金融が梗塞すれば貸出は膨脹し、反對に
緩慢となれば收縮する。これを數字について
見るに(統計 No. 16, 19 参照)一二月三〇
日に入ら、金融市場緩慢のため、一二月三〇
日の九・四六億から一月中旬までに五・九二
億を收縮し、同月下旬には一・七六億を膨脹
したが、月末残高は五・二九億圓で、これを
前年同期に比すれば二・八八億圓の減少であ
つた。かくの如くして一六年における緩慢期
の頂點たる六月に向つて漸次收縮したが、同
月より膨脹の傾向を示し、一月月末残高は六
・八三億となつた。

No. 19 日本銀行主要勘定

(月末残高、單位 1,000 圓)

Table with 5 columns: 銀行券發行高, 貸出, 一般預金, 公債, 昭和14年12月, 15年12月, 16年1月, 2月, 3月, 4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月

備考：一 日銀發表に據る。銀行券發行高に付ては統計
No. 12, No. 16 参照。

た。爲替業務その他一般銀行業務を管むほか
海外における國庫金の取扱ならびに預託、政
府外債發行の取扱など獨特の職能を持つてゐ
る。とくに近年日本における爲替管理の強化
以後は、ほとんど獨立的に爲替業務を掌握す
る一方、爲替相場維持に當る等、準國家機
關としての意義を著しく高めてゐる(外國爲
替)の項参照)。

日本興業銀行 明治三三年日清戰爭後工
業資金缺乏のため動産抵當金融の機關として
日本興業銀行法により創立された。從來拂込
資本の一〇倍までの興業債券を發行し得る。
充資金その他事業資金の需要増に伴つて二〇
倍までに擴張され、債券發行限度の擴張と同
時に社債前貸の實行により、あるは産業資
金の日銀よりの借入條件、限度、期間等の緩
の諸案が提出されてゐる。

和により、更には各種社債シブナイケートの
幹事銀行として、最近興業の産業金融統制力
は著しく加はつた。これと共に興業の貸出は
急速に増加しつゝあり、一六年九月末現在に
おける貸出残高は二・三・三六億に對し、前年
同期に比し四・八八億の増加を示した。この
ため現在の興業債券發行限度たる二八・七五
億に對して、僅かに五億圓餘の發行餘力を殘
すのみとなり、一六年春の議會において、臨
時資金調整法に基き興業債券發行限度は三〇
億に引上げられたが更にこれを四〇億にまで
引上げる案が提出されてゐる。その他地方銀
行遊資吸收のための時局金融手形振出、中小
企業に對する貸出の積極化等、その活動は益
々擴大されてゐる。

要業務は預金の受入によつて得た資金により
手形割引その他の短期の貸出を行ふにあり金
融市場において中心的勢力を形成してゐる。
普通銀行の集中傾向は、昭和二年の恐慌以來
とくに顯著となり大藏省の大銀行主義による
昭和二年の銀行法はこれに一段と拍車をかけ
た。すなはち日清日露兩役を経て發展した普
通銀行数は、明治四〇年において一、六五八
であつたが、世界大戰後の反動で大正五年に
は一、四二四 減じ、さらに昭和二年の恐慌を
經て同七年には五三八と約三分の一に減じ、
さらに一三年末には三四六となり、最近では
前記のごとく二〇三行と急速に減少した。し
かもこの間にはゆる六大銀行(第一、三菱、
三井、安田、三和、住友)の發展は極めて顯
著であり、今日金融市場の趨勢は、この六大
銀行に左右されるといつて可い。すなはち昭
和一五年末において、これら六大銀行の資本
金は普通銀行資本總額の三九%に垂んとし
てゐるのである(統計 No. 19 参照)。いま全
國普通銀行主要勘定を見るに、事變勃發當初
の昭和二年一〇月における預金一・一・六〇
萬圓は一六年一〇月には二・六・二〇萬圓と二
・二六倍、同期間における貸出は七・六〇萬
圓から一四・一〇萬圓に一・八五倍、有價證
券保有高は四・七〇萬圓から一・二・二〇萬圓
に二・六倍に、それぞれ増加してゐる。また
公債保有高は一二年一〇月の二・四〇萬圓か
ら一六年一〇月の七・五〇萬圓と三・一二倍
の増加である。この一面において、全國手形
交換高は若干増加したが、増加の停滯傾向が
あらはれてゐる。

【貯蓄銀行】主として庶民階級の零細な資
金を集め、これを資本として活用する機關と
して、明治二三年の貯蓄銀行法に基いて設立
された同法は明治二八年と大正一〇年の二回
にわたつて改正されたが、現行法は、小額の
預金者を保護するために、投資、おいては貸
付の擔保たるべき社債および株式の種類を限
定し、主務大臣の認可を必要とする上、一
人に對する貸付金は拂込資本金および積立金
の十分の一を超え得ざることに規定されてゐ
る。また全預金の三分の一以上は國債または
有價證券を供託し、支拂不能の預金債權に對
して取締役は連帶無限の責任を負はなければ
ならない。貯蓄銀行は大正一〇年の貯蓄銀行
法の改正により普通銀行の兼營禁止、その他
嚴重な規定が設けられたため、行數激減し、
大正七年に六六一を數へたものが昭和一六年
一〇月末には七一になつてゐる。なほ同月末
全國貯蓄銀行預金總額は五・三〇萬圓、貸出
は〇・三〇萬圓で極く僅かであり、有價證券
は四・八〇萬圓(預金の九〇・五%)、うち公
債は三・二〇萬圓(預金の六〇・五%)であ
る。



No. 20 普通銀行主要勘定

(単位 1,000 圓)

Table with 7 columns: 預金, 貸出, コーポレート, 有價証券, 預金, 現金. Rows show monthly data from 1922 to 1926.

備考: 本統計は内地、臺灣および樺太に本店を有する銀行の、同地域内における勘定概算である。\*印は日本銀行への預金を含む。資料: 日本銀行「金融」。

好況に恵まれて飛躍的發展をげたが、次いで起つた反動、とりわけ世界經濟恐慌で再び整理の運命に陥つた。現在わが國における保險の種類および規模は次表の如くであるが、金融機關として重要な役割を演じてゐるのは生命保險である。以下各種保險につき概説しよう。

至つてゐる。保險會社特に生命保險會社は國民の零細な資金を集めて莫大な資金を擁し、今日では、その運用によつて金融上極めて重要な勢力を占めてゐる。とくに事業後は政府の恩恵によつて國債消化の任務を負はせられてゐる。即ち生保の資金運用状況は次表(No. 21)の如く、一六年六月末において、資金合計五

No. 21 生保資金運用状況

(単位 1,000 圓)

Table with 4 columns: 14年6月, 15年6月, 16年6月. Rows list various assets like 現金, 預金, 有價証券, etc.

備考: 商工省保險局調。

簡易保險は小額所得者を対象とする官營保險として逓信省の所管のもとに大正五年一〇月より開始せられ、のち簡易保險局が設けられたが、爾後の發展は目ざましく、その種類も終身、養老、小兒の三種に増加した。昭和一六年八月末現在の契約高は實に一〇四億圓に上り、巨大な積立金(昭和一五年末現在九〇億)をもつて、社會政策的に、また金融政策的に、相當の役割を演じ昭和一六年一〇月末現在において公債投資額は實に一二・三六億圓を有してゐる。郵便年金は大正一五年社會施設として實施せられたが、契約高も年々激増、昭和一六年八月末には件數七六・五萬件、金額七六三・九萬圓に達してゐる。

會が設立されたが、一六年日本損害保險協會設立によつて、さらに統制が強化されることとなつた。火災保險 昭和一三年末現在會社數は四七、外國會社二六、計七三で、相互の競争はすこぶる激烈を極め、昭和二年「昭和會」なる協定機關が結成されたが、不況による目的物の價格下落、荷動き減少等によつて一層激甚となり、ために事業費の割合は増加し、保險料の相對的減少を來して業績は芳しくない。昭和一三年末現在契約高は二六〇・五億に達してゐるが、その金融的役割は乏しい。海上保險 世界大戦によつて急膨脹した海運界の反動、それに續く世界的不況の深刻化に伴つて近年の海上保險は不振を極め、昭和二年船舶保險協同會を組織して、船體保險料率の大巾引上を斷行し、その後漸次内國の大量貨物につきブルを組織して漸く安定を得た。昭和七年以來は、爲替安を契機とする輸出貿易振興によつて恢復し、さらに同一三年支那事變勃發とともに一層活況を呈するに至つたが、同年末契約高は三四・五億圓に増加してゐる。

No. 22 全國信託會社諸勘定 (単位 1,000 圓). Table with 4 columns: 12年10月末, 15年10月末, 16年10月末. Rows list assets and liabilities like 資産, 負債, etc.

備考: 信託協會調、各月末現在。資料: 日銀「金融」。



No. 23 大蔵省預金部状況

(単位 100 萬圓)

Table with 3 columns: 14年10月末, 15年10月末, 16年10月末. Rows include 借方 (I) and 貸方 (II) with various sub-categories like 國債, 地方債, 銀行債, etc.

備考: 一 大蔵省調、各月末現在。(a) 貯蓄債券、報國債券、復興貯蓄債券収入金。資料: 一 日銀「金融」。

見、爾來預金部の計算は特別會計に繰入れられ、運用規則の改正によつて嚴重な規定が設けられ、政府の政治的利用が防止されるに至つた。しかしして事變後金融における國家統制の強化に伴つて預金部の役割も著しく擴大した。すなはち次表(No. 23)の如くその資金運用における顯著なる變化は公債および特殊會社債券への投資の激増で、公債は昭和十二年三月末の二億圓から、一六年一〇月末には八億圓と約四倍に増加し、特殊會社債券は〇・六億圓から七・六六億圓に達してゐる。預金部が事變以來公債消化および満支における資本投下に如何に大なる役割を果しつつ

あるかは明かであらう。郵便貯金—預金部資金のうちその大部分を占めるものは郵便貯金および振替貯金で、國民所得の増加とともに近年著しく増加し、昭和一六年一〇月末現在九〇億圓と預金部資金總額の約七五%を占めてゐる。その増加振りは前表(No. 22)の通りで、とくに支那事變後は政府が通貨膨脹阻止、公債消化促進策として極力奨励した結果、郵便貯金は一六年一〇月末には八八億圓に達してゐる。(c) その他金融機關 右一般金融機關のほか組合金融機關として産業組合中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、庶民金融機關

3 金利

わが國金利の中心となつてゐるものは、いふまでもなく日本銀行金利である。とくに支那事變以來統制が強まり、市中金融市場における短期、長期その他の諸金利もますます強く日銀金利の動きを中心として變動してゐるといつてよい。【日本銀行金利】 日銀金利には別表の如く四種類あるが、このうち重要なものは公債擔保の貸付利率および商業手形割引歩合である。いまこれらの最近における動きを見るに、別表の如く、大正八年末以來低下傾向にあつたが、昭和六年の金融禁後はその金本位制維持のため、同年一〇、一一年の二回に互つて諸金利の大幅引上げを見た。しかし同年九月のイギリス金本位制崩壊により金輸出再禁止を餘儀なくされ、爾來いはゆる財政インフレーションの急激な進行と共に、日本銀行も政策的に低金利を採用することになり、翌七年中には三回にわたつて利下げを行つた。さらに八年、一一年と二回利下げが行はれたが、支那事變の勃發以後はインフレーション傾向の

No. 24 日銀金利最近の趨勢

(単位 日歩 錢)

Table with 5 columns: 年・月・日, 公債擔保, 其他擔保, 商業手形, 當座貸越. Rows show interest rates for various periods from 大正 8.11.19 to 昭和 16.7.21.

備考: 一 但し政府の保證したる社債及び特殊法人の債券を擔保とする割引貸付、本邦内に於て募集したる滿洲國債及び滿洲國政府保證の他特殊法人の債券又は地方債を保證とする割引 1.00 錢以上。資料: 一 日銀「金融」。

むしろ反騰の傾向を見せたが、大勢的には低金利政策に抑はられて反騰は阻止されてゐる。【長期金利】 長期に比し變動が鈍く、かつ動きの少ない長期金利も近年低金利政策に照應して漸次低下してゐる。

4 金融政策

(a) 財政金融基本方針要綱 戦時金融の基本的問題は第一に戦費の調達—國債の消化下してゐる。すなはち昭和七、八年以來従來の六分ないし五分から四分半、四分に低下した公債利子はさらに、一年には三分半の翻期的低利公債方針が確立され、従來の五分利以上の高利債は極力低利債に替へられるに至り、かくて今日においては、三分半利債が壓倒的多數を占めるに至つた。社債も高利債の低利替へが行はれ、新規發行はほとんど低利社債に限られてゐる。昭和六年末に社債利子の中心であつた六分ないし七分は昭和一年末には四分ないし四分五厘に低落し、現在では四分三厘が一般社債の基準となつてゐる。いま各種債券利廻りを見れば、別表(No. 25)の通り。

進展に對應し、一つには公債消化および價格維持、二つには繁忙を極めた事業資金の需要増を圓滑に賄ふ建前から、低金利政策は依然強行され、同一二年七月、公債擔保貸出利率が商業手形と同率に引下げられ、また一六年七月當座貸越利率が一錢に引下げられた。【短期金利】 短期金利とは、普通一般市中におけるコール日歩および手形割引率の兩者を指すが、これらも大體前述の日銀金利の引下げに照應して昭和七年以來低落の一途を辿つてゐる。もつとも昭和一年後半より生産力擴充政策により資金需要が増加し荷動き等も活潑となるにつれて、この漸落傾向は止り

下してゐる。すなはち東京銀行集會所社員銀行の證券貸付日歩を見ても昭和七年一時反騰傾向を見せたが、その後年々漸落歩調を見せつてゐる。普通銀行における預金協定期利率を見ても(統計 No. 27) 定期預金は昭和六年一二月を最高に七年八月以降今日まで數回にわたつて引下げられ、現在甲種三分三厘、乙種三分四厘となつてゐる。長期金利の代表的なるものは、公債利子、社債利子であるが、これも當局の低金利方針に基いて低

No. 25 東京市中金利の趨勢

(単位 日歩 錢)

Table with 5 columns: 年次, 割引(普通商業手形), コー(無條件のもの), 最高, 最低. Rows show interest rates for various years from 昭和 6年 to 16年.

備考: 一 \*印は10月中、たほコールにについては金融概観参照のこと。資料: 一 日銀「金融」。



No. 26 東京銀行集會所銀行金利表

(單位 日歩 錢)

Table with columns for Year (年中), Loan Type (手形貸付), Discount Rate (手形割引), and Deposit Rate (當座貸越). Rows list years from 昭和6年 to 16年 with specific interest rates.

備考:一 東京銀行集會所調、\*印は9月中。

第二に所謂生産力擴充資金の供給にあり、これがため遊資の吸収と、投資の抑制を中心とする一連の政策が強行せられねばならなかつた。事變以來の金融統制の過程は、既に「金融概観」に記した通りであるが、昭和

一六年においては、財政金融基本方針要綱の確立によつて、資金部面における統制は、一段と強化せられるに至つた。すなはち前記(財政政策参照)のごとく、年々の國民所得を概定し、これを財政的需要、産業的需要、國民消費の三者に分ち、國家資金動員に根本的計畫性を附與せんとするに至つたことは、統制の進展に一段階を劃するものであらう。いま金融政策の主要部分をなす事業資金供給政策を見るに、これを一言にして盡せば、重需主義の強化であつて、これがために金融機關を組織化し、重要産業ならびに大陸の建設に要する資金供給を潤滑ならしめ、必要な場合には、投資あるはは融資につき、國家の信用において保證、または債權の肩代りをなさんとするものである。かくて官民一切の金融機關を動員、組織し、以上のごとき事業資金の供給を行ふと共に、老大な公債消化をも可能ならしむる如く「公益的に計畫的に、且つ統一的に」資金を流通せしめんとするものが本要綱の眼目である(細目に關しては「財政政策」参照せられたし)。

とともに、日銀自體としての事業資金供給を積極化せんとするもので、このため日銀條例の改正が約束されてゐる。次に金融機關の組織化であるが、従來臨時資金調整法、銀行等資金運用令によつて調整されてきた資金供給を、さらに完全に政府の政策に適合せしめるため日銀を中心とする組織體を結成せしめ、共同融資あるはは投資等を益々潤滑に遂行せんとするものである。しかしてこれは着々實行に移され、金融協議會の再編成、普通銀行團の設立、時局共同融資團の設立等となつてゐる。以上のごとき「組織化」と併行して、金融機關の整理統合、經營の改革、合理化を圖り、金融の各種系統間の調和、政府資金ならびに政府關係資金運用の統一が企圖されてゐる。さらに民間金融機關の融資あるはは投

No. 27 東京普通銀行協定利率

Table with columns for Implementation Date (實施年・月・日), Regular Deposit (定期預金), Current Deposit (當座預金), and Special Current Deposit (特別又小口當座). Rows list dates from 昭和6.4.1 to 15.2.15 with interest rates.

備考:一 定期は年利、當座は日分。

No. 28 有價證券利率

Table with columns for Bond Type (公債, 社債, 株式) and Interest Rate (%). Rows list years from 昭和10年(平均) to 16年 with specific interest rates.

備考:一 各數字は月平均相場より算出せるもの。\*印は月初相場により算出。

資に對する政府の保證が約束され、また直接企業に對しては企業資本の活用による「自己金融能力」の増加を圖らしめ、必要の場合には國家の資本的援助も約束された。(註)\*九月一日決定を見た時局共同融資團運営方針としては、加盟銀行全部の共同融資を行ふと共に、加盟銀行一部の共同融資、または單獨融資についても斡旋の勢をとり、必要の場合には國家信用の發動を要請する等、逼迫せる時局に對する長期金融の方法、金融機關の連絡強化等が規定されてゐる。

(六) 融資又は保證の期限——命令發動の時より一應一ヶ年とし必要ある場合においてはこれを延長す  
(七) 融資利率及び擔保——商業手形の再割引による場合の外擔保を徴するものとし擔保の種類に從ひて公定割引歩合を適用す(保證の場合には保證料を徴せず)  
(八) 受命銀行——日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行

とを限度とする  
(四) 融資金の使途——預金その他これに準する債務支拂資金に限る  
(五) 融資又は保證をなす期間——命令發動の時より一應一ヶ年とし必要ある場合においてはこれを延長す  
(六) 融資又は保證の期限——命令發動の時より一應一ヶ年とし必要ある場合においてはこれを延長す  
(七) 融資利率及び擔保——商業手形の再割引による場合の外擔保を徴するものとし擔保の種類に從ひて公定割引歩合を適用す(保證の場合には保證料を徴せず)  
(八) 受命銀行——日本銀行、朝鮮銀行及臺灣銀行